

令和 6 年 1 2 月 3 日（火）

（第 1 日 目）

令和6年第5回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和6年第5回苓北町議会定例会は、令和6年12月3日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	田嶋 健司	2 番	山口 利生
3 番	廣田 幸英	4 番	松本 良人
6 番	田嶋 稔	7 番	倉田 明
8 番	錦戸 俊春	9 番	高戸 幸雄（副議長）
10 番	野崎 幸洋（議長）		

3. 不応招議員

5 番 浜口 雅英

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	錦戸 雅志
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稲尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおはようございます。

本日浜口議員からの欠席届が出ております。

只今の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、只今から、令和6年第5回荅北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、山口利生君。3番、廣田幸英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月5日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月5日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、私から諸般の報告を申し上げます。

9月24日、天草広域連合議会全員協議会及び令和6年第5回天草広域連合議会臨時会に出席しました。

10月9日、オンライン形式で開催された熊本県町村議会議員研修会に議員とともに参加しました。

10月25日、熊本県市町村自治会館で開催された熊本県町村議会議長会第3回理事会に出席しました。

11月1日、天草広域の国県道路整備促進に係る要望活動に、倉田建設経済環境常任委員長とともに出向きました。要望先は熊本県知事部局と県議会です。

11月5日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

11月6日、熊本産業展示場（グランメッセ熊本）で開催された熊本県町村議会広報

研修会に議会広報特別委員会委員とともに出席しました。

11月10日、富岡小学校で開催された苓北町防災訓練に議員とともに出席しました。

11月13日、東京・NHKホールで開催されました第68回、議長全国大会及び全国町村会館での県関係国会議員への要望活動・意見交換会に出席しました。

11月17日、東京・スクワール麹町で開催されました関東ふるさと苓北会総会に、廣田議員、田崎議員とともに出席し、交流を深めてまいりました。

11月25日、令和6年第6回天草広域連合議会定例会に出席しました。

苓北町監査委員から令和6年度8月分、9月分、10月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があっております。

町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。行政報告をさせていただきます。まず、10月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

10月5日（土曜日）に、今年1月1日の能登半島地震を教訓として、大規模な地震で橋が落下するなどして通行できなくなり、天草地域全体が孤立する事態を想定した大規模防災訓練となる熊本県総合防災訓練、図上訓練が、熊本県が実施主体となって、天草全域で実施されました。苓北町においてはこの訓練に合わせて住民避難訓練も実施をいたしました。

次に、10月6日（日曜日）に町民体育祭を、志岐地区が志岐小学校グラウンド、並びに、富岡地区が富岡小学校グラウンドでそれぞれ開催をいたしました。

次に、10月10日（木曜日）から14日（月曜日）までの5日間、苓北町5窯元、天草市天草町2窯元が参加して、第35回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催されました。期間中、苓北町の窯元には2,060人の来客がございました。

次に、10月13日（日曜日）に、志岐小学校創立150周年記念式典が、志岐小学校体育館で開催され、来賓や保護者の皆様など約300人の出席のもと、記念式典や、児童の学習成果発表などが盛大に執り行われました。

次に、10月17日（木曜日）に志岐地区と富岡地区、10月18日（金曜日）には坂瀬川地区と都呂々地区の敬老会を開催いたしました。

次に、10月27日（日曜日）に、富岡城百閑土手一帯において、第8回富岡城お城

まつりが開催されました。富岡城と富岡西海岸ウォーキング、体験ペーロン、ステージイベント、富岡城物産展などが行われ、約2,500人の人出で賑わいました。

次に、同日10月27日には、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。苓北町の投票率は59.28%でした。

次に、11月2日（土曜日）、午後2時50分から苓北町町民総合センター前をスタート、苓北町麟泉運動公園をゴールとした第12回苓北夕やけマラソン2024を開催いたしました。4キロ、10キロ、ハーフマラソンの各種目に、遠くは山形県をはじめ、九州各県及び町内外の各地から、申し込み者779人のうち、前日までの台風接近の影響などもあり、当日は641人の参加をいただき、夕やけの中を力走していただきました。

次に、11月10日（日曜日）午前8時30分から富岡小学校の建物火災を想定した消火活動、避難誘導、人命救助などの防災訓練を実施いたしました。訓練には、富岡小学校の児童並びに教職員、消防団の参加のほか、苓北町ボランティア連絡協議会の皆様にも参加いただき、非常食の炊き出し訓練も行いました。これらの訓練を通して、消防と学校等との相互協力体制の確立と、防災意識の高揚を図りました。

次に、11月17日（日曜日）には、東京都内のスクワール麹町において、関東ふるさと苓北会総会が開催され、苓北町から、私並びに野崎議長や議員さんほか、計6人が出席をいたしました。総会では会員多数の出席のもと、他地域のふるさと会の皆様など、来賓の方々にも多数ご臨席をいただいた中で、苓北町の近況をご報告するとともに、出席者の皆様と歓談を行ってまいりました。また、趣向を凝らした出し物や、会員相互の交流など、ふるさとの話題で大いに盛り上がりしました。

次に、11月17日（日曜日）には、都呂々木場地区で天竺天の川西遊記登山イベントが開催され、登山者111人の参加のほか、地元特産品の販売が行われ、賑わいを見せました。

最後に、先日12月1日（日曜日）には、天草市志柿コミュニティーセンターにおいて開催された、熊本・天草幹線道路（本渡道路Ⅱ期）中心杭打ち式に、野崎議長とともに出席をしてまいりました。

これまで開催しましたそれぞれの行事に、議員皆様方には、大変お忙しい中にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

まず、12月15日（日曜日）には、午後2時から八代市において、八代・天草シーライン構想推進大会が開催されます。

次に、12月19日（木曜日）には、先にご報告しました、10月5日に実施された熊本県総合防災訓練図上訓練の後段訓練として、天草地域と水俣地域において、実際に

自衛隊や警察、消防、携帯会社などの関係機関が出動する実動訓練が実施されます。計画案によりますと、苓北町では、海上自衛隊の輸送艦が苓北発電所の岸壁に着岸し、車両を輸送艦から降ろす訓練計画となっております。

次に、今月２７日に役場の仕事納め式が済みますと、１２月２８日から１月３日まで、年末年始休暇に入ります。

また、１２月２８日から３０日までの夜間は、消防団による年末警戒が行われます。

明けまして、１月４日（土曜日）には、午前１０時３０分から志岐集会所において、苓北町二十歳のつどいを開催いたします。なお、今回の対象者は６４人となっております。

次に、１月５日（日曜日）には、午前８時４０分から農村運動広場におきまして、苓北町消防団の出初式を開催いたします。

次に、１月１８日（土曜日）には、午後１時から天草市牛深総合センターにおいて、島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想推進地方大会が開催されます。

次に、同日１月１８日には、午後６時から苓北町町民総合センターにおいて、木村熊本県知事が県内市町村に出向いて県民から直接意見を聞き、各地域の現状や課題を把握することを目的に、お出かけ知事室～ともに未来を語る会～が開催されることとなっており、木村知事と苓北町民との意見交換が行われます。

次に、１月２５日（土曜日）には、午前１０時から本渡五和農業協同組合大会議室において、熊本・天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会が開催されます。

次に、２月２日（日曜日）には、午前９時３０分から農村運動広場において、第１２回健康づくり駅伝大会が開催されます。

最後に、その他のご報告でございます。

昭和３０年１月１日に苓北町が誕生してから、来年、令和７年が町制施行７０周年を迎える記念の年となります。また、雲仙天草国立公園の天草地域指定から令和８年７月２０日で７０周年を迎えることとなります。このことから、将来にわたって天草の風光明媚な自然景観を継続して保護していくとともに、観光振興への機運をさらに高め、改めてその魅力を感じてもらうため、雲仙天草国立公園、天草地域のテーマソングとも言える天草小唄のメロディーを、来年１月１日から防災行政無線の時報として放送することといたしました。特に曲の３番は、頼山陽が詠った、雲か山か呉か越かにちなんだ歌詞となっております、苓北町にゆかりの深い歌でもあります。

町民の皆様へは、広報れいほく１２月号でのお知らせを考えております。まずは議員の皆様にお知らせをさせていただきました。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期苓北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

通告1番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 通告1番、議員ナンバー1番、田嶋健司。先に通告していただいたとおり、2点についての一般質問を行いたいと思います。

まず1つ目、学校給食の無償化について。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、2023年では、生活が「苦しい」と回答した世帯は、全体の59.6%に上り、その原因としては物価高騰が挙げられています。物価高騰の原因としては、ロシア・ウクライナ戦争等の世界情勢の不安定による国際的な原料価格の上昇や、円安による海外からの輸入コストの増加などがあります。日本銀行によると、2024年以降も物価上昇は続くと予想されています。また、子育て中の世帯には、特に食料と光熱費の値上がりが家計に深刻な影響を与えています。山崎町政に代わり、依然として進んでいる少子化を食い止めるために、子育て支援に関する計画の見直しをされ、子ども・子育て支援事業をはじめ、子どもに関するその他の施策を一体化した「こども計画」の策定について検討され、今年度から行われている保育料の無償化は、未就学児がいる子育て世代には大変ありがたい支援で、大変素晴らしいことだと思います。限られた予算の中で、保育料の無償化の予算の確保にはご苦労されたと思います。ですが、小学校・中学校がいる子育て世代にも支援を広げることはできないでしょうか。その支援の1つが、義務教育学校給食費の無償化です。実現するには3,200万円程度の予算が必要ですが、令和5年度のふるさと納税額が9,365万円にもなっていることから、ふるさと納税等の税外収入に力を入れていけば、捻出することが可能になるのではないのでしょうか。山崎町長のお考えをお伺いします。

続きまして、第2点目、町内の老後単身者軽減に向けた提案。日本総合研究所は、65歳以上で配偶者と子など、3親等以内の親族がいない「身寄りのない高齢者」が、2024年は268万人の水準だが、未婚化の進展などで1.5倍に膨らみ、2050年の時点では448万人になり、高齢者の9人に1人程度を占めると試算されています。また、子どもがいない高齢者は、2024年の459万人から、2050年には、1,032万人に倍増し、配偶者もいない人は、371万人から834万人に増えるとされています。3親等以内の親族がいない高齢者のうち、公的介護保険で要支援や要介護の

認定を受けている人は、34万人から59万人に倍増し、自治体の支援が行き届きにくくなる恐れがあると予想されています。令和2年の国勢調査での、本町の高齢者予備世代（40～64歳）の未婚者は526人（男性338人、女性188人）になります。その中には、老後の生活を不安に思っている人が多くおり、その解消にパートナーがいればと思う人もいます。

本町の第14期基本計画の中にある子育て支援の一環で行っている、結婚の支援事業があります。その結婚支援事業は39歳までと年齢制限が設けてあります。高齢者予備世代は参加出来ず、出会いの場が制限されています。老後単身者問題の解決策の1つとして、高齢者予備世代でも、結婚支援事業を行ってみてはどうでしょうか。人口増加にはつながらないかもしれませんが、中高年同士が結婚することで、老後の生活の不安解消の手助けになると思います。また、単身高齢者世帯が減ることになれば、地方自治体の負担も軽減されるのではないのでしょうか。山崎町長のお考えをお伺いします。

回答次第で自席にて再質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

1項目目の学校給食費の無償化についてのご質問ですが、子育て支援対策については、国の動向や財源確保の状況を見ながら、段階的に強化していくこととしておりますが、その1つとしての学校給食費の無償化については、これまでも議員皆様からご質問をいただいていたところでございます。給食費の無償化の原則的な考えといたしましては、やはりこれは、地方のそれぞれの財政状況によるのではなくて、やはり義務教育でございますので、国においてきちんと制度を示していただくべきだというふうにもまずもって考えております。それを念頭に置きながら答弁をいたしたいと思います。

今日、田嶋議員からは給食費無償化の財源として、ふるさとづくり寄附金を充当したら可能ではないかということであります。昨年度、ふるさとづくり寄附金を伸ばすことができた1つの大きな要因として、昨年10月1日から、寄附金受領総額のうち、返礼品や配送料、事務手数料、広告費などを含む募集費用総額が50%以下となるよう、総務省のふるさと納税の運用ルールが厳格化されたことから、その前の9月までに駆け込み需要があったため、昨年度は寄附額の増加となりました。しかしながら、今年度の4月から10月までの寄附額は、1,523万6,000円となっており、令和5年度の4月から10月までの寄附額5,410万5,000円と比べると、約28%にとどまっております。寄附額の増加に向けた取り組みとして、返礼品目やポータルサイトの追加なども行っておりますが、日本全国におけるこの競争の中で厳しい状況下でございます。このようなことから、ふるさとづくり寄附金については、まだ各年度により寄附額の変動が大きく、安定的な財源の確保となるような状況には至っていないため、継続的に学

校給食の無償化を行うための財源としての充当は、まだ厳しいのではないかと考えております。いずれにいたしましても、学校給食費の無償化については、国の来年度予算の動向も見極めながら、引き続き検討をしてみたいと思います。

次に、2項目目の町内の老後単身者軽減に向けた提案といたしまして、中高年の皆様同士の結婚による老後の生活への不安解消のため、40歳から64歳の結婚支援事業を実施してみてはどうかとのご提案がありました。

現在、苓北町では、福祉保健課におきまして子育て支援事業を、企画政策課におきまして結婚支援事業を実施しているところでございます。企画政策課では未婚者（独身者）を対象としまして、天草市と共同で、出会いの場を提供するためのイベントを年に複数回実施しているところであります。このイベントは、それぞれの回で内容を変えており、参加対象者の年齢層もその内容に合わせたところで設定をされております。直近で開催されました「あまくさ縁結び白鶴浜ビーチサイドウォーク」では、議員ご質問のとおり、対象年齢は25歳から39歳までの独身男女と設定されておりますが、その他のイベントでは、対象年齢を35歳から49歳までに設定されているものもございますので、年齢層を拡げての事業実施も検討してみたいと考えております。

以前は苓北町内においても農業者同士や事業者同士の出逢いの場づくりがございましたが、現在はそういった事業が実施されておりませんので、天草市と連携して婚活イベントを現在は実施をしている状況でございます。この他、地域におけるスポーツや健康づくりグループ、カラオケや文化活動など、様々なグループ、サークル同士の活動の中で、幅広い年齢層の方々に出逢いの場、ふれあいの場を利用していただきながら、良縁に恵まれ、1組でも多くのカップルが誕生し、末永くお幸せになっていただきたいと願っているところでもございます。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） ありがとうございます。

まず第1点目の、学校給食費の無償化についての再質問ですが、私は3人の子を持つ親です。自分の子どもを食べさせるのは、親の務めだと思っています。給食費の無償化の発議が浜口議員から幾度出ても反対したのは、給食の無償化を無理に行い、町の財政を圧迫すれば、そのツケを将来の子どもたちが払わなければならない可能性があり、そうなれば、自分の給食費を自分で払うことになるので、親の義務をなすりつける形になってしまうと思ったからです。

県内では14の市町村が、今年度給食費の無償化を行っていますが、いくつかの市町村は、政府が無償化を今後もしなければ継続していけないと聞いています。政府を当てにせず、町独自でも継続可能な予算を確保するために、町執行部と慎重に検討していく

べきだと私も考えています。ですから、無償化が現在では厳しいのであれば、保育料で行ったように、2人目は半額、3人目以降は無料というのはどうでしょうか。

また、先程提案したように、ふるさと納税が財源の鍵だと考えていますが、令和6年度は思うように伸びていないようです。安定するように努力していく必要があると思います。ふるさと納税は自治体が集めた寄附の使い道が分かりにくいと批判もあり、総務省が2017年に使途を示した上で寄附を募る、クラウドファンディング型などを推奨しています。現在ある返礼品の中から数点を選んで、この商品を購入すると、給食費の無償化の財源に使われます、と全面的に押し出し、寄附する人に明確に示してみてもどうでしょうか。給食費の無償化に使われると明確にすることで、共感してもらえる支援者の協力を得られるのではないのでしょうか。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず、学校給食費の無償化の件でございます。

先程の回答でも申しましたが、国の来年度予算の動向を見極めながらということでお答えをしました。来年度予算の編成におきまして、石破首相は地方創生に係る交付金を倍増したいという発言をされております。地方創生推進関係交付金は、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的、主体的で、先導的な取り組みを支援することにより、地方創生の進化を促すというものでありますので、このことから改めての回答になりますけれども、この地方創生の交付金の内容等も見極めながら、国の来年度予算の動向を見て、ご提案の方法も含めて引き続き検討をしてみたいと思います。

それからふるさとづくり寄附金でございますけれども、先程申しましたように、5年度と比べまして今年度は大変苦戦をしております。そういった中で現在の業務委託事業者がちょうど今年で3年目を迎えておりまして、なかなかですね、こちらの目標額に達していけないというようなこともございまして、次年度に向けては新たな業者の選定を行いたいということで、先に業者選定のプロポーザル方式で業者選定の選考会を行ったところでございます。2社から応募がありまして、1社を決定いたしまして、これはまたこれまでと違う次の新たな業者をですね、指定しながら、来年度はより多くのふるさとづくり寄附金の獲得へ向けて、町としましても努力をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） このことはですね、大変重要だと思いますのでよろしくお願いします。

また、この施策についてですね、給食の無償化についてはですね、本当に一度無償化してしまえば、また有償化にっていうことができないと思いますので、本当に執行部の方ですね、計算をちゃんとしてからですね、できるという判断のもとで、やっぱり行

ってもらいたいと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、2番の町内の老後単身者軽減に向けた提案のことなんですけど、まずですね、町内もやはり独身者が多くですね、これから先、老後に向けてですね、本当に心配の種ではありませんが、やっぱり難しい問題が出てくると思っています。町内でもですね、ひとり暮らしのところで発見が遅れてですね、お亡くなりになる例も数件発生しているみたいですので、これから相互介助ができるようなですね、施策をいろいろ考えていかなければいけないと思っています。

その考えの中ですね、いろいろな施策がありましたら、少し山崎町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程田嶋議員のほうから、高齢者予備世代ということで、40歳から60歳代以後の方ですね、結婚の支援をとというお話がございました。

確かに最近私もですね、周りの方々からお話を聞きますと、うちの息子も40過ぎたんだけど独身だということで、なかなか結婚するという意識がまだまだ薄いんじゃないかというお話を聞きました。やはりこれはですね、先程申しましたように、以前は青年団があり農業者同士の会があり、そういった形で交流の場があったかと思うんですけども、その場がなくなっているというのも事実だと思います。ですから、そこはそれぞれ農業団体にしろ商工会にしろ事業所にしろ、そういった機会をつくるのがまず1つじゃないかなというふうに思っております。

それからせんだってですね、私、ふるさとふれあい文化祭がございましたので、参加をさせていただきました。21組の参加者の中ですね、やはりカラオケとか、いろんなグループがですね、できておまして、これはこれで田嶋議員がおっしゃるように、老後の単身者世代が触れ合う場になるんじゃないかなというふうにも感じましたので、こういうやはり、こんなサークルとか、今グラウンドゴルフも盛んに行われておりますけども、こういったグループ活動を通して、お互いが仲良くなっていれば、これ良縁というか、そういう巡り会っていかですね、それも可能ではないかなというふうには思っておりますので、改めてここはそれぞれこういう活動をですね、ご支援していただきながら、結婚の推奨をできればというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） そういう方法もですね、ご検討いただければと思っています。

あとですね、最近ではマッチングアプリやAIを使ってですね、支援活動とかがですね、よその地区でも盛んに行われてるみたいですので、そういうAIとかですね、マッチングアプリのご検討はどうお考えでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） マッチングアプリの件はですね、実は天草市の議員の皆様からのお話もありまして、実は今年度にですね、天草市の議員さん、職員と一緒にですね、愛媛でしたかね、そこでもう自治体がアプリを始められているというところがあって、そこに研修に行かせております。なかなか、ただそのアプリによる結婚の場合はですね、いろいろ両者間の後のトラブル等も発生しているようなので、そこがどうなのかという懸念もありますけれども、そういったものも検討しながらですね、今後自治体としてそれが可能なかどうか、これは天草市共々検討してまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） なかなかですね、独身の方ですね、引っ込み思案っていうかですね、そういう交流が苦手とかですね、そういう人も多いと思いますので、いろいろな方法を使ってですね、町の方が、行政の方がですね、援助じゃないですけど、していかないと、なかなか結婚までですね、至らないと思いますので、その辺はよろしく願いします。

私の質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） これで田嶋健司君の一般質問を終わります。

通告2番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） おはようございます。通告2番、9番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

師走、12月となり、今年もあと僅かとなりました。何となく落ち着きがない今日ではございます。寒さが本格化し、空気が乾燥すると感染症が広がる恐れがあると、熊本県では呼びかけを行っているところでございます。私たちもお互い健康に気をつけ、新しい年を迎えたいと思います。

さて、今回私は、1つ目にがん患者などへのアピアランスケア推進事業と、ヒトパピローマウイルス（HPV）への取り組みについて。2つ目に、中小地場産業、特に水道事業者育成について。3つ目に学校施設、特に体育館の空調施設整備について。以上の3点について、質問を行います。

それでは早速最初に、がん患者などへのアピアランスケア推進事業と、ヒトパピローマウイルスへの取り組みについて質問を行います。

苓北町振興計画・ふるさと苓北未来プラン・実施計画書（令和6年度から令和8年度）の施策項目、健康づくりの総合的推進の主要施策、健康診査・指導者の充実とし、事業説明において、受診率の向上に向けた取り組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導、がん検診を実施するほか、健康教育・健康相談の充実に努めますとあります。改めて、町民一人一人に対し、安心できる健康・福祉の町づくりの方針を定め、鋭意努力されていることに対し、感謝を申し上げるところでございます。

その中にあって、3大疾病と言われる「がん」「心疾患」「脳卒中」対策については、各々の自治体において、最近、種々の事業が展開されているようでございます。熊本県においては、がん患者支援策として「熊本県がん患者アピアランスケア推進事業」が定められております。そもそもアピアランスケアとは、広く一般的には「医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」と表現しているということでございます。具体的な事業目的として、がん治療による脱毛や、手術療法による手術跡など、外見の変化が生じたがん患者が治療と学業や仕事等との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持することができるよう、外見の変化を補完するウィッグや、乳房補正具等の購入費用に対し、市町村が実施する助成事業に県が補助することにより、がん患者の経済的及び心理的負担を軽減し、がん患者の療養生活の質の向上を図ることを目的とするとあります。既に上益城郡益城町では、医療用補正具の購入補助金が実施されているようでございます。また、隣接の自治体にあつては、天草市が「天草市アピアランスケア推進事業要領」を令和6年9月20日から施行し、令和6年4月1日以降購入した用具の購入費用についても適用するとした補助金要領が出されているようでございます。

このように隣接する天草市において、がん患者支援策が定められておりますが、当町、苓北町では、今後、がん患者に対する支援策をどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

次に、ヒトパピローマウイルスへの取り組みについて、11月12日付けの郷土紙に、阿蘇郡高森町において、様々ながんなどの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンを男性が接種する場合の費用の助成を始めた。町によると、男性への助成は、熊本県内で初めてであるとした記事が掲載されました。従来は「子宮頸がん」を予防するワクチンとして、女性に対し、国の定期接種となっており、費用は公費負担とのことでございます。また、HPVは中咽頭がんも引き起こす原因であり、しかも男性の患者が多いのが特徴であるとのこと。高森町では「接種をしたい」という声に応えたとあります。本町、苓北町では、この案件について、今後どのような取り組みで臨まれるか、その姿勢についての見解を求めます。

次に、2つ目の中小地場産業、特に水道事業者育成について。

私はこの案件については度々質問を行っているところでございます。災害発生時は規模の大小にかかわらず、まずはライフラインである電気、水道、ガスの復旧が急務となります。電気事業を除き、そのときに復旧作業に当たるのは、地元の業者の方でございます。本町の水道事業は、本年度から企業会計に移行し、独立採算制が求められています。経営的には大変な苦労があることは存じているところでもございます。人口の減少が進む現状を鑑みると、水道使用量が減少し、おのずと料金収入が減収することは目に

見える状況でもございます。幸いにして、水道管の更新については、他の自治体と比較すると進んでいる状態ではないかと思えます。現在の状況をまずもってお伺いをいたします。今後は、配水池の改良更新等の計画が望まれるかと思いますが、いかがですか。併せてお伺いをいたします。

そこで現在、水道関連事業を主な生業とした事業者は、どの程度町内に登録されておりますか。そのうち、緊急な場合において、現場に即応した対応できる体制が整っている事業者は、登録事業者のうち何割程度なのでしょう。できる範囲での答弁をお願いいたします。

私は、計画的な更新事業達成のため、確かな財政計画のもと、速やかな事業の展開を求めます。そのことによって、事業の発注が行われ、水道事業従事者の技術が高まるとともに、育成が図られるのではないかと思います。いかがですか、見解を求めます。

最後、3つ目の学校施設、特に体育館の空調施設整備について。

さて、令和6年熊本県民体育祭天草大会が9月14日から9月22日に開催されました。天候不順のため、一部種目において試合ができなかったことについては、長期にわたる準備を進めてこられた事務当局のことを思うと至極残念であったと考えますが、大会を通じ、人と人との交流を深め、大分の成果があったことについては、いろいろ喜ばしいことだと思います。

私は、市民センターにおいて開催された総合開会式に出席した後、ゲートボール及びグラウンドゴルフ、そして天草市立稜南中学校で開催された男子ハンドボールの応援にまいりました。大変暑苦しい中でありましたが、会場は居心地のよい状況でした。試合の結果は残念な成績ではありましたが、空調設備が整い、すがすがしい中での試合の展開でありました。大会に間に合うよう工事が進められていたようでございます。学校を取り巻く整備が体育館の空調まで進むとは、私は将来のことと考えておりましたが、今現実としてここにあったわけでございます。そして、令和6年度において、有明中学校をはじめとし、稜南・本渡東・五和・牛深・牛深東中学と順次入札が行われ、本渡中学校体育館空調整備工事の入札が10月10日を最後とし、天草市全ての空調設備工事の入札が終わり、今年度の竣工を目指して整備が進められているようでございます。学校での利用をはじめ、地域間の交流の場とし、また、災害非常時の避難箇所とし、今後幅広い活用が進められていくのではないかと考えるところでもございます。なお郷土紙の報道によると、天草市12月定例市議会に、牛深と有明地区の体育館空調整備費1億9,641万円が補正されるようでございます。工事費として多額の経費が充当され、その後の維持管理費等が必要とされます。十分な財政計画に基づいた整備であろうと思っているとおりでございます。本町、苓北町では、今後中学校の改修という大きな課題を抱えておりますが、隣接の天草市では、令和6年度全ての中学校体育館の空調整備が整

うわけでございます。この状況を鑑み、どのような姿勢で今後対応されるか、その見解をお伺いいたします。

以上で、私の最初の質問を終わります。答弁を得た後、自席にて一問一答方式により再質問を行いたいと考えます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず質問事項1 項目目のがん患者へのアピアランスケア推進事業についてのご質問ですが、がん患者へのアピアランスケア推進事業については、令和6年度から熊本県でも熊本県がん患者アピアランスケア推進事業として開始されておりまして、令和6年度中に実施している市町村は、予定も含め17市町村でございます。事業の目的としましては、外見の変化が生じたがん患者が購入するウィッグや、乳房補整具等の購入費用を補助することにより、経済的負担を軽減し、がん患者の生活の質の向上を図ることとされております。このようなことから、苓北町におきましては、令和7年度から熊本県の事業を活用し取り組んでまいりたいと現在のところ考えておりまして、今後予算編成の中で、内容等の協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次にヒトパピローマウイルスについてのご質問ですが、ヒトパピローマウイルス（HPV）への取り組みにつきましては、現在は子宮頸がんを予防するワクチンとして、女性の12歳から16歳までが定期接種として実施されております。子宮頸がんについては、感染後にどのような人が子宮頸がんを発症しやすいか分からないため、誰にでも発症する可能性がございますので、多くの人にワクチンを接種していただきたいと考えております。男性への接種に関しましては、令和6年8月現在、厚生労働省が承認しているHPVワクチン3種類（2価、4価、9価）のうち、4価ワクチンが9歳以上の方へ任意接種としてできるようになっております。熊本県内での助成状況としましては、先程高戸議員からもありましたように、県内で唯一高森町で実施されていることを町といたしましても把握をしておるところでございます。苓北町といたしましては、今後の国の動向を注視し、医師のご意見等も伺いながら、慎重に進めてまいりたいと考えているところでございます。なお、近隣の天草市、上天草市の状況を確認しましたところ、令和7年度での実施予定は現在のところないとのことでございました。

次に、2項目目の中小地場産業、特に水道事業者の育成についてのご質問であります。

まず、1点目の水道管の更新状況と配水池の改良更新等の計画についてお答えをいたします。

水道管の更新につきましては、毎年漏水が頻繁に発生している老朽管の更新工事を行っています。また、配水池の改良更新等につきましては、公営企業会計へ移行し、国庫補助金を活用できるようになりましたので、水道施設台帳に基づき、今後計画的に更

新を行ってまいります。

次に２点目の水道事業者の登録状況でございますが、現在町の給水装置工事指定業者の登録者数は２８社でございます。うち、町内に事業所を構える事業者は１１社で、全体の約４割になります。なお、平成２９年度までは、５６社ありました登録事業者は、現在、半分の状況ということになっております。また、漏水事故などの緊急時に即時対応できる苓北町管工事組合と連携を図っておりますが、実際に実働できる業者は４社（約４割）でございます。これは水道を主として生業とする水道経営の現在の厳しさを表しているのではないかと考えているところでもございます。しかしながら、水道はなくてはならない重要なライフラインでございます。議員ご指摘のとおり、水道事業を取り巻く状況は厳しさを増しつつございますけれども、公営企業会計が行っている事業の意義、必要性などを検証し、併せて今後の経営戦略等も見直し、修正を行いながら、配水池等施設の更新につきましては、可能な限り迅速かつ適正に行ってまいりたいと考えております。また、水道事業者への技術の継承、担い手不足等の課題につきましても、管工事組合とも解決へ向けて引き続き協議を行ってまいります。

次に３項目目の学校施設、特に体育館の空調施設整備についてでございますが、近年における気候変動や熱中症のリスク、防災拠点としての環境改善などの理由から、公立小中学校等の体育館への空調設備の導入が進んでいることは承知をしているところであります。苓北町におきましては、本年度より災害時に備えた避難所用品の平常時の活用を図るため、移動式スポットクーラーを６月１８日から各小中学校体育館へ２台ずつ配置をいたしております。移動式スポットクーラーは体育館全体の冷房は難しいわけですが、床に置いて大型扇風機と組み合わせて使うことによりまして、冷たい空気を循環させたり、人がいる場所だけにピンポイントに空気を冷やしたりするなど、柔軟な活用ができますので、その取り組みを現在行っているところでございます。また、夏場に中高生の合宿利用が特に多い、都呂々小学校体育館につきましては、本年度、更衣室２か所にエアコンを設置いたしまして、練習や試合時のクーリングルームとして活用をしていただいているところでございます。学校体育館の空調設備につきましては、導入する際は、空調設備の設置と併せて、高戸議員もおっしゃったように、冷暖房効率を高めるためのいろんな断熱改修工事等も必要となりますし、導入後のランニングコストも当然考慮する必要がございます。議員のお話にありました件で、天草市教育委員会に問い合わせを行わせましたところ、天草市の場合は空調設備の設置のみで施工されておまして、それぞれ体育館の規模により事業費は違いますが、２，０００万円から５，０００万円を要しているということでございまして、全て単独での事業ということでございました。また、議員ご承知のとおり、苓北町では町内小学校の統廃合や、苓北中学校の改築といった課題を抱えております。これらの諸課題につきましては、苓北町学校教育

審議会から本年11月5日付けで、今後の町内小中学校の学校規模適正化に向けた具体的な方策の答申がなされ、将来の学校教育環境整備に向けて、これから優先的に対応していく必要もございます。従いまして、これからの学校教育活動の場、休日・夜間の社会体育での町民の利用状況、そして指定避難所としての機能などを総合的に考慮しながら、国の財政措置も踏まえ、学校体育館の空調設備の設置に向けた検討につきましては、引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それでは再質問に移りたいと思います。

まず、がん患者への支援でございますけれども、答弁の中で、令和6年度において、熊本県下45市町村でございますけれども、うち17市町村が予定を含め実施するというところでございます。そうすると、約4割がもう既に実施、あるいは予定というふうになります。隣接の天草市で、もう既に実施がなされています。そこで、私のほうにも、隣の天草市で実施しているんだから、苓北もどうにかならないものですかという相談があって、今回の質問をいたしました。来年度から、本町でも県の事業を活用し、取り組むということでございますけれども、今後はですね、できるだけ隣接の市町村とはいろんな事柄については同時進行形の形で進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町のほうにおきましては、情報収集等を行いながら、関係市町村と連携を図りまして取り組んでまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） よろしくお願ひしたいと思います。やはり隣はやっとなにうち駄目かい、ということがないように。それから、HPV支援についてはですね、現在高森町のみということで、今後慎重に進めていくという答弁を得たところでございます。日頃からせめてですね、天草保健所管内、要するに上天草市、天草市とは連携を密にしながら、この事業についても、今後進めていただきたいと思います。

それから、次の2番目の水道事業の育成でございますけれども、苓北町もですね、水道はなくてはならない重要なライフラインという位置付けはしてございますけれども、その中でも水道事業を取り巻く状況は大変厳しいということ、私も分かっているつもりでございますけれども、企業会計に伴い、国庫補助金を活用した更新事業ができるようでございますので、より一層更新事業には努めていただきたいと思います。それで、私が一番懸念を持っているのは、漏水事故があった場合には、大抵作業工程上、夜間の作業が主になります。そこで、現在4社のみが即時対応ができる業者ということでございま

すので、その業者についてはですね、より一層育成にご配慮を願いたいと思います。それと併せて、水道に関し、一般質問の通告後の11月30日に全国紙及び郷土紙に、発がん性が懸念される有価フッ素化合物PFASが全国で検出され、大きな問題となっているようでございます。これは、国交省と環境省から29日に報道があつてるようでございます。事前通告には載せておりませんので質問はできませんけれども、この問題については今後、水道環境課のほうでもよく検討されることを願います。

最後に、体育館の空調施設整備でございますけれども、現在までに苓北町がとってきた個々の努力は私も認めるところでございますけれども、天草市ではですね、本施設整備関連事業に伴う当初工事請負費、これはあくまで公表された金額でございますけど、合計で4億1,000万円程度が当初契約でされているようでございます。これが全て単独事業ということでございますけれども、この単独にもいろんな形式がございます、ご承知のとおり。そのうち、どの程度の起債が借りられたのかどうか、あるいはその借り入れるときの起債名が分かっているなら、よろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 天草市のもので、教育委員会の担当者の方に一応確認をさせていただきました。財源としては起債を充てていらっしゃると思います。起債ですけれども、当初はですね、過疎対策事業債を予定をしていたということでしたけれども、過疎債の枠の配分とか、いろいろそういったものがあつて過疎債の部分ではないということで、最終的に合併特例債を活用しての事業の執行というようなことでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 合併特例債となるとうちは該当しませんので、なかなか難しいのかなあとと思いますけれども、緊防債のですね、活用はできないものかなと思います。いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 避難所の対策としてですね、これも石破首相の来年度の予算に向けての中ではそういった話も出ていたかと思います。中身を見ながらですね、検討の必要があるかと思いますが、先程回答で申しましたように、苓北の場合は小学校の統廃合とかの問題も抱えておりますので、どの施設につけていくんだという将来的な計画をつけた中でですね、検討をしていく必要があると思っておりますので、それも含めて、加味しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 先程の答弁の中にですね、指定避難所としての機能などを総合的に考慮しながら、国の財政措置も踏まえ、検討していく考えであるという答弁がございました。ここに、11月30日付けの郷土紙の石破首相の所信表明演説の全部をコピ

一を持ってきております。ちょっと読み上げたいと思います。治安、防災、基本的な考え方の中で、重要施策、課題の第3話。治安、防災への更なる対応です。ということで述べられ、末尾において、防災庁・防災対策の中で、また、避難所となる全国の学校体育館の空調整備のペースを2倍に加速します、という所信表明がなされております。このような背景をもとにですね、体育館の空調整備について、どのような考えをお持ちか再度お願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程回答いたしましたとおり、高戸議員もそれをお読みだったということです、そういうことで国としてもですね、対応していきたいということです、改めてそういった部分も含めながら検討してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 確かにですね、体育館の空調となると後の維持経費も、先程私申し上げましたけど、大変だと思います。私たちは財政の健全化、財政の健全化ということを訴えております。確かに財政の健全化も重要ではございますけれども、物事を推進していくには、1つのタイミングも必要だと思います。幸いにして、首相自ら所信表明の中で、防災対策の中で、先程申しましたとおり、学校体育館の空調整備のペースを2倍に加速するんだということを所信表明の中で謳ってあります。どうか町長、物事を推進していく上ではですね、町長の1つの決断も必要でございます。私たちもその場合にはできる限りの支援というか、協力というか、それは持っていきたいと思いますので、今後はこの体育館の空調整備、隣の自治体に遅れないような措置をとっていただきたいと思います。

以上で私の今回の全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

通告3番、錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） おはようございます。通告3番、8番議員、錦戸俊春です。

それでは質問をいたします。子育て支援、町民の健康を守る観点から、RSウイルス感染症に対する予防対策について質問をいたします。

RSウイルス感染症は、RS（呼吸器合胞体）ウイルスに感染することによって引き起こされる呼吸器の疾患で、子どもも大人も飛沫感染、接触感染を経路として感染する5類感染症、いわゆるインフルエンザとか新型コロナウイルス感染症と同類に分類をされています。軽い風邪の症状から重い肺炎まで症状は様々ですが、特に乳児期では2歳までに90%が感染し、初期感染では4人に1人が肺炎などの下気道感染症、重症化に至ります。初期感染症は発熱があり、個人差はあるが38～39℃と高熱が出ることや、熱が上がったり下がったりを繰り返すことがあるそうです。発熱や鼻水、咳など上気道

炎症が数日続くそうです。咳が悪化すると、細気管支炎による喘鳴や陥没呼吸、呼吸困難といった下気道疾患への進展が見られる場合があるそうです。乳幼児における肺炎の約50%、細気管支炎の50～90%は、RSウイルス感染症が原因とされています。また、重症化すると6日間隔離による入院が必要となり、平均約37万円という大きな医療費コストが生じます。さらには、この入院期間の保護者の付き添いは、労働生産性にも影響を与えています。

この大きな原因の1つは、現状感染したRSウイルスを直接治療する薬剤が存在しないことにより、基本的には対症療法で凌ぐしか手立てがないことが起因いたしています。

本年、RSウイルスを予防することができる母子免疫ワクチン、抗体医薬品が薬事承認され、臨床での使用可能となりました。まだ厚生省は定期接種化をしていませんが、海外では既にアメリカのCDC（アメリカ疾患予防管理センター）も推奨しており、抗体医薬品はスペインやフランス、ベルギー、ドイツ、オーストラリア、カナダなどでも全ての子どもへの予防として、予防接種化されています。

そこで、次の2点について質問をいたします。

①RSウイルス感染症は、まだ町民にあまり認知されていないのが現状ではないかと思えます。町民に対して周知・PRなどを行うべきと考えますが、見解を質問いたします。

②次に苓北町が掲げる「第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という基本目標に沿って、抗体医薬の接種に対する、町の助成を行うべきと考えますが、見解を質問いたします。

答弁をいただいた後に、自席にて再質問をお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員のご質問に答えさせていただきます。

RSウイルス（正式名称：ヒトオルソニューモウイルス）、この感染症対策について、2点のご質問がございました。

まず1点目の、RSウイルス感染症に関する周知・PR等についてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、RSウイルス感染症の主な経路としましては、感染者の咳やくしゃみ、会話でウイルスを含んだ飛沫感染と感染者の口腔分泌物等を介した接触感染で感染するようでございます。また、生後1歳までに50%以上の人、2歳までにはほぼ100%に近い人が、RSウイルスに初感染をするようでございます。成人におきましては、RSウイルス感染症は重症となることは少なく、通常、発熱、咳などの感冒様症状を呈し自然軽快しておりますけれども、慢性呼吸器疾患等の基礎疾患を有する高齢者の方におきましては、稀にですけれども、肺炎の合併が認められるということも示されているところでございます。令和6年1月から、高齢者を対象としたRSワクチ

ンの任意接種ができるようになりましたので、今後はこの感染症について町民の皆様へ周知等を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のRSウイルス感染症に係るワクチン接種の助成に関するご質問でございますけれども、本抗体医薬品につきましては、薬事承認はされておりました、臨床での使用が可能となっておりますけれども、今のところ定期接種化はなされておられません。従いまして、現状におきましては、苓北町といたしましては、今後RSウイルス感染症に係るワクチン接種に関する国の動向も注視しながら、関係医療機関の医師のご意見等も参考にしながら、今後の方向性を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、現時点での近隣の天草市、上天草市の状況も、このRSウイルス感染症についてもご確認をさせていただきましたけれども、今のところ令和7年度での助成の予定はないということでした。

以上、錦戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 答弁のとおり、RSウイルスは高齢者への懸念も重要だと思います。インターネットでの情報でございますけれども、高齢者がRSウイルス感染症で重症化し、入院が必要となった場合、発熱や咳のほか、痰とか喘鳴ですね、これヒューヒューとかゼーゼーとか音がする呼吸ですけれども、呼吸困難などを合併することが多いとされているところでございます。60歳以上の成人においては、RSウイルス感染症によって、年間約6万3,000人の入院と、約4,500人の院内死亡が推定されているところでございます。また、RSウイルス感染症で、入院治療が必要となった高齢者の致死率は、インフルエンザと同等であると言われていたようでございます。高齢者はRSウイルス感染症が重症化しやすい背景を受けて、60歳以上の成人を対象とする感染予防を目的としたRSウイルスワクチンが、2024年の1月15日に発売されることになったそうです。

答弁にありましたが、高齢者への感染防止のためにも、希望者があれば接種できる態勢をしていただきたいと、ぜひこう積極的に進めていただきたいと思っているところでございます。新生児、乳幼児から生涯にわたって再感染、重症化するリスクがございます。質問の中で触れましたように、特に新生児と乳児が懸念される初期感染が、4人に1人が肺炎の下気道感染症、重症化に至ります。

そこで、答弁の中に国の動向を注視し、関係医療機関の医師のご意見を参考にしながら進めてまいりたいということでしたが、心配するのはですね、乳幼児、子どもなどで特に高熱が続くと、副作用による障害につながる恐れもあると私は思っているところでございます。国の動きを注視するのではなくて、私は自治体から国や県に働きかけていただいて、町民が健康を守り、安心して生活ができる取り組みが必要ではない

かと私は思っているところですけども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 町といたしましては、まずはですね、ワクチン等の薬事承認等を国の方で行っておりますので、そういったところを注視しながらですね、進めていきたいということで、錦戸議員おっしゃったとおりですね、その助成の方につきましても、先程高戸議員さんから言われたとおり、情報の収集をしながら、関係市町村ともですね、連携をし、進めていきたいというふうには考えております。

ただ、まだですね、はっきりとした内容がこの中では定期接種とかはですね、まだ示されておりませんので、今後ですね、そういった状況に応じた中で、町も議員さんがおっしゃるような助成をできるように何とかですね、工夫しながら進めていければなどというふうには考えております。まだはっきりした内容をお答えすることはできませんが、前向きに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） もうそれぜひよろしくお願いいたします。国とかなんかまなかなか遅いんですね。正直言ってですね。やはりこの地方の状況あたりもよく、こちらの自治体からもよく発信をしていただいて、そして国の方も、早く進めていただくような方向でぜひお願いをいたしたいと思っているところでございます。また、子育て支援の観点からですね、くどいようでございますけれども、新生児、乳児に対して、その保護者に対しての感染予防の対策が、さっき言いましたけれども、周知・PRする必要があると私は認識しているわけですね。また、この正規産児、これは一応、正規産児というのは妊娠37週から42週未満に生まれた子どもさんのことでございますけれども、この方々に対するRSウイルス感染症には、薬事承認を受けた、こん薬ですね、これ薬品名を申しますと、ニルセリマブという薬だそうなんですけれども、苓北町の感染予防に大きなこう、要するにこの子どもさんを感染させないためには大きな武器につながっていくんじゃないかなと思っているところでございます。RSウイルス感染のワクチン、RSウイルス感染症に係るワクチン接種の助成については、先程言いましたけれども、国で論議を開始されておりますけれども、しかしながらまだしばらくは定期接種に向けた時間がかかると推察をいたしているところでございます。自治体は国の動向を注視する一方ですね、さっきも言いましたけれども、国は自治体の動きを注視しているところもあるわけですね。そういうような場面が。自治体から声をぜひ上げていただいて、正規産児への独自の助成が始めていくことが苓北町の町民の健康、苓北町が上げる「第2期苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」基本目標に達することにもつながるのではないかと思っているところでございます。また、苓北町には小児科医療機関もございますし、行政と連携でき

る環境は比較的整っていると私は認識をしているところでございます。以上の観点から新生児、乳児、その保護者に対しての感染予防対策の周知・PRとあわせて、正規産児に対するRSウイルス感染予防の独自助成についてぜひご検討をして、進めていただきたいと思っていますところです。

さっき答弁の中にですね、天草市、上天草市では、7年度の予定はないとのことでした、とありましたけれども、例えば、天草市、上天草市が実施しないから苓北町も実施しないということの何か話の答弁のような感じがしたわけですがけれども、やはり近隣の市町ということではなくてですね、やはり近隣の市町がしてないからどうこうとか何かじゃなくてですよ、やはり国の動き、国に対して、くどういようですがけれども働きかけをぜひしていただきたいと思っていますところでございます。やはりここのちょっと理解がしにくかったですがけれども、私は近隣がしてないから苓北町もしないようなことに聞こえてきたんですけども、ここら辺はどう理解したらいいのでしょうか。この言葉として。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 現在のRSウイルス感染症に対する予防対策をですね、上天草市さんと天草市さんがどういった状況なのかも含めたところでですね、苓北町今行っておりませんので、そこも含めたところで議員さんにお答えをさせていただいたところでございます。先程の質問の中にもございましたが、国の動向だけを注視するのじゃなくてですね、私たちのほうからですね、町内にあります医療機関さんの先生方ですね、ご意見等もお伺いしながらですね、ちょっと進めていければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） ぜひ医療機関、我々は素人だからですね、詳しくは分かりません。また課長もそれは業務的にはしっかりされておりますけれども、やはり医学的になるとですね、なかなか不明な点もございませうから、医療機関あたりと十分協議をしていただいて、そして国にも、くどういようですがけれども国にも働きかけをしていただいて、ぜひこの前向きで進めていただければと思っているところでございます。今後これは検討する課題でございしますので、これ以上この意見を交わしてもですね、これはもう無理かと思いますので、ぜひ今後検討していただくということで、検討していただいて、接種できる方向にぜひ進めていただきたいと思っていますところでございます。よろしくお願いいたします、以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで錦戸俊春君の一般質問を終わります。ここで11時10分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前１０時５５分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） それでは皆さんおそろいですので、時間前ですが再開したいと思います。

それでは、通告４番、廣田幸英君。

○３番（廣田幸英君） 通告４番、３番議員、廣田でございます。

今回は３点質問したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、坂瀬川中郷における熊本県県道整備・改良について。

熊本県道２８１号坂瀬川御領線は、起点天草郡苓北町坂瀬川（国道３２４号交点）から、終点天草市五和町御領（国道３２４号交点）に至る一般県道です。ご承知のことと存じますが、沿線となる苓北町坂瀬川の地区としては、和田地区・浦地区・松原地区・中地区・鶴地区となります。そして、その鶴地区方面から坂瀬川字中郷地区の三叉路（興教寺付近）を右折して、国道３２４号に交点しています。当該号線は幅員が狭く、車両の離合が困難な状況が見受けられます。この「三叉路」を「交差点」に改良し、鶴地区方面から直進で国道３２４号に交点するような道路改良ができないものでしょうか。「三叉路」を「交差点」に整備・改良するには、地元をはじめ、当該土地・建物の所有者・利活用者の理解を得ることが必要不可欠となります。先に申し上げたとおり、一般県道となり、整備・改良の事業主体は熊本県となるわけですが、地元となる苓北町長として、山崎町長の見解をお伺いいたします。

次に２点目。苓北町脱炭素宣言に寄せて。

円安や原油価格高騰等に起因し、令和６年６月使用分から電気料金の値上げがなされました。令和６年８月から１０月使用分の電気料金は、国の支援により割引がなされました。令和６年１１月１２日に電気料金への補助、来年１月から３月実施で検討といった見出しで報道もなされましたが、今後、さらに値上げが続いていくのではないのでしょうか。

さて、苓北町においては、令和５年１１月２７日、苓北町脱炭素宣言が宣言されました。２０５０年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことが宣言されたのです。苓北町においては、町有の施設が充実していることから、光熱費が上昇するのではと推察いたします。また、町内の法人等におかれても、光熱費の上昇は事業運営に影響を及ぼすものであり、さらに一般家庭では様々な生活必需品が値上げされる中、光熱費の高騰に不安を感じておられると思います。

このことから、苓北町脱炭素宣言に対する苓北町としての取り組みに係る次の４点について伺います。

(1) 所有施設のＬＥＤ化への転換について

指定管理施設も含めて、老朽化している施設も多い中、ＬＥＤ化が進んでいない施設もあると思いますが、光熱費の高騰を受けて、今後進めていく具体的なお考えがあるかお伺いします。

(2) 外灯のＬＥＤ化の状況と今後の方針について

苓北町内には、多くの外灯が設置されていますが、ＬＥＤ化が進んでいるのでしょうか。工事費がかかるものの、長期的に見ればＬＥＤ化すべきと考えますが、外灯のＬＥＤ化の状況と、今後の方針についてお伺いします。

(3) 苓北町の節電対策について

電気料金の値上げが進む中、改めて節電対策を検討し、節電行動に取り組むなどしていくべきと考えますが、苓北町が実施している節電対策についてお伺いします。とりわけ、富岡城関連の夜間ライトアップについては、今どのような状況にあるのでしょうか。

(4) 「省エネ」に特化した事業所への支援について

苓北町には、町民（個人）向けの住宅リフォーム等支援事業があり、ＬＥＤ化の工事が必要な場合は、この事業を活用することもできるわけですが、事業所向けの支援も必要ではないかと考えます。「省エネ」に特化した事業所版リフォームを支援する事業を実施するなど、事業所に対する支援のお考えはないかお伺いします。

3点目。投票したい人がより投票しやすくなるような環境整備について（郵便投票対象者の早期拡大を）。現在公職選挙法では、身体障がい者手帳、戦傷病者手帳を所持している人で、特定の基準を満たす人、及び介護保険法上、要介護5の認定を受けている人に、公職選挙の郵便投票を認めています。郵便投票は、有権者が市区町村の選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せ、投票する仕組みです。事前に選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を請求するなどの手続きが必要となります。全国的に見て、要介護3、4の人でも寝たきり、もしくは寝たきりに近い人が8割以上に上ると言われ、国民の投票権が実質的に制約を受けている状況にあるようです。

平成29年6月、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」は、選挙における投票環境の向上を検討してきた結果、現在認められている要介護「5」から、要介護「4」と要介護「3」の人にも広げるべきだとする報告書をまとめておられます。その報告書によると、平成27年度（2015年度）に要介護認定を受けた人のうち、要介護「4」の95.6%、要介護「3」の80.2%が寝たきりや寝たきりに近いと判定され、「投票所に出向くのが難しい状態だと思われる」とされています。投票環境の向上を図るために、郵便投票制度の適用対象を要介護「3」及び「4」の被保険者にも早期に拡大するよう、国に強く求めるべきであると考えます。高齢化社会を迎え、在宅介護など、投票所へ出向くのが難しい人の投票環境を改善するのは急務、政治の責任である

とも考えます。地方自治体の長としての山崎町長の見解をお伺いします。

なお、この通告に当たり、東村山市議会が令和5年3月27日、内閣総理大臣ほかに提出された「郵便投票の対象者を要介護「3」以上に早期拡大を求める意見書」の内容を参酌させていただきました。

以上で私の質問を終わりますけれども、答弁をお聞きした上で、また再質問は自席にて行わせていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の坂瀬川字中郷における熊本県道整備・改良についてであります、議員ご指摘のとおり、県道坂瀬川御領線につきましては、幅員が狭く、車両の離合が困難な状況がございまして、地元及び町から県に対し、道路改良の要望を行い、平成15年度から熊本県により、浦区、鶴区等において道路改良工事が実施をされておりました、現在も浦区の花園橋から滑川橋の区間で施工中となっております。

ご質問の坂瀬川字中郷地区の三叉路につきましては、令和4年4月と令和6年2月の二度、坂瀬川浦区から町に対し、行政通信により道路改良の要望が上がっております。要望内容は、当該三叉路を改修し、鶴地区方面から直進で国道324号に接続するよう道路改良を行ってほしいとの内容であります。この要望を受けまして、町でも付近の状況を確認のうえ、本年9月、熊本県に対しまして、改めて書面により改良工事の要望を行いました。併せて、当該土地の所有者、そして建物の所有者からは、それぞれ内諾をいただいているところであります。

改めて県に確認をいたしましたところ、「国道に交差点を新設することになるため、交差点の形状によっては、事業用地となる範囲の用地買収や、家屋補償の課題、海側への埋め立てや松原川にかかる橋梁への影響など、様々な課題や問題点を整理することが必要となるため、まずは、内部で検討を始めたい」とのことでありました。

なお、本箇所の改正要望につきましては、11月に行いました天草地域国県道路整備促進期成会での、熊本県並びに熊本県議会への要望活動においても、新規要望箇所として改めて要望を行ったところでございます。いずれにしましても、今後も本道路改良工事が早期に事業化されますよう、地元の皆様と連携をとりながら、引き続き要望を行ってまいります。

次に、2項目目の苓北町脱炭素宣言に寄せてについてのご質問についてであります、1点目の、町有施設のLED化への転換についての質問でありました。苓北町地球温暖化対策実行計画、第4期計画（事務事業編）に基づきまして、毎年、役場庁舎をはじめ、町有施設における温室効果ガスの排出量を調査をしております。燃料別温室効果ガス排出量を見ますと、やはり「電力」による排出量が、全体の70%以上と最も高く、

消費電力の抑制は最優先で取り組む必要があると認識をしております。現在事務事業編の見直しとあわせて、町内施設の使用電力量の調査も行っておりますので、当然ながら、蛍光灯より消費電力の低いLED照明への切り替えも検討していく必要があると認識をしております。

次に、2点目の外灯のLED化の状況と今後の方針についてであります。外灯のLED化の状況につきましては、令和5年10月末時点の全外灯に占めるLED化率は、約40%となっております。その後、蛍光灯で設置してある外灯の玉切れがあった場合は、随時LEDに交換をしておりますので、現在のLED化率はもう少し高くなっているかと思えます。今後の方針としましては、令和7年度と令和8年度の2か年に分けて、LED以外の外灯について、LED化を行うこととしております。現在、LED化に向けた令和7年度の当初予算計上のための設計・積算を行っているところであります。

次に3点目の、苓北町が行っている節電対策についてであります。苓北町地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設で使用するOA機器を購入する際、省エネ製品の導入・更新や施設の電気使用量の削減として、照明点灯箇所の削減や昼休み時の消灯のほか、エアコンを使用する場合には、設定温度を設けて使用するなどの節電対策を行っております。なお、富岡城関連の夜間ライトアップの現在の状況につきましてのご質問でありましたけれども、ライトアップ機器は平成17年オープンの熊本県富岡ビジターセンターの建築時に苓北町において設置をしており、苓北町最大の観光スポットであります富岡城の観光客への皆様への周知、更には、苓北町民への周知などの役目を現在まで果たしているところでございます。また、百閒土手一帯の整備完了後の平成27年度には、百閒土手のライトアップ機器を苓北町において設置し、富岡城の機器と同じように役目を果たしているところであります。ライトアップの点灯時間につきましては、2か所とも、タイマー制御にて管理をしております。点灯開始は、タイマーに記憶内蔵されている山口・九州地方の標準的日没時間に合わせて、日々調整がなされております。参考までに、春の時期は18時30分、夏、夏至の時期は19時27分、秋、秋分の時期が18時15分、冬、冬至の時期が17時13分ということで、点灯開始の設定となっております。消灯時間につきましては、通年を通していずれも22時に消灯する設定としているところであります。ライトアップの照明機器につきましては、富岡城の機器は設置当初はメタルハライドランプが採用してありましたが、設置から20年ほどが経過し、経年劣化により点灯不良が発生してきておりますので、点灯不良が発生した機器につきましては、順次、このメタルハライドランプからLEDランプに取り替えを実施しているところでございます。LEDランプに交換することによりまして、カタログの仕様によりまして、年間消費電力で約62%の削減、光源の寿命においても、約6.6倍長持ちするとのことですので、交換することによりまして、節電対策につ

ながっているとの認識をしているところであります。なお百閒土手の機器につきましては、設置当初からＬＥＤランプを採用し、節電につながるよう努めているところでもあります。ライトアップと節電対策とは相反する関係で難しい判断ではございますが、観光振興の側面もございますので、先程申しました節電機器への交換や、あるいは、現在１０時までしております消灯時間を早めるなどの対応も、今後は検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、４点目の省エネに特化した事業所への支援についてであります。議員ご指摘のとおり、苓北町は住宅リフォーム等支援事業を行っております。なお、この事業では現在のところ、ＬＥＤ化の工事につきましては対象となっておりません。また、現在のところ、補助対象住宅につきましては一般家庭のみでありまして、併用住宅の場合についても、店舗、事業所を除く居住部分のみの対象ということにいたしております。このような中で、現在苓北町における地域再エネ目標及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しを行っております。この計画に基づき、店舗や事業所も含めたＬＥＤ化の導入促進も含め、住宅のＺＥＨ化や事業所のＺＥＢ化。ＺＥＨとは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した「住宅」のこと。ＺＥＢ化とは、同じようなことで、この収支をゼロにすることを目指した「ビル」のことを指します。こういったＺＥＨ化、ＺＥＢ化の支援も併せて検討してまいりたいと考えております。このほか、各産業分野での取り組みや、町民生活での取り組みなどを含め、将来的なゼロカーボンシティの実現に向けた具体的な取り組みを、まとめて推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、３項目目の投票したい人がより投票しやすくなるような環境整備についてのお尋ねでありました。

公職選挙法第４９条第２項により、選挙人で重度の障害がある者で、郵便等による不在者投票ができる者のうち、介護保険法における要介護者については、政令である公職選挙法施行令への委任規定となっております。公職選挙法施行令第５９条の２第３号に、介護保険法の規定による要介護者のうち、要介護状態区分が要介護５である者として記載されている者となっているため、議員ご指摘のとおり、現在の公職選挙法に関する法令においては、要介護３及び要介護４に該当する方については、重度の障害があるものの範疇にこの選挙法では含まれていないため、郵便等による不在者投票ができないこととなっております。

なお、令和６年１０月末現在の町内の要介護３及び要介護４に該当する方の合計は、１４２人となっております。そのうち在宅で介護者となっておられる方は２８人となっております。先程申しましたとおり、公職選挙法から委任を受けて制定されている政令である公職選挙法施行令は、法律と一体となっております。政令の制定につきまし

ては内閣が行うこととなりますので、公職選挙法に選挙人で身体に重度障害があるものとして、現行では、公職選挙法施行令で要介護5となっている対象者を拡大するには、ハードルが高い部分もございますけれども、先程議員も申された中で、投票環境の向上方策等に関する研究会においても、要介護3及び要介護4の在り方についても、報告がなされているということでございますので、苓北町といたしましては、まずは町内の要介護3及び要介護4に該当する方のうち、先程申しました、28人の在宅でおられる方の身体の状態等の把握も行いたいと考えております。「地方分権改革に関する地方からの提案」を国に対して行う機会もございます。提案を行う場合には、提案に必要な細部の数値等の実態把握を行う必要もございますので、その上で、先程申しましたように、在宅の方の身体の状態等の把握も行いながら、郵便投票の対象者の拡大について、国への提案を検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） まず、坂瀬川字中郷における熊本県県道整備・改良についてということで、質問をいたしました。

これにつきまして、私たちも先月、県のほうに建設経済環境常任委員会で要望に行ったわけですが、できれば行く前に、私に「ここはこういう要望もしてるんですよ」ということを教えていただければ、もう少し突っ込んだ、私も質問・要望ができたと思っております。あそこの道が整備されたら企業誘致にしろですね、天草空港への抜け道としては非常にこう便利になるんじゃないかと思っておりますので、その点、もう少し情報をくださいと、私は今お願いをしてるんですけど、いかがでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましてはですね、実はこの議会の委員会のほうで、広域本部のほうで意見交換をされるという話を聞きまして、その際にですね、議会事務局の方で、こちらの執行部の方が、どこが行くんだという話でしたんですけど、土木管理課の方は何だか行かないというようなことであったんですけど、それだと今言われたように、それぞれ要望箇所と議員が思いの箇所、そういった部分がきちんとですね、連携させていかないといけないんだろうというふうに思いますので、次回からはですね、関係課の方もぜひ同席をさせていただければというふうに思っております。

先程言いましたように、今回の箇所につきましても、改めてですね、天草地域の国県道路の要望箇所の、新規要望箇所として、書類としてですね、確実に熊本県への要望は行っているところでございますので、そういったことで今後は、さらにその要望をですね、実現に移すために頑張りたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 今後、熊本県内部での検討につき、その進捗状況に収集をしていただき、1日も早い事業執行となるよう、何卒よろしくお願いいたします。

次に、苓北町の脱炭素宣言に寄せてということで町有施設のLED化への転換について、町有施設のLED化への転換については、今後速やかに検討、長期計画として短期的な予算確保が必要となると考えます。この点につきましては私たちも協力をしていきますので、徐々に進めていただければと思います。また、外灯のLED化については、そのようなことで、短期的な予算措置対応でよろしくお願いをしたいところでございます。その点についてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 外灯のLED化も含めてですね、今先程ちょっと申しましたけれども、町の全体的なこの計画づくりをしております、この計画を策定いたしますと、国の補助をですね、受けられる部分がありますので、それを活用しながら、こういったLEDの更新も含めてやってまいりたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） どうぞよろしくお願いします。また、観光振興となる富岡城のライトアップにつきましては、十分理解をしているところでございます。このことに係る年間の電気料金についてはどれぐらいか、ちょっと教えてください。聞かれたものですから。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 年間ですね、電気料金につきましてはですね、まず富岡城の本丸の方ですね、ライトアップの電気料金、こちらの方につきましては、ライトアップの状況がですね、富岡城のビジターセンターとですね、同じ、一体的なですね、電気の契約となっておりますので、ライトアップのみですね、電気料金というのはちょっと算出ができていない状況でございます。百閒土手のほうですね、ライトアップにつきましては、令和6年度におきましては、10月までのですね7か月で合計で7万7,063円。一月平均にいたしますと、約1か月、1万1,000円程度の電気料金となっております。こちらの契約につきましては、道路の外灯等とですね、同じような定額料金の契約といたしているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ありがとうございます。私も12月1日に観光協会が発足いたしました。私も社員でございますので、応援はしていきますので、皆さんから指を指されないような、説明ができるような対策をよろしくお願いしたいと思います。

また、1つお聞きしたいのは、脱炭素宣言を行った自治体につきましては、苓北町以外でどれぐらいあるのかなと思いますので、ちょっと教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 申し訳ありません、ちょっと自治体数は今把握できておりませんので、また後でお答えさせていただければと思います。次の機会にお答えをできればと思います。申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 最後です。投票したい人が投票をできる対策をとということでお願いをしましたがけれども、この件につきましては、先に行われました熊本県知事選挙の際に、町内在宅要介護3の家族の方から、妻が投票したいと言うが、投票所に出向くのは難儀であり、どうにか在宅のまま投票できないのでしょうかとの問い合わせがあったことが発端でございます。投票したい方がより投票しやすくなるような環境を整備することは、政治の責任でつくり出すべきで、苓北町に1人でもおられるのであれば、その意向に寄り添い、国に要望するべきだと思います。近く、令和7年度夏には参議院議員通常選挙、令和8年度冬には、苓北町長・町議会議員一般選挙が執行予定となります。よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

通告5番、松本良人君。

○4番（松本良人君） 通告5番、4番議員、松本良人です。

通告に基づき、ご質問をいたします。

まず最初、志岐漁港についてお尋ねをします。志岐漁港が平成元年から総額約14億5,000万円の巨額な予算が登用され、平成20年に完成し、現在に至っています。現在の管理状況と今後の活用についてお尋ねをします。

漁港内の船舶の状況は、8月23日、港内に13隻、そのうち漁船と思われる船は1～2隻、大半は遊漁船であろうと思われました。陸上の船揚場や空き地に約16隻、大半が遊漁船でした。また、直近では11月21日、先月で港内7隻、そのうち漁船ともとれる船は1隻、大半は遊漁船で、陸上の船揚場や空き地に約17隻、これも大半が遊漁船でした。東側から敷地内通路は雑草と暖竹で覆われ、人が通れるのがやっと、車が通れるような計画はあったと思われませんが、見る影もありません。漁港内陸域では、係船岸と船揚場が利用されていますが、他施設の広場は、約半分バリケードで封鎖されたり、雑草の中に大きく土砂が盛られ、またカルバートボックス等の土木用の資材が雑然と放置されています。

現在志岐漁港は構内船舶を係留し、船舶を管理するには最良の港と思われれます。その理由は、利用する船がほとんど遊漁船で、数が少ない。言い換えれば、もったいないの一言に尽きます。総額約14億5,000万円の巨額な予算が登用されたこのすばらしい漁港を将来もこのまま放置しておられるのか。今後、町としてどのように管理され、

活用されるのかお尋ねをいたします。

続いて、苓北町消防団編成についてお尋ねをします。

本来、私自身、消防委員を務めている状態でありながら、この席での質問を戸惑いましたが、団員の入団不足もありますので、できることなら早いほうが良いのではと考え、取り上げた次第です。ご理解をいただきたいと思います。

苓北町消防団は現在、宮内和人団長のもと、17班と女性消防隊により編成され、日夜を問わず、町内の防災、防火に寄与していただいております。女性の方々も、平成24年から女性消防隊員として、苓北町消防団に加入いただき、活躍をいただいているところでございます。このことにつきましては、「苓北町消防団女性消防隊要綱」に基づき運用がなされ、現在に至っておりますが、今回取り上げた件は、近年の男女格差是正等が取り上げられ、男女の職に差別がない時代に入っています。事務系の仕事はもちろんのこと、元々男性の職と思われていた女性の警察官、特に白バイ隊、大型トラック、トレーラー、重機の運転手、その他があります。また、逆に男性の看護師、保育士、調理師など、男女の差別はありません。消防団においても、国内、地方の団体で女性隊員の加入数も徐々に増加し、男女の区別なく活動されているところでは、かえって思いやり、助け合いの中でスムーズな団運営がなされているということでございます。東京都内の消防団には、女性の団長もおいでになるようでございます。今回、現在の社会状況の中で、このような件について、この席で取り上げることこそ、問題視されるような案件ではないかと、心しているところでございます。消防団運営は常に団と入念な協議の上、運営に当たられていますが、この件に関しても、消防団、また女性消防団員の意見もあると思います。女性の意見も尊重しながら、現在の方法が良いとお考えの隊員の方のために、「苓北町消防団女性消防隊要綱」はそのまま残しても、地域の班に入り、男性と同等に最前線で救命・防火・防災などに努めたいという方もあらうと思います。前向きなご検討をお願いいたしますが、町長のお考えをお尋ねをいたします。

次に、車両税についてお尋ねをします。

先の決算委員会の中で、軽自動車、特にコンバイン、田植機等、公道で走行しない作業機の課税について質問しました。その質問の折、「水田を走る田植機に課税されるなら、水の上を走る遊漁船はどのようになっているのか」と私がお尋ねをいたしました。町のほうから「遊漁船にも課税してある」ということでありました。委員会で、質問回数に制限がある関係で再質問できませんでしたので、お尋ねをします。

これまで、私の知る範囲では、遊漁船への課税はないものと思っておりました。現在遊漁船への課税もあるとすれば、どのような形で課税しているのかお尋ねをいたします。

続きまして、4番目でございます。やまびこ事業についてお尋ねをします。

やまびこ事業は、行政の手の届かないところや地域の取りまとめと、要望に基づき、

すぐにできるということで、今やなくてはならない存在だと思っております。この事業については、私も行政におりましたのでいくら分かっているつもりですが、約20年前のことで、考え等変わっていると思われますので、発祥の経緯、事業の目的、意義等についてお尋ねをします。また、この事業を遂行する上で、樹木の伐採等に地権者、隣接地所有者、又は受益関係者等の「同意書」の提出が求められています。同意書を取るに至った理由、経緯、内容等についてお尋ねをします。

5番目でございます。防災、行政システムについてお尋ねをします。

このことにつきましては、先の6月議会において一般質問をいたしました。2、3、納得のいかない点がありましたが、持ち時間の都合により再質問できませんでしたので、再度質問をいたします。

先の回答では、タブレット端末普及率64%ということでした。予算関係の事業内容の説明での購入台数は850台。このことから、配布数約550台、残300台ということになります。また、予算説明の中で、タブレットの端末の配布は、高齢者世帯のスマートフォンを持っていない世帯への配布と説明を受けました。しかしながら、先の6月議会一般質問の町長答弁は、「65歳以上高齢者と、70歳以上高齢者のみの世帯ほか、スマートフォンを誰一人お持ちでない世帯や、実質的に高齢者のみの世帯等に区長さんと連携しながら配布している」とのことでした。タブレットの購入予算は約5,000万円。かなりの高額です。私たち議会議員、町民の方々への予算関係の事業内容の説明と、実際の内容が食い違っています。また、配布残のタブレット数約300台も異常です。自治体はもとより、事業を行う者には、それぞれそれ相応の積算根拠が必要です。積算内容の説明を求めます。

また、すぐにでも対応できるような説明があった電波の届かない地域への対応は、このことについても、先の一般質問での説明は、「携帯電話会社の電波も入らないお宅が数軒あると把握しており、携帯電話会社に対し調査と改善措置について要請を行っている」ということでした。このことは、町でできないことです。他人に責任を転嫁している最低のシナリオです。町内には電波の届かない地域が複数あることも予算説明会の折、分かっていたので、この電波の届かない地域への対応をどのように行うか、町民の方に不公平があってはいけない旨の質問もいたしましたが、対応できるとの答弁もいただいたと記憶しております。同時に、有線により取り込んでいる光ファイバーの活用も併せて提案いたしたという記憶がありますが、必要はないし、タブレット端末は自由に持ち運びできるとの回答があったと記憶しております。電波の届かない場所の対応についても併せて伺います。

以上、ご質問いただきましたが、回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため１時ちょうどまで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午前 １ 時 ５ ３ 分

再開 午後 １ 時 ０ ０ 分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ではありますが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、１項目目の志岐漁港についての、１点目の東側からの敷地内通路についてでございますが、本箇所は志岐漁港東側護岸の水叩き工部分となっておりまして、志岐漁港海岸保全事業で整備した、緩傾斜護岸への擦り付け部分となっているため、車両が巡回通行できるような計画はされておりませんが、議員ご指摘のとおり雑草が繁茂し、人の通行に支障を来す状態となっておりますので、早急に通路の除草作業を実施いたします。

この件につきましては、以前もほかの議員からもご指摘があっておりまして、大変遅れておりましたことを申し訳なく思っております。大変失礼いたしました。

次に、２点目の施設内のバリケードで封鎖している箇所は、これまで熊本県発注の国道３２４号越波対策工事の消波ブロック製作ヤードとして活用しておりまして、現在その他の活用がないことから、そのままの状態となっております。また、土砂が盛られた箇所については、志岐漁港道路の埋め立てに活用するため、必要な土砂をストックしておりましたが、計画の一部が沈砂池となったことにより、余剰土砂が発生した状態のままとなっております。ボックスカルバートなどの土木資材については、新三会橋工事の際に下部工の排水資材として活用した建築資材を再利用可能なことから、仮置きをしている状況でございます。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、水産業の振興を図る上で、重要拠点であります志岐漁港の機能強化を図るため、まずは仮置き土砂等を接続する志岐漁港海岸に合わせた、背後住宅の防潮や防風、高潮対策として造成をし、災害時等の漂着物や廃棄物などの収集ヤードあるいは多目的用地として活用できるよう整備を図りながら、漁港の適正管理に努力をしてまいります。

また、今後の多目的な志岐漁港の活用方法については、本年度から取り組みを行っております「海業」などの活用において、天草漁業協同組合苓北支所や地元漁業者、関係者のご意見等もお聞きしながら、将来へ向けた志岐漁港の活用の在り方について、検討

をしてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の荅北町消防団編成についてのお尋ねで、女性消防隊員が地域の班に入りたい方もいるかもしれないので、女性消防隊員の意見を聞いて、班への配属を検討したらどうかとのご質問でございました。

議員ご承知のとおり、現在の女性消防隊は「荅北町消防団女性消防隊要綱」第2条第2項により「荅北町消防団本部付き」となっていると同時に、同条第3項で「女性消防隊に隊長を置く」となっておりまして、訓練への参加を含め、女性消防隊として、火災予防のPR活動等その役割に応じた消防団活動を行っていただいております。なお、現時点での体制については、消防団役員会の中で協議を行った上での配置となっております。また、現在の女性消防隊員は9名で、その大半は役場職員が隊員となっております。地域の班への配属となりますと、女性消防隊自体としての活動ができにくくなることや、機動分団への配属が多くなったり、地域の班で1名の配属となる場合には、やはり女性隊員が他にいないということで、話し相手がいなくなることも考えられますので、女性消防隊については、現時点においては、引き続き、現在の位置づけにより加入を行っていきたいと考えておりますし、活動を行っていただきたいと考えております。

なお、議員も「女性の意見を尊重しながら」とのことですので、再度、女性隊員の皆さんの意向についても、お尋ねをしてみたいと思っております。

次に、3項目目の車両税についての質問事項で、遊漁船への課税の形態がどのようなになっているのかについてのお尋ねですが、これにつきましては、所有者の方がどのような取り扱いをされているかで異なることになります。

町では、基本的に船舶への課税は行っていないので、今回質問の課税対象となっている遊漁船については、所有者の方が個人や会社で事業を行っている方で、その事業のために所有する土地家屋以外の事業用資産として保有し、その減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入される資産となっている場合が該当するものであります。このように、遊漁船を事業用の資産として所有し、減価償却費として経費算入されている場合であれば、算定基準に基づき、固定資産税の償却資産分として賦課しております。税額は、課税標準額となる評価額に税率1.4%を乗じて算定をしております。事業用資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税をされません。ただし、150万円未満の場合でも申告は必要となっております。

次に、4項目目のやまびこ事業につきましては、昭和44年10月に始まった千葉県松戸市の「すぐやる課」の取り組みを参考に、荅北町でも「やまびこ課」を設置、その後「やまびこ班」となり、現在は土木管理課のいち業務として、事業を継続し行っております。

本事業の目的といたしましては、「住民の相談と要望に応え、公共性のある箇所につ

いて、簡易な修繕、整備等を速やかに処理する」ことを目的としております。本事業は、各行政区からの申請により実施する事業であり、金額の上限はございますが、里道や水路をはじめ、各行政区内において、公共の用に供している箇所の、軽微な修繕や整備などに幅広く活用できる事業であるとともに、他の事業と比べ、迅速な対応が可能な事業であると考えております。

また、同意書につきましては、本事業の実施に伴い、個人所有の土地を使用する場合や、個人所有の樹木を伐採する場合などには、公共の用に供するとはいえ、当然、持ち主ご本人様の同意なく実施することはできませんので、事業の実施に当たりましては、必要に応じ、同意書を取ることにいたしております。

次に、5項目目の苓北町防災・行政情報配信システムよかナビについてであります。令和4年度事業において、町民お1人お1人がお持ちのスマートフォンに情報をお届けするための「れいほくよかナビ」を導入し、令和5年4月から稼働を開始、これまで実施してきた告知放送が終了します令和7年3月までに、スマートフォンアプリの普及と、高齢者世帯などへのタブレット端末の配布を完了すべく、進めてまいっております。

11月22日現在で、配布可能なタブレット端末は800台ございまして、うち配布しておりますのが589台で、残りが211台、配布率は73.6%となっております。

また、スマートフォンアプリにつきましては、同じく11月22日現在で、2,823アカウントのアプリ設定となっております。令和7年3月の告知放送終了まで残り4か月を切っておりますので、引き続きスマートフォンアプリの普及に努めるとともに、必要とされる世帯へのタブレット端末の配布を進めてまいります。

ご質問の、予算関係の事業内容の説明は、令和4年5月20日の全員協議会で行っておりますが、タブレット端末は800台購入することとしており、その積算内訳は、65歳以上の独居世帯用に459台、75歳以上の高齢者のみの世帯用に263台、区長用に51台、民生児童委員用に26台、地域包括支援センター用に1台の合計800台で、独居世帯と高齢者のみ世帯の数は、住民基本台帳に基づき、地域包括支援センターが把握している数字を用い、積算を行ったところであります。その後、令和4年8月9日の議会臨時会における財産の取得についての議案説明の際に、故障した場合の交換修理用として50台を追加して、850台としておりました。

次に、携帯電波が届かない場所への対応につきましては、本年6月議会の答弁と重複いたしますが、導入当初はドコモの電波を受信するタブレット端末しかなく、電波の届かない世帯がございましたので、その後、auの電波を受信するタブレット端末と、ソフトバンクの電波を受信するタブレット端末を追加導入して、対応をしております。それでも、本日現時点で2戸の電波の届かない世帯が残っておりますが、その2戸につきましても、電波を増幅する機器を設置し、1月末頃までには対応できる見込みとなっております。

おります。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） まず、志岐漁港についての件ですが、漁港の施設は広場等においては使用目的を定めて建設されたものと思われます。当初から何でも置場で計画はされていないと思います。あくまでも案ですが、ボックスカルバートなどの土木用資材の仮置きですが、紺屋町背後地の新設された漁港管理道と陸域とに空地があります。その空地に仮置きはできないものか、また残土もその空地にパラペット高まで盛り上げ、ハイビスカスや、また、忘れつつあります町木、町花、椿とかですね、はまゆうの栽培により、防風、防潮あるいは町民の憩いの場として活用はいかがなものかとも思われます。もしそれが実現し、漁業の関係施設の計画がなく、志岐漁港内に空き地が出た場合、志岐中央部に今、子どもたちと一緒に散歩やボール遊びをするところがない。夕方、缶ボールを片手に孫の手を引きながら広場に行って、一緒に一時を過ごすのもよし、サッカーボールで遊ぶのもよし。ぜひそのような場をお考えいただきたいものです。今の子どもはサッカーボール1個で結構楽しい時間を過ごせるものです。

漁港は、漁業の振興を目的に整備されると思っているところですが、総額約14億5,000万円の投資の割には効果がないようです。町民のくつろげる場所として活用いただくものも、1つの方法だと思います。前向きに検討していただくということでございますけれども、経済効果ができるような活用をお願いを申し上げます。

1点だけですね、これお願いですが、先の一般質問でですね、私この志岐漁港にトイレの設置はお願いできないかということをお願いしたことがあります。これについては、検討するということでございますが、今後よろしく願いいたしたいと思います。

続きまして2番、女性消防隊の件でございますけれども、国内ではですね、地域の実情に合わせて、本部付きや各地域の分団に所属したり、女性のみで編制された分団に所属したり、活動の形は様々なようでございます。テレビ番組の海外のニュース報道番組や映画の中でも、男女区別なく活動し、男女それなりの長所、短所を見極めながら、いろいろな場所で協力しながらの活躍は、いきいきとして素晴らしいものです。

先程、田嶋議員からの質問があり、出会いの場の必要性も論議されていましたが、この消防団の中で、出会いの場ともなると思います。意向についてもお尋ねしてみたいということでございます。前向きのご検討をよろしくお願いします。

続きまして、3番でございます。先の決算委員会の中で、軽自動車税、特にコンバイン、田植機等、公道で走行しない作業機の課税について質問いたしました。

その質問の折、水田を走る田植機に課税されるなら、水の上を走る遊漁船はどのようなになっているのかとお尋ねしました。そのときの回答は、遊漁船にも課税してあるとい

うことでありました。委員会では、質問回数に制限がある関係で再質はできませんでしたのでお尋ねをします。これはさっき言ったかな。すいません、こういうことでですね、この船舶の課税については常に私は承知をしております。私の質問の内容と今町長からの回答がちょっと違っておりましたので、再度お尋ねをしますが、水田を走る田植機と課税するならば、遊漁船も課税してあるかということでございましたが、課税されているという回答でございましたので、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今のご質問にお答えをいたしますが、課税については先程町長が答弁で申し上げましたとおり、事業用の資産として計上されている船舶については、固定資産税の償却資産分としての課税がなされているということでお答えをしていると思います。で、各遊漁船の船体、各個体に対して個別の課税がされているということではないということでご理解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） それでは委員会のときに私に説明されたのは間違いだったということですかね。そう解釈していいでしょうかね。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 委員会の答弁の際にも、課税される場合がございますということで申し上げたというふうに私は記憶しております。全てが課税されていると、一律に何らかの課税がされているというふうな答弁をした記憶はございません。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私の記憶の中では、私の質問では、水田を走る田植機に課税されるならば、水の上を走る遊漁船はどのようになっているかということでお尋ねしました。そのとき課税はしてあるというような答弁でございました。そのような詳しい説明はなかったと思います。これは多分テープ起こしをしていただければ分かると思いますので、そこら辺ですね。私が聞き間違いかお宅の言い間違いか知りませんが、そこら辺はもし、そういう今のような、私に答弁のあったならば、私はいいかげんな回答じゃなかろうかと思います。適当なその場しのぎの回答は慎んでもらいたい、そう思っております。何かありますか。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） あります。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今のご質問ですが、私、前回決算審査特別委員会のときの資料を準備をして持ってきておりますが、この際に道路

運送車両法の定義に「自動車とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作された用具」と規定されておりますので、田植機が作業する水田は陸上に区分されるとの認識でおります。また、船舶の課税については、固定資産税の償却資産として申告の必要がありますというふうに資料として持っておりますが。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） この件について、言うと言わんで大変だろうと思います。私は単純に、簡単にですね、何で水田は、田植機は水田を走るとに、そしたら遊漁船がどのようなになっているかということで単純に聞いたと思います。そしたら、そがん長ごうなかったと思いますよ。遊漁船にも課税してありますということを聞きました。ぜひですね、これはまた次の機会で質問しますので、多分、テープ起こししていただいて、私にください。ということで、私はなぜこういうことを言うと、その場その場の回答が常に課長からあって、我々は騙されるケースがある、それで今までずっと私はもういろんなことでですね、例えばこういったことでどうかという、逆に積算基準なんかを示しても、積算しきらん場合がある。そこら辺ですね。執行部と私たち町会議員の間に、私が、騙されっぱなしじゃなかろうかなというのはあったので、これ聞きました。また後でも、また他にも出てきますので言いますが、私はそう思っております。これはぜひですね、テープ起こしして、私再度質問いたします。

続いて、やまびこ事業についてお尋ねします。やまびこ事業についてはですね、町長ご答弁のとおり、千葉県松戸市のすぐやる課を参考に、本町に設置されたと認識をしております。国内の大半の自治体が、それぞれの立場で類似の事業が進められたと記憶をしております。苓北町でも現在、迅速対応が可能な事業として実施されていることですが、そのように理解してよろしいですか。

これはですね、やまびこ事業ばかりじゃなくて、この発端の考え方はですね、これ松本さんの市長です。私は松本やったもんですから、よく覚えとっとです。松本清だったと思いますけれど。その方が庁舎内外の連絡もして、全体的に、土木じゃなくて、他んともすぐ反応して、できるような形をせにゃいかんじゃなかかと。大きな市ですからね。松戸市は相当その頃は人口が増えてですね、対応しにくいということで、こういったことができたと思います。松本清、例の今の、何かいろいろあっですね、あの人の時代と思いますけれども。理解してよかでしょうかね、そこら辺。そういうことで。迅速にするということで。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今現在のやまびこ事業につきましては、町長のほうからですね、内容等については説明をいたしました。一応迅速ということ、このやまびこ事業の良い点といいますか、その大事な部分だというふうに捉えておりまして、

これやまびこ課からやまびこ班ってなって、今は土木管理課の1つの業務となっているんですけど、やまびこ班のときにはですね、一応執行できるもの、中にはできないものも出てくる場合もあるかと思いますが、10日以内っていうのを取り決めて、その班のときにはですね、そうやって行っていたという経緯もありまして、今はちょっと10日以内にできとるかって言われると、それは必ずしもできていない部分もあると思いますが、迅速にという精神で、今の土木管理課の1業務となった後も、行っているところであります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 実は千葉県の松戸市はですね、もう、すぐやる課の廃止がなされたと聞いております。廃止の理由はですね、全ての担当係が日常的に迅速に対応で臨んでいると、必要はないということで、東京近郊の自治体は松戸市と同じようにですね、もうそれ廃止をしていると、もう職員自体が、なんもかんもすぐやるんだということでございますが、苓北の現状はどがんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 苓北町のこのやまびこ事業につきましては、修繕とか整備の対象としておりますのは、広く見れば公共の用に供している箇所ではあるんですけども、その中の主なものとしましては、地籍上、里道とかですね、水路となっている箇所を、実績としましては多く修繕を行っているという現状がありまして、この里道とか水路につきましては、ほかの修繕の予算がですね、今現状ございませんで、このやまびこ事業の中で、地域の里道でありますとか、水路の修繕をその財源として、大事な財源にしておりますので、今後もですね、取りやめとかそういうことは考えておりませんで、このやまびこ事業は、里道、水路ばかりではありませんけれども、継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） このやまびこ事業は、どうしてもその迅速にできん問題があるかもしれない、里道とか何かでですね。できんばってん区にお願いしてしたい。しかしながら、町全体のこともすぐやる課のように、すぐですね、対応できるような感じでしようという形で、このやまびこ事業費はあつとじゃなかですか。それで、そのやまびこ事業で対応しきらん、例えば大きな事業でもすぐやるんだと。そういうことじゃなかつですかね。ただその限られた20万じゃろ30万じゃろでそれを迅速にやるっていう、その事業だけですかね。町長どがんですかね。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 町が行います公共的事業につきましては、やはりその時々で必要性があるものをやるわけですから、できる限りですね、早くやることは当然のことだ

と思います。やまびこ事業にかかわらず、今日もいろんな質問がありましたけども、そういう質問に対してお答えしたことにつきましては、早め早めに、やっぱり補助金の獲得でありますとか、財源の確保等をしながら、できる限りですね、その計画を早めに行えるように、今後も取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これは土木管理課の場合とは違うと思います。ちょっと例を言います。実は、町道小松河内線ですね、起点部の、この前してもらったところですね、私が電話してから1か月ぐらいかかったですね。おおよそ。担当課ですよ、このやまびこ事業の担当課。おおよそ1か月、ただ土嚢を動かすだけです。それは担当課としてどう思われますか。それから、これは外灯の件。沖の田地区でございますが、宮橋線ですね、外灯。これ外灯がずっと切れとると、もう地域の・・・はずっと切れとっとですばい。これ外灯で電話した。そうしたところが、九電が電柱ば建て直すとか何か予算するからその後付けますということでした。九電が建つとに外灯が云々な関係なかでしょう。九電が邪魔なればそら付け直してやるわけですから、それはもう・・・、すぐお前たちおかしかやっかと私が言いましたけれども、そしたらすぐしていただきましたけれども、地域からは相当これについて要望が、したばってんしてくれんと。そういうことでございます。やはり勉強も足らん。そっで、そこら辺どう思われますかね、このすぐやる課の基本的な精神と今の実情。町の実情。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 先程ちょっと例として出されたうちの1つでありますその小松河内線ですかね、その国道からの入り口のところに大型の土嚢、それは石積みが崩壊しているもんですから、それ以上崩れないようにということで設置をしているんですけども、確かにご連絡をいただきまして、ちょっとこう不具合があるということで、私たちが確認にはすぐ行ったんですけども、ちょっと勘違いといいますか、破れている土嚢がありましたので、その泥がちょっとこう道路の方、路面のほうに支障になるような形がありましたので、ちょっとそれを修繕をですね、それもそれほどこう、10日以内とか、そういう迅速にはできなかったかと思いますが、それをしていたところ、実はその破れている部分が通行される方の支障になっているというよりも、その土嚢自体がこう、少し出っ張っとる部分がですね、ありましたのでそれはちょっと、意見というか、私たちが状況のご連絡を受けたときの、ちょっと勘違いというか、そういうところがありましたので、それはもう大変申し訳なかったなというふうに思っておりますけれども、一応時間はかかりましたが、ご近所の方にも直接お話を伺いまして、少し道路のほうに出ている土嚢につきましては、その後通行に支障のないように移動をさせていただいたところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はやり方を聞いとるわけじゃないんですよ。私があそこへ、指示したほうがようはなかかいと、移動したほうがよかつかと、言ってから課長に、私が2番目に、課長に、あんた知つとるやって、知らんって言ったでしょうが。そんなとき1週間以上なつとつとですよ。担当から課長まで通つとらんとですよ。何もしてなかつちゅうことでしょ。そこら辺がやまびこ事業の担当課・・・おかしいということなんです。ぜひ今後はですね、注意していただきたい。それはかなりの、雰囲気ですよ。

それから同意書の件です。現在財産管理でいろいろ町はしておられると思います。道路、河川、海岸、施設をですね。これ全て、樹木の伐採は同意書としておられますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 町道に差しかかって支障のある支障木につきましては、一応年に1回ですね、広報紙のほうで、所有者の方で、切っていただける分は切っていただくようにというようお願いの内容も載せておりますが、なかなか現実にはですね、そこまでできない状況がありまして、町といたしましてはどうしても通行する車両とか、そういうところに当たるような状況があるときには、町のほうでお知らせもした上でですね、広報誌によるお知らせもした上で、最低限の車両の通行に支障の出ない範囲になるような伐採を実施しております。

○4番（松本良人君） 同意書取つとるかいつて聞いただけやろ。

○土木管理課長（松井徹也君） その際には同意書は取っておりません。

○4番（松本良人君） 全部。

○土木管理課長（松井徹也君） はい。例えば根切りっていうんですかね、大々的に切らないといけないときには、同意書というよりも所有者の方にお話をして、ご了承を得て伐採しているというところがございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 町はそういったことで、その都度都度とってあるということでしょう。実情において。しかしですね、区長がですね、私んところ来たつですよ、同意書をくれんですか、木ば切らせてくれろと。こん同意書んなからんば、町はくれんとですよ。区長さんからいろいろこのやまびこ事業で申請が出てきたとに同意書を取ってこいと。町は自分たちがせでんでおってって、区とかなんか・・・がするときには、いやいや、そういった小さい・・・、同意書をとってけと、そういったことを今やっておられつとでしよう。どがんですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 一応やまびこ事業でですね、伐採をされる場合はいろんな箇所もあるんでしょうけれども、町道でありましたらですね、私が先程お話をした

ような、同じような流れで伐採をできる部分もあるんですけども、それ以外の町道じゃない部分の、例えば私道ですかね。やまびこ事業も、私道であっても不特定多数の方が通られる道は、修繕とかの対象として、事業のですね、実施をさせていただいてるんですけども、そういった私道あたりになります場合には、ちょっと町で町道について行っておる形とはちょっと違うやり方で、同意書がちょっと必ず要ると、そういうようなケースもあると思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私が言うのは、町が適当にそがんなって、全部その同意書は取ったり取らんじゃったりしとって、区からすつとには全部同意書を取ってけっちゅう・・・どがん思うとかって聞いたんですよ。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 先程ちょっとお話をいたしましたように、その箇所の所有者というんですかね、町の管理であったり、個人の管理であったり、そういうところで違いが生じているものと思いますけれども、ちょっと再度ですね、やまびこ事業につきましても、町道の伐採を申請される区もございますし、里道とか水路にかかる支障木を伐採を申請される区もございますし、先程言いましたその私道っていうんですかね、そういう個人の土地の関係の事業もありますけれども、もう一度やまびこ事業の同意書を取る場合、取らない場合という部分を、町道の支障木ともちょっと照らし合わせながらですね、一度ちょっと確認といいますか、整理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 区もですね。絶対区長だけの個人的な判断しないと思うんですよ。区は特に、全部区の会の全員で寄って行って、ここへやって、切ってもらおうかいとかなんかしてるわけです。それに区長にですたい、同意書をとってけと、これは河川ですよ。河川に差しかかるとば切っと、何でやっていうて、私は今回質問したんですよ。町はその同意書は取らでんおって、区だけにですね、簡単などでも取ってけという、そんないい加減なことはでけんと思うんですよ。特に同意書なんかちゅうのは、そこにおられんしたちは本渡とか熊本とか東京まででん同意書を取つとに送らんばんとですよ。区長さんたちは。そらできますか。でけんでしょう。そこら辺ですね。自分たちが、町ではよかと、町の事業は適当なこととしとる、区は厳格にするってそういう考えはやめさせていただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今答弁しておりますけども、やまびこ事業につきましてはですね、先程から言いますように、町の土地をする場合、公共的用地をする場合、又は私的

な部分の土地をですね、区のほうからお願いをされる場合があります。当然やまびこ事業につきましては、区全体の総意として出していただくわけですが、後々ですね、例えばその個人の方からクレーム等があった場合には、私どももそうですし、区長さん方もですね、困られるかと思いますので、そういった部分についてですね、同意書をいただいて、同意をいただいたということで確認をして事業をするようにしております。ただ、中身的にですね、いろいろやまびこ事業の内容等について同意書を取る場合、取らない場合等がいろいろ混ざりあっているようでございますので、その点につきましては先程土木管理課長が申しましたように、きちんと整理をさせた上でですね、こういった事業については、やはり同意書を必要とするということであれば、区長さんにもきちんと説明をしながらですね、同意書を取っていききたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あのですね、ぜひですね、区の実情なんかも聞いてですね、迅速な対応をされるような形で取ってください。河川の木を切つとに、私んところはちょっと通つとつとに、私んところ印鑑貰いが来たけん言うたつですよ。おかしかでしょ。

それでは次の質問に入りたいと思います。スマホの関係です。使用台数を、これは前も聞いたつですが、購入台数と配布台数に隔たりがあります。このため説明を求めました。事業を行うにはそれ対応の積算根拠が必要である。積算内容の根拠の説明をしてください。人口がどんくらいぐらいおって、どがんしてどがんしてたかつて。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 先程町長の答弁の中でですね、住民基本台帳に基づいて、地域包括支援センターで把握している65歳以上の独居高齢者、70歳以上の高齢者のみの世帯ということで説明をさせていただいておりますけれども、その基になっておりますのは、苓北町の地域包括支援センターの運営状況という書類の中で、ひとり暮らし高齢者世帯訪問状況等の中で把握している数字を用いさせていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） この積算の内容の説明はあんまり私はようは分からんですけどですね、あまりにも台数が余り過ぎとる。ぜひですね、事業計画の時点のですね、積算なんかの基礎があると思いますので、後でください。それから、前回も言いましたけれども、タブレット端末の配布が、高齢者のスマートフォンを持っていない世帯への配布ということで私たち説明を受けとります。しかし、そうでない人にも、スマホを持つとる人にも配布がっております。これどういうことですか。説明と違うような感じがですよ。予算のときの説明と違うような感じがです。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 予算の説明というのは5月の全員協議会か、もしくは、財産取得のときのどちらかのことかと思いますが、その時点でもですね、議員の皆様方からもご質問がありましたとおり、スマホを持っていたとしても使いこなせてないような世帯をどうするのかというようなご質問もあっております。またですね、実際町民の方に説明する場合は、令和5年の1月発行の広報れいほく、こちらでも、配布対象としまして、65歳以上の独居老人世帯、70歳以上の高齢者のみの世帯、スマホを持っていない世帯とした上で、上記対象者でスマホをお持ちの場合は選択可能というふうに説明をさせていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私たち予算の中ではそういったことは聞いておりません。70歳以上の方は持たないということで予算はそれで通つとつとと思います。そこら辺もう1回、その言い回しじゃなくて。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 本事業はですね、令和4年度の国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を受けて実施しております。その事業の補助金の申請は、令和4年の1月時点で積算を行って国のほうに申請を行っておる関係上、どうしてもその時点での数字を使った積算というふうになってしまいます。ところが実際にタブレット端末を配布するのは、令和5年の3月から開始をしております。つまり、1年以上時間が経過しております、松本議員もご存じだと思いますけれども、1年経てば65歳以上の高齢者の方っていうのは、中には入院されたりとか施設に入所されたり、中にはお亡くなりになられるような方もいらっしゃいますので、積算といたしましては、補助金申請としてしております、実際に配布する時点になると、その状況が変わっているというのは当然ありうることだと思います。以前のもですね、質問でも松本議員は、工事とかでもきっちり積算をするものだというふうにおっしゃっております。確かにおっしゃるとおりだと思いますけれども、この、人相手の、この本事業に関しましては、やはり実際に配布するときまで時間がかかっておりますので、ある程度の数字の乖離はあるものではないかというふうに考えております。ただですね、松本議員がおっしゃるとおり、確かに余ってる数というのがある程度多いというのも事実でございますので、そちらにつきましてはできるだけ早急に配布を進めていきますよう努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） もうちょっとですね、計画した時点では、もうどんくらい、この人たちは使いきれんとか何かっちゃう、びしゃつとして計画するわけですよ。土木なんのの積算はそうですよ。簡単に言って・・・。300台ぐらい余つとつと、250台

ぐらい余っとうとですよ現に。私たちは、私も嫁御もスマホを持っとうとて本当は対象外ですけども、私も持っとうとてそがしこ余っとうとですよ。貰うとて。ほかの方も、老人会の方も何台か私と同じような事情の方もおいでです。そがんして貰うとてても機種が、あまりにも余りすぎるから、私はそういうことで言いよっとうとですよ。もう1回お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 当初ですね、計画してある配布予定者の中でも、確におっしやるとおり、まだ受け取っていらっしやらない方もいらっしやれば、議員がおっしやるようにスマホを持っているけれども、受け取っていらっしやる方もいるのは事実です。スマホをお持ちであっても受け取っていらっしやる方、一応スマホをお持ちですがどうされますかというふうにこちらのほうも聞いておりますので、そちらにつきましてはこちらからあなたスマホ持ってるので渡しませんとはちょっと言えませんが、配布している状況です。いまだですね、スマホをお持ちかどうか分からずで、配布が進んでいない世帯があるのも事実でございますので、そちらにつきましては残り4か月を切っておりますけれども、その間にできるだけ配布を進めていきますように努めてまいります。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） それもですね、あわせてですね、そこを見越してすつとが行政でしょうもん。何台ぐらい買わんばんけんってあまりにも多いて。200台も、200台でいくらですか。1,500万ぐらいですよ。金額にせろば。そこら辺どがん思われるんですか。私が違算しとりましたちゅうことは誰も言いきるもんはおらんとですか。過剰積算していたということで言う者は誰もおらんとですか。言い訳ばっかして、私は過剰の投資と思うとですよこれは。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 積算に関しましては先程ですね、工事と人相手のものは違うという説明を申し上げております。その数字につきましてはですね、やはり当時、65歳以上、70歳以上という、そういったものを使った積算は妥当であったというふうに考えております。先程から申し上げておりますとおり、受け取っていただきたい方への配布が進んでいないという事実はありますので、その点につきましてはお詫び申し上げますとともに、これからですね、残り4か月の中で、配布を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 受け取っていないって言われるとこうんぬんはある程度分かったんじゃなかったんですか。何人ぐらいは使いきらんと。タブレットそがん10

0%使いきるというものはおらんとですから、そこら辺は見越しはでけんとですか。なぜ250台ぐらいの、機械が実際余っとなつてますから。私そこが一番懸念してると思いますよ。

○議長（野崎幸洋君） 答弁ありますか。同じですか。

松本良人君の一般質問の時間が来ましたので、これで終了いたします。答弁が同じです。

○4番（松本良人君） 回答だけを。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

じゃあもう1回。じゃあ、はい。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 数につきましては、先程から申しておりますとおり、積算に基づいて行っておりまして、タブレット端末をですね、活用できない方がいらっしゃるというふうなご質問でしたけれども、タブレット端末につきましては、今までの告知端末同様、最悪置いとって電源を入れとっていただければ、告知端末のように音声で案内ができるので、置いとっていただけるだけでも大丈夫ですという説明を令和4年度の事業の、先程の説明のときにもさせていただいておりますので、同様にですね、今後、確実には、もう本当に今までの告知端末と同様の使い方しかできない方であったとしても、告知放送が来年の3月で終わってしまう以上、その代わりとなるものを配布する必要があると思いますので、そういった趣旨で実施していることをご理解いただければと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 以上で松本良人君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。皆さんお疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後1時45分

令和 6 年 1 2 月 4 日（水）

（第 2 日 目）

令和6年第5回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和6年第5回苓北町議会定例会は、令和6年12月4日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	田嶋 健司	2 番	山口 利生
3 番	廣田 幸英	4 番	松本 良人
5 番	浜口 雅英	6 番	田崎 稔
7 番	倉田 明	8 番	錦戸 俊春
9 番	高戸 幸雄（副議長）	10 番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長	松 本 康 秀	書 記	岩 崎 えり奈
-------	---------	-----	---------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山 崎 秀 典	副 町 長	福 田 誠 一
教 育 長	濱 崎 敏 和	総 務 課 長	錦 戸 雅 志
税務住民課長 兼会計課長	松 村 保 則	企画政策課長	宮 崎 良 成
教 育 課 長	吉 本 英 明	土木管理課長	松 井 徹 也
農林水産課長	田 尻 悟	商工観光課長	稲 尾 浩 二
水道環境課長	時 田 健 一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田 尻 康 彦
行革デジタル対策室長	山 下 晃 弘		

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めまして皆さんおはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達していますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第1。昨日に引き続き一般質問を通告順に行います。

通告6番、倉田明君。

○7番（倉田 明君） 通告6番、倉田です。

通告の3件について質問をさせていただきます。

最初に町営住宅関係でございますが、令和4年6月定例会一般質問で、町営住宅の現状等を伺い、公営住宅84戸、特定賃貸住宅4戸、一般住宅16戸の合計104戸で、現在も戸数には変化ないようです。当時、木造2階建てで築30年4戸、築31年4戸の計8戸があり、一般的建物の耐用年数（標準管理期間）は30年とされておりますが、との問いに標準使用期間から10年以上は使用するとの答弁でございました。また、令和4年度、公営住宅の長寿命化計画策定委託料ですけれども、540万計上されているが、対象物件は、との問いに、町営住宅104戸を計画。現在、町営住宅の耐震強度は基準内であることを確認しているとの答弁でございました。また、教職員住宅の木造築40年など含め、22戸あるが、長寿命化計画策定の考えは、との問いに「検討したい」との答弁でございました。

今、全国的に地方では少子高齢化が進み、いかに移住定住を図っていくかが問われております。先の質問のその後と、新たに若者向け住宅等への町の考え方と取り組みについてお尋ねをいたします。

その中で、1つ目に公営住宅の長寿命化計画策定結果と、検討したいと答弁された教職員住宅の長寿命化計画策定はどうだったのか。

2点目に、町営住宅及び教職員住宅の入所状況は。

3点目に、空き家バンクの登録数と入居状況は。

4点目に、空き家活用支援事業補助金の交付状況は。

5点目に、町は賃貸又は売却を考えている空き家情報を募集されているが、移住定住希望者からの問い合わせ、又は所有者からの情報提供等の状況について。

6番目に、移住定住に向け、町のお試し住宅が1戸あるが、町所有なのか、町が賃貸されているのか。また、お試しの利用状況等は。ということで尋ねております。

最後、7点目の若者向け住宅等への町の考え方と取り組み方について。例えば現在町

が販売中の「衝錠分譲地」の土地を無償で貸し出し、民間によりアパート、あるいは一戸建て等を建てて、それに対し町が建設費用の一部の補助金を交付し、完成後の建物の所有権は民間の設置者とし、以降の維持管理は設置者とする。現在、町が販売する土地に住宅を建てる場合、要項により最高60万円の補助金がありますが、この手法にはないと思われるので、適切な要項規則等を設け、官民連携で展開できればと思っております。

また、これらの移住定住等に関しては、地域での職場の確保も大きく関連し、併せて企業誘致を推進していかなければならないと考えますが、町長の見解を伺います。

次に、苓北町合併70周年と雲仙天草国立公園指定70周年記念を控えてということで、お尋ねをさせていただきます。

苓北町史に、昭和30年当時の坂瀬川村、志岐村、富岡町が合併。翌31年都呂々村を苓北町に合併編入され、人口1万6,404人と記録されております。また、昭和37年10月には、現在の「苓北町章」が制定されております。考案者は、国賀恵美子さん（大阪在住）で、説明では、片仮名の「レ」片仮名の「イ」の2文字を組み合わせて近代感覚に図案化し、さらに上部の両端を切り離して、漢字の「北」の文字を表現したもので、苓北町の融和団結を円で表し、併せて産業文化などの町政のたくましい飛躍的發展を飛鳥の姿を以て象徴したものである、と記されております。そして、昭和49年8月には、合併20周年記念事業で一般公募を経て苓北町民憲章が制定されております。内容は、わたしたちの町は、先輩の努力とキリシタン文化発祥の歴史をひめ、雲仙天草国立公園のなかにある風光明媚な町であります。美しい自然と町民のたくましい心情に期待し、福祉のまちをめざすにあたり、町民の幸せのために、生活のよりどころとして、ここに苓北町民憲章を定めます。

1、わたしたちは、健康なからだをつくりましょう。

1、わたしたちは、明るい家庭をきずきましょう。

1、わたしたちは、責任ある行動をいたしましょう。

1、わたしたちは、美しい自然を育てましょう。

1、わたしたちは、伝統ある郷土文化をたかめましょう。

とあります。同時に“町の木”いわゆる町木を「つばき」、「町の花」町花を「ハマユウ」とされております。そして、令和7年には苓北町は合併70周年を迎え、また、8年には雲仙天草国立公園の「天草地域」指定から70周年を迎えます。この雲仙天草国立公園の指定60周年記念式は、熊本県主催で平成28年10月富岡城二の丸広場で開催されております。

そこで、1点目に、苓北町の合併60周年記念式は、平成28年1月に志岐集会所で開催されましたが、70周年記念の対応等について伺います。

2点目に、「苓北町民憲章」は、昭和49年8月に制定されております。私が思うに、町民憲章は、町民自らが主体となり、町への愛着と誇りと責任を持ち、心豊かな町づくりを目指すとともに、心のよりどころであり、生活の道しるべ的なものと理解しております。しかし、この憲章を拝見する機会は多くありません。この憲章文を町制施行70周年記念事業として庁舎前玄関付近の芝生に、世界的にも良質で話題性のある天草陶石に石彫し、碑を建立することにより、町民や来庁者に町への関心・思いが深まるものと思われませんが、町長の見解を伺います。

最後に、富岡にルーツあるニュージーランド移民の野田朝次郎さんの報道から36年、友好への取り組みについてお尋ねをいたします。

日本からのニュージーランド移民第1号は、苓北町富岡出身の野田朝次郎さんと、広報れいほく299号、昭和63年11月20日発行に掲載されております。記事は10月20日、日本人移民の調査をしているニュージーランド国立マッセイ大学の専任研究官、田辺眞人さんと、親戚とみられる方々が役場にみえられ、今までの調査内容について説明がなされております。説明では明治23年頃ニュージーランドに上陸し、現地の女性と結婚。5人の子どもができ、その子どものマーチン・ノダさんの話から分かったということです。

日本とニュージーランド、タハロア地方の関係は、19世紀の終わりに、1人の日本人の子どもが間違って賑やかな長崎の港から1隻の英国船に乗ったままの時にまで遡るものである。おそらく最初のニュージーランドへの日本人移住者である野田朝次郎さんは、富岡船大工の息子で、父親はその技術や人柄で、長崎の人望のある人物だった。長崎で英国船の仕事が終わった後、船長は船大工と助手のため、軽い食事を供した。朝次郎少年は船をさ迷って、知らぬ乗客の中に迷い込んだのだろう。とにかく船は出港した後も、少年は船の中にいた。大海を出てから少年は見つけられ、そして、長崎に戻ろうとしているドイツ船に移されたが、このドイツ船は日本には寄港しなかった。そこで、野田朝次郎は、その船の最も若い乗組員になったのである。彼はこのドイツ船を母として育っていった。（後略）以上で文末に息子のトーマス・ノダ氏は、非常に日本の親戚に会いたいということで、今後、苓北町とニュージーランドタハロア地方の友好が深まることを期待します。とあります。

また、広報れいほく平成2年11月20日発行323号の記事には、このたび、日本オセアニア交流協会のご協力で、その子孫に当たられるトーマス・ノダさんと、実娘セリル・トンプソンさんが11月13日から16日にかけて、苓北町で過ごされました。（中略）今度来町されたトーマス・ノダさんは、野田朝次郎さんのお孫さんということが分かり、また、富岡の野田千次郎さんが、朝次郎さんの親族ということが分かっております。（中略）その後、トーマス・ノダさん親娘は野田千次郎さん方を訪れ、墓参り

などをして、祖父の生まれた地でゆっくり親戚の方々と歓談されたものです。11月14日には役場にみえられ、猪口町長と歓談されました。物語のような出来事から、人と人との交流の歴史、ルーツが見えだしてきた今、新しい人の輪が、苓北町を中心として両国に広がっていかうとしています。と綴られております。

なお、文献等によれば、野田朝次郎さんは、1872年（明治5年）頃、苓北町に生まれ、幼少の時に船大工の父とともに、長崎に移住した。また、朝次郎さんの甥が野田千次郎さんとある。また、幼少の朝次郎乗船は8歳頃と思われる。

そのような中、去る11月9日、野田朝次郎さんの子孫の友人が苓北町を訪れ、苓北町在住の野田さんの親族と食事をされたとお聞きしております。また、この方は8月にも来られているとのこと。

そこで、このようなことから、この貴重なご縁を育み、関係者等のご理解をいただき、今後、ニュージーランドタハロア地方との友好が深まり、進展していくことができればと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 改めまして、おはようございます。本日もよろしくお願いします。

只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。まず1項目目の、若者向け住宅等への取り組みについての、1点目の公営住宅の長寿命化計画策定結果と、検討したいと答弁した教職員住宅の長寿命化計画策定についてであります。公営住宅長寿命化計画につきましては、令和4年度に、教職員住宅も含めたところで策定済みでございます。この長寿命化計画に基づき、計画的な修繕等を実施することによりまして、各住宅の長寿命化を図ることとしており、本計画には、それぞれの住宅1棟1棟について、個別の修繕計画を具体的に定めているところでもあります。

次に、2点目の町営住宅及び教職員住宅の入居状況についてであります。まず町営住宅につきましては、11月末現在で、公営住宅は84戸のうち73戸が入居、空き室が11戸、一般住宅は16戸のうち12戸が入居、空き室が4戸となっております。特定公共賃貸住宅の4戸は、全戸入居されており、町営住宅の合計で104戸のうち、89戸が入居、空き室が15戸となっております。また、教職員住宅につきましては、11月末現在で、22戸のうち、16戸が入居、空き室が6戸で、なおそのうち2戸が政策的な空き室としてお試し住宅、地域おこし協力隊の住宅として活用しているところがあります。

次に、3点目の空き家バンクの登録数と入居状況についてであります。現在の登録数は、空き家4件、土地4件の計8件で、今年度の空き家バンクを介しての入居は、手続き完了見込みを含めて2件であります。

次に、4点目の空き家活用支援事業補助金の交付状況についてであります。今年度から、補助対象工事に家財等の撤去及び処分費用を加えることや、補助率・補助限度額を見直し、補助金活用の増加を見込んでいるところでありますが、残念ながら現時点での申請は1件にとどまっているところでございます。

次に、5点目の空き家情報の募集における移住定住希望者からの問い合わせ、所有者からの情報提供等の状況についてであります。移住・定住施策を推進するため、本年5月に地域おこし協力隊を登用したところでありますけれども、地域おこし協力隊の登用により、町ホームページの移住情報が刷新されたことなどもありまして、移住希望者からの問い合わせや、空き家バンク利用の申し込み、お試し住宅の利用増加など、苓北町の移住施策への関心度は向上しているものと考えております。しかしながら、先にお答えをしたように、肝心の提供できる空き家バンク登録物件がまだ不足していることから、議員ご承知のとおり、本年10月の広報れいほく発行に合わせ、「空き家募集中」のチラシを改めて各戸回覧にて配布をし、空き家バンク登録のお願いをいたしているところでもございます。

次に6点目のお試し住宅についてであります。お試し住宅は、現在、坂瀬川川向区内にある教職員住宅で、町所有の物件、これ1軒をお試し住宅ということで確保しております。なお、お試し住宅の利用状況ですが、今年度、現時点で7件、遠くは宮城県在住のご家族4人など、延べ77日間の利用がっております。この点から考えますと、お試し住宅につきましては、もう少し確保する必要があるのではないかというふうに考えているところであります。

次に、7点目の若者向け住宅等への町の考え方と取り組みについてであります。この度、国において「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」の一部が改正され、2地域居住の普及・定着を通じた地方への人の流れの創出・拡大による地域活性化をさらに促進していくことが決まっているところであります。この2地域居住の促進に当たりましては、「住まい」「なりわい」「コミュニティ」に関する課題が存在していることから、これらに対して、2地域居住者向けの住宅、コワーキングスペースの確保、交流施設等の整備など、地域の実情を踏まえた居住環境等整備の取り組みに対して支援する仕組みも新たに創設をされているところであります。町において「2地域居住」を促進していくためには、「特定居住促進計画」を策定する必要がありますが、この促進計画策定に当たっては、2地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業（例えば不動産会社）などでありましても、こういったことを活用しながら、「2地域居住等支援法人」として指定することが可能となっております。また、2地域居住等支援法人をはじめとして、県・地域住民・交通事業者・商工会・農協等を構成員として、「2地域居住等促進協議会」を組織することが可能でありまして、議員ご提案の「衝鉦

分譲地の官民連携での展開」という点においても、こういう方向に進むとした場合には合致するものと考えております。なお、本分譲地につきましては、本年度より区画を分割しての販売を開始したところでありますので、今後の販売状況等も加味した上で検討してまいりたいと考えております。また、衝錠一般住宅の空き家4戸についても、先に申しましたお試し住宅や、現在導入を研究しております「特定地域づくり事業協同組合制度」における関係者・従事者住宅としての活用も念頭に置きながら、検討をしていきたいとも考えているところでございます。なお、議員ご指摘の「地域での職場の確保」という点につきましては、多くの雇用を生む大企業等の誘致は厳しい状況ではありますが、ウィズコロナ・ポストコロナ社会において進展が見られるテレワーク等による2地域居住は、現在の多様なライフスタイルに応じた、新たな居住の考え方であるというふうにも思っております。引き続き、国や県の施策等を注視しながら、関係人口の創出・拡大、ひいては移住・定住の促進に繋げていければと考えているところでございます。

次に、2項目目の苓北町合併70周年と、雲仙天草国立公園指定70周年記念を控えて、についてのお尋ねのうち、まず1点目の、苓北町合併70周年記念の対応についてであります。議員ご指摘のとおり、昭和30年（1955年）1月1日に、坂瀬川村、志岐村、富岡町が合併して苓北町が誕生し、翌年、昭和31年9月30日に都呂々村を編入合併されて、現在の苓北町が誕生をいたしております。来年、2025年は、苓北町が誕生してから、町政施行70周年を迎えることとなりますので、その記念式典の令和7年度の開催に向け、前回開催をしました60周年記念式典、並びに本年10月6日に開催をされました上天草市の市制施行20周年記念式典にも参加をさせていただきましたので、こういった式典の内容も参考にしながら、現在式典の内容の検討を始めているところであります。

現時点での案としましては、第1部に式典を、第2部として記念講演をしたらどうかというふう考えているところであります。なお式典当日は、県知事のほか、国会議員や県議会議員の皆様、友好姉妹都市である唐津市並びに、今後さらに交流拡大を図ることとしております長崎市、そして、関係する県内市町村長の方々にご臨席をいただきたいというふうにも考えているところであります。今後、式典内容及び記念講演等の内容を検討していく中で、それぞれご都合をお伺いしながら日程調整を行い、早急に開催期日を決定したいと考えているところであります。また、前回開催をしました60周年記念式典次第に、先程ご意見が出ました「苓北町民憲章」も掲載しておりますので、70周年記念式典のパンフレットへも同様に、「苓北町民憲章」の掲載もすべきではないかと考えているところでございます。

次に、2点目の「苓北町民憲章」の憲章文を70周年記念事業として、庁舎玄関付近の芝生に、天草陶石に石彫し建立することにより、町民や来庁者に町への関心が深まる

と思われるが、とのお尋ねについてであります。5つの憲章のほか、憲章制定に当たっての理念を定めた文章も一体となっております。今後、予算等も考慮した中で、今のところは庁舎玄関横の町民ホールを町民の方々等に庁舎においでになられたときの待合室、相談スペースとして活用しておりますので、この町民ホール付近に展示をできればというふうにも考えておりますけども、いろいろ、財政的な部分も含めて検討してまいりたいと思います。また、来年が町制施行70周年という記念の年に当たるということ、町民の皆様をはじめ、町を訪れられる多くの方々に知っていただくため、町が開催する多くのイベントを、「町制施行70周年記念事業」と位置づけ、気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。加えまして、昨日の行政報告でもご報告させていただきましたが、雲仙天草国立公園の「天草地域」指定から令和8年7月20日で70周年を迎えることとなります。その気運を高めるためにも、雲仙天草国立公園天草地域のテーマソングともいえる「天草小唄」のメロディを来年1月から防災行政無線の時報として放送したいと考えております。なお、この雲仙天草国立公園の70周年記念式典につきましましては、上天草市・天草市共々連携をしながら、天草広域本部が中心となっている事業を取り組むことも現在検討しているところでございます。

次に、3項目目の、富岡にルーツのあるニュージーランド移民の野田朝次郎氏の報道から36年、友好の取り組みについて、であります。まずもって貴重な情報の提供と併せてのご提案に感謝を申し上げます。今回の一般質問を受けまして、改めて当時の広報れいほくの記事を読ませていただきました。野田朝次郎氏の壮絶な人生経験と、明治初頭から昭和中頃の時代背景に思いを馳せたところでもございます。なお、本年11月9日に野田朝次郎氏の子孫のご友人の方々が、苓北町在住の親族の方を訪問されたとのことですが、残念ながら今回、町としての対応は致していないところでございます。

ご提案いただいた「今後、ニュージーランドタハロア地方との友好の深まり、進展について」であります。野田朝次郎氏は1942年（昭和17年）に亡くなっておられまして、80年以上が経過しているという状況であります。そういった中で、世代が代わる中で、町として友好を深めていけるかどうか、正直大変難しいことだとは考えておりますけれども、まずは今回対応された野田さんのご親族の方からお話をお聞きしたいと考えているところでございます。以上、倉田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 3点についてお答えをいただきました。先の一般質問でいわゆる木造一般住宅の標準管理期間を30年とされておるが、それから10年、延長したいというご答弁でございました。したがって、40年以上は使用したいとの考えのようであります。また、教職員の住宅につきましましては、40年を過ぎている物件も4戸ほどあ

ります。先の答弁で公営住宅の長寿命化計画策定のときに併せ、教職員住宅も実施したという答弁で、分かりました。

そこで今回、教職員住宅は策定済みとのことでありますが、今申しましたが、既に築41年、42年になっております。この標準使用期間のお考えについてお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） まず教職員住宅の現状としましては、22戸のうち16戸は入居中と。その16戸のうちですね、実際教職員の先生方が入居されているのは4戸というような状況で、なかなか教職員の先生方ですね、入居の状況がまずもって少ないというような状況にあるかと思えます。それを踏まえまして、耐用年数を越えた住宅の在り方ですけども、基本的には耐用年数を過ぎた部分については用途廃止の方向を検討せざるを得ないのかなと思っております。ただし、今入居されている方もいらっしゃいますので、入居されている間はですね、最小限の維持管理を努めながら、使用をしていただくというような状況になるかと思えます。

なお、本年度につきましては、耐用年数越えの住宅で1軒ですね、払い下げのご要望もございましたので、本年度今1軒を払い下げに向けて準備を進めているところでございます。併せまして、ご承知のとおり今後小中学校の統廃合問題も出てまいりますので、こちらの状況によりましては、例えば小学校あたりですね、校長住宅等が出てくるかなと思うんですけども、そういった部分につきましても、払い下げなり、場合によってはもう解体をしてしまうというようなことも検討していかなければならないのかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 分かりました。古い年数といいましょうか、経過した建物は、必要に応じて解体などを含めて対応したいという内容でございました。そこで築41年、42年が4戸あるわけですが、これが昭和57年、58年建設されております。ご承知のとおり新耐震基準が56年の6月から適用されております。そういう意味では、この物件については耐震強度には問題ないということでご理解していいのか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） はい、耐震基準適用後の年度ということになっておりますので、建築に当たっては当然ですね、建築基準法に則った対応がなされていると思いますので、問題はないかと思えます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 分かりました。先程答弁にもありましたが、町営住宅及び教職員住宅の入居状況については、11月末現在で空き家は公営11戸、一般で4戸で、1

04戸のうち15戸が空いているというご答弁でございました。また、今答弁がありましたが、教職員住宅22戸のうち、16戸が入居されているということで、空き家が、部屋といいましょうか、6戸あると。うち2戸がお試し住宅等に活用したいということでございます。これ全体的なことですけども、空き家が若干こう最近目立っているという状況下であります、これは入居の希望者がいないのか、あるいは入居を希望して見に来て、部屋を見てご辞退っちゃうか遠慮されるのか、その辺の状況についてはどうなんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 公営住宅につきましては、入居を希望されて条件が合わないという方もいらっしゃると思いますが、割合としましては、やはり応募の数が、全体が少ないという状況でございます。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 教職員住宅につきましては、一般の方にもですね、入居していただいているんですけども、まずもって条件として教職員住宅用の住居ということで、基本的には1年間の更新というような中でですね、申込みをしていただいている状況でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 只今それぞれの担当課長の方からご答弁をいただきました。先程教育課長のほうから、教職員住宅の1戸については、民間の方にでしょうか。払い下げの話が出ているというお話がありましたが、できたらですね、いい方向で進んでいければと思っております。いわゆる町の振興計画、これは令和6年から令和8年度の実施計画書の中で、町営住宅管理戸数が、令和10年に現在の104戸から94戸と、減少の目標値になっております。この減少の8戸の減少は、今言われたそういった払い下げとかあるいは解体とか、その辺の状況を、8戸についてお聞かせいただければと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） すいません今おっしゃいました8戸、もう一度すいません、どの部分の8戸かを教えていただければ。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） いや振興計画、実施計画の中で令和10年に104戸の住宅が98戸と目標数字が設定されております。今年配布された振興計画実施計画の文章ですけども、その8戸の減少がどういった状況の中の8戸なのかということで、分かなければ後でまた教えていただければと思います。結構です。分かればお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） それぞれ建築年数とですね、耐用年数も違いがありますので、ちょっとその、そこを精査च्छゅうか、ちょっと確認をいたしましてですね、その8戸がどこどこの分なのかच्छゅうのは後でご回答させていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） はい、分かりましたお願いします。現在ご承知のとおり、いわゆる町の人口動態等と、いわゆる住宅の建設経過年数等を鑑みれば、やはり老朽化した建物は基本的に解体していくと。また、必要に応じては、改修・更新していく必要があるかと思っております。非常に悩ましいことではありますが、基本的に住宅は必要だと思っております。そこで今後の町営住宅管理の見通し、また考え等について町長のお考えを一言いただければと。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） すいません、改めての回答になろうかと思えますけども、先程申しましたように、長寿命化計画をつくる際にですね、各住宅1棟1棟について個別の修繕計画というものを作っておりまして、その中で先程ちょっとご質問が出ました、老朽化した部分については解体するんだというような計画も作っておりますので、その計画の中でですね、進めていきたいと思っておりますが、ただ、人口減少の状況とか、この空き家の近年における増加がありますので、そこら辺は見直すべきかどうかも含めて再度確認をしてみたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） よろしく願いいたします。若者向け住宅へのいわゆる、町の取り組みと考えるについて答弁いただきましたが、ご承知のとおり、広域的地域活性化のための基準整備に関する法律の一部が改正されております。これは報道等によれば今年5月に成立したということでございますが、これ要するに、中央からの一極集中を改善し、地方のほうに人等の流れを拡大するということと理解しております。平たく言うと、2つの地域に居住スペースを確保し、地域の新たな担い手の確保、新たな雇用ビジネスの創出など、多くの可能性が打ち出されております。

そこで、苓北町において、2地域居住を具体的に事業展開する上で、特定居住促進計画を策定する必要があるかと思っておりますが、この現状と、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） これにつきましてはですね、現状ではですね、まだ法律改正、法律が制定されたばかりでございまして、ただ、町といたしましては、これまでも関係人口、交流人口の拡大、それを移住・定住に結びつけていくということでですね、町の施策の方針を定めておりますので、これは町にとってもですね、この2地域居住という

のは合致するんじゃないかというふうに思っております。ただその中でやはり必要なのは、居住していただく場所の確保です。そういったところで、町内には空き家も増えておりますし、先程も、質問の中でありましたように、住宅の空き部屋も増えているという状況の中で、今あるこういった建物をまず有効利用してですね、そういった方々に入っていただくのが先決ではないかというふうに思っておりますので、この計画を策定して、この2地域居住をする場合にあっては、国等の補助もいただけるものと思いますので、そういった補助金を活用して、例えば内部の改修とか、そういった部分ができれば、空き家とか、空き室の有効活用ができるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） はい、分かりました。今町長のご答弁にありましたように、やはり今あるものを基本的に必要改修といいましょうか、そういった対応でですね、活かしたいということでございます。そのようなことでよろしくをお願いをしたいと思います。

通告はしておりませんでしたけども、いわゆる財の尾の住宅用地、5戸ぐらいずっとここ数年空いております。なかなかですね、売れない。衝鉦の方も広くして売れないということで、先程町長も言われましたが、今年は6つに分画してあります。なかなかこう、売れない状況下であります。財の尾については5戸。これはあの、1戸ちゅうか2戸ちゅうか、ある程度地域の公園化しても1個ぐらいはいいんじゃないかと私は思っております。しゃがむに、5戸売れば幸いですけども、そういったことで、公園かあるいは何かの憩いの場にですね、してもいいんじゃないかということ、一応私の考えとして述べさせていただきます。はい、ありがとうございます。

続きまして、2件目の70周年記念式でございます。この記念式に向け、今対応しているということでございます。苓北町及び町民皆さんのさらなる躍進を期待し、良き式典になるよう一つご努力願えばと思っております。期待しております。また、町民憲章について先程町長は庁舎内の待合室といいましょうか、ふれあいの、そこのホールに掲げたいということでございます。繰り返しになりますが、やはり私はですね、基本的にやはり来庁者が中に入る前に、やはりこう見られる、触れ合えるということがある意味いいんじゃないかと思っております。私あくまでも天草陶石の石にこだわることは、石を選定した場合の話ですけども、こだわる必要はないと思うんですけども、やっぱ折角ならばですね、やはり地元、いわゆる石の町、石炭もありましたし、陶石もあります。そういった意味において、やはり話題性のある世界的な良質の、いわゆる天草陶石に苓北町民憲章を石彫し、そしてその石を焼くことによってですね、より風化せずに、半永久的といいましょうか、長く置くほど、その憲章の文の重み、また石の風格が出てくるんじゃないかならうかと思っ提案し、併せて地元の陶磁器等のPRにもなればということ

で質問させていただきます。執行部のお考えがパネル等で展示したいということですが、いま一度再考いただければ幸いです。ご検討のほどよろしくお願いいたします。答弁は要りません。よろしくお願いいたします。

最後に野田朝次郎さんの件でございますが、先程質問の中にもありましたが、1980年代に田辺真人氏、この方は兵庫県にある園田学園女子大学の名誉教授で、ニュージーランド国内の電話帳をことなく調べて、朝次郎さんの次男のマーチン・ノダさんとのコンタクトが取れたということから始まったわけでございます。当時マーチン氏はオーkland市内の病院に入院されており、田辺教授はマーチン氏からのお話の中で、熊本県の天草諸島であることを突きとめ、田辺氏はさらに調査を行い、朝次郎さんの親戚が天草に健在であるということを確認され、先程申し述べましたが、苓北の方にですね、63年と平成2年に田辺教授、また親族の方々がお見えになっております。内容については一部紹介しましたが、広報れいほくに詳しく掲載されております。そしてですね、今回、子孫のダイアナ夫婦氏ら6人は、11月1日から12日まで、日本の旅行の最大のハイライトとして11月9日、長崎からレンタカーで富岡を訪問される予定でしたが、子孫の家族に急用が生じ、急遽訪問をキャンセルされ、ニュージーランドに帰国されることになったと聞いております。そこで友人のジョン・マクリスタさんにですね、訪問を依頼し、当日午後苓北に到着され、野田さんのご親族の方々と面会されているようでございます。なお、面会された後はですね、菩提寺やお墓参りなどをされて、夕方には関係者などと歓迎会を開催されたと伺っております。なお、この歓迎会には苓北町の方からも担当者の方が参加されているということをお聞きしております。先程も答弁にありましたが、野田朝次郎さんが亡くなられ80年余りが確かに過ぎております。しかし今なお、やはり縁深い天草の地に来られるということは実に素晴らしいことだと思っております。当時発行された広報れいほくに「今後苓北町とニュージーランドタハロア地方との友好が深まることを期待します」と記載されており、そしてまた別号には「物語のような出来事から、人と人との交流が歴史、ルーツが見え出してきた今、新しい人の輪が、苓北町を中心として両国に広がっていこうとしている」と綴られています。そこでですね、そのようなことで、今後ですね、両国の友好関係がさらに深まり、友好都市に発展していければと思うものであります。ちなみにですね、日本とニュージーランドの姉妹都市は、令和4年8月現在で44自治体あるということだそうです。併せまして野田朝次郎さんの親族関係といいましょうか、孫さんたちは、ニュージーランド、ハワイ、オーストラリアに500人ぐらいもう在住されているということも、資料に掲載されております。そこでですね、答弁にもありましたが、今後野田さんの親族からのお話をお聞きし、そして可能であるならば、各協力団体や関係機関のご支援等を仰ぎ、ニュージーランド地方の情報等をいただければと思うものであります。難題であります、

町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程もお答えしましたが、野田さんのご親族の方からまずお話を聞きしたいと思っておりますが、他のご質問にもありましたように、奇しくも来年が町制施行の70周年ということもありますので、これも何かの巡り合わせなのではないかなというふうには思っております。まずどういった取り組みができるか分かりませんが、野田さんのご家族の方ともお話ししながら、そういう繋がりについて情報収集に努めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） それでは3件の件もよろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

通告7番、山口利生君。

○2番（山口利生君） 通告7番、2番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、町長及び教育長へ質問いたします。

最初に、天草拓心高校マリン校舎との連携強化について質問いたします。

熊本県教育委員会は、少子化に加え、熊本市への一極集中などで、郡部の県立高校が深刻な定員割れになったことから、県立高校再編整備計画を策定し、2018年度までの12年間で、小規模校11校を統廃合しました。その後、各学校で特色ある学科の設置や、高校間連携等による魅力向上策で生徒の確保に努めていますが、郡部における少子化の波はさらに高くなり、熊本市以外の高校は、地域拠点高校を含めて多くの高校が定員割れとなっています。今後さらに定員割れが進めば、高校再編の第2幕が始まることが懸念されています。

熊日新聞報道によると、天草市は、市と天草工業高校及び東京のオレンダ・ワールドが連携協定を結び、コンピューターグラフィックに関する教育や人材育成を行い、高校の魅力向上と、アニメやゲームなどのコンテンツ産業による市の活性化を目指されています。また、牛深支所の空きスペースを活用し、ウェブ制作などを手掛ける東京のコラボスタジオと立地協定を締結し、牛深高校の生徒が企画、制作、配信まで行うeスポーツイベントを企画する「課外授業」を実施するとのこと。そのほか、あさぎり町は、南陵高校と地方創生を担う人材の育成や、魅力ある地域づくり等に関する包括連携協定を締結し、環境省の脱炭素先行地域に選定された町の事業の一環として、総合農業科の生徒が放置竹林の対策の実証実験に取り組むことも検討されているとのこと。また阿蘇市では、阿蘇中央高校と、福祉分野や農林業分野の関係団体と、デジタル社会で活躍する人材育成に関する連携協定を締結し、定員割れが続く同校の魅力向上や、阿蘇地

域の活性化を目指す取り組みを行うなど、各自治体において、地元高校の魅力を高めるための様々な取り組みが行われています。

そこで、苓北町と天草拓心高校マリン校舎との連携強化について3点質問いたします。

1点目は、包括連携協定の締結についてお聞きいたします。

苓北町は、本年度当初予算に、天草拓心高校マリン校舎に対して、生徒や保護者から選ばれる、魅力ある学校づくりを推進する魅力化推進事業補助金100万円を計上しました。6月議会一般質問での町長答弁では、高校存続が人口減少の緩和に大きく寄与するとともに、県外入学者など、異なる文化や風習を持った地域から集まった人たちと過ごす学校生活を通じて、生徒同士の心の変化や成長が期待できる。また、生徒が町内の様々な団体や地域との関わりを通じて、苓北町の魅力や課題に触れることによって、苓北町に将来も関わりたいとの思いが強くなり、定住や関係人口の創出に効果が期待できるとの考えを示されました。私も町長の考えに大いに賛同するところです。マリン校舎の生徒たちは、水産資源の保護のため、自分たちで産卵させ育てたマダイの稚魚や車エビの稚エビを富岡小学校の児童と共に毎年放流するとともに、海岸清掃にも積極的に参加しています。また、昨年度は苓北町の歴史や文化、風景を楽しむデジタルツアー「れいほくdeウォーキング」を考案するなど、苓北町の地域づくりや活性化に多大な貢献をしています。マリン校舎は、苓北町になくてはならない重要なパートナーであり、その存在意義を対外的に公表し、魅力ある学校づくりを支援するため、町と天草拓心高校マリン校舎間で、水産資源保護活動や脱炭素社会の実現に向けての施策等を具体的に明文化した包括連携協定を締結されてはと思いますが、町長の考えをお聞きします。

2点目は、入学準備資金助成の拡大についてお聞きします。

天草拓心高校マリン校舎への入学の奨励及び保護者負担の軽減を図るため、苓北町内の中学校から進学する保護者に対して1人3万円の助成金を交付する条例を制定し、令和3年度5人、15万円、令和4年度5人、15万円、令和5年度6人、18万円を支給しています。令和6年度、マリン校舎の生徒数は、全体で105人在籍し、うち苓北中学校から進学した生徒は16人と全体の2割弱で、町外からの生徒が8割以上を占める県立高校は全国的にも珍しいのではないかと思います。また、マリン校舎寮で生活している生徒は70名おり、多感な時期に親元を離れ、3年間の長い寮生活を過ごすことで、苓北町を第2の故郷と感じ、卒業後は苓北町応援団として支援してもらえるのではないかと思います。マリン校舎への進学者を増加させる施策としても、町外からの入学者にも苓北町に住所を移していただくことを条件に、入学準備資金を助成してはと思いますが、教育長の考えをお聞きします。

3点目は、町外入学者の受け入れ態勢の整備についてお聞きいたします。

マリン校舎寮には定員60人に対し70人の生徒が入寮しており、1年生の女子生徒

3人は、本渡にある本校の女子寮からやむなく通学しています。このままの状態が続けば、町外からの進学希望者は減少し、マリン校舎の存続が難しくなるのではないかと思います。苓北町は急激な人口減少により、空き家が年々増加しており、空き家バンク制度を導入し、移住定住促進を進めています。町が仲介するのであれば、食事を提供する下宿は難しいが、部屋を貸すことは可能と考えていただける町民の方はおられるのではないかと思います。町外からの入学者を増加させるためにも、早急に受け入れ態勢の整備が必要と思いますが、町長の考えをお聞きします。

最後に、天竺山頂のつつじ公園の整備について質問いたします。

都呂々木場に位置する天竺は、標高538.3メートルで、天草下島最高峰の山です。金峰山や雲仙岳が遠望でき、長崎県の野母半島から鹿児島県の長島までの天草灘を一望する360度の大パノラマに登山者は魅了されます。平成28年度には「全国しま山百選」に選出され、毎年春と秋に開催される天竺登山には、風光明媚な景観を楽しみに、子どもから高齢者までたくさんの人が山頂を目指し、ハイキングを楽しめます。天竺山頂には、地元有志でつくるみどりの会が高木を伐採し、平成21年から22年にかけて、熊本県緑化推進委員会の補助を受けて千本を超えるツツジを植栽し、春には色とりどりの花を咲かせたツツジが登山者の目を楽しませています。近年、ツツジの樹齢が20年余になり、高さが2メートルを超えて密集しているため、カズラの除却や下草刈り等に変苦勞されています。また、みどりの会の会員17名とのことですが、平均年齢が70歳を超え、うち80代の方が3人おられます。管理作業が追いつかない状況にあり、このままではイノシシによる根の抜根や、カズラがツツジに巻き付き、つつじ公園が荒廃する恐れがあります。

森林は二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割を果たしています。都呂々地区に建設が進められている13基の風力発電施設が令和8年には完成し、天竺森林公園は脱炭素社会実現に向けた社会教育活動にも重要な役割を担うと思います。つつじ公園を末永く存続させるためには、大規模なツツジの間伐が必要ですが、みどりの会は人的・資金的に厳しい状況にあり、苓北町の積極的関与支援が必要ではないかと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

以上で、一般質問を終わります。町長の答弁に対して、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、天草拓心高校マリン校舎との連携強化についての1点目、包括連携協定の締結についてでございますが、マリン校舎との連携につきましては、議員ご紹介の取り組みのほかにも、令和4、5年度には、学官連携事業で造成した商品を活かした

情報発信を行うなど、マリン校舎生徒の皆さんには、地域の課題を解決する様々な取り組みに加えて、ペーロン大会やお城まつりへのボランティア参加など、多方面にわたりご協力をいただき、大変感謝しているところであります。

現在、県立高等学校あり方検討会において、「将来を見据えた学校規模・学校配置等の考え方」や、「県立高校の更なる魅力化に向けた今後の取り組みの方向性」について協議がされております。11月1日に開催されました県町村会での県教育委員会との意見交換会の中では、私も「地域に学校があるから地域が元気になる。高校は地域になくてはならない存在だ」というようなことで、強く意見を申し上げたところでもございます。また、年明けの1月には、県教育委員会より来町され、県立高校の魅力化に向けた取り組み等について、町内関係機関、住民の皆様との意見交換会も計画をされているところであります。このような県教育委員会の動向を踏まえまして、本年度から取り組んでおります天草拓心高等学校マリン校舎魅力化推進事業では、「地域や小中学校、大学との協働による教育の推進」「観光振興や地域資源活用」「高校の魅力づくりや魅力発信」「入学生の確保」など、町や学校が抱える諸課題に対して、マリン校舎教職員と町の関係各課職員が連携・協働する体制が構築をされ、町づくりや魅力ある高校づくりに向けて意見交換や情報共有がなされております。

高校は、地域人材の育成や活性化において極めて重要な役割を担っておりまして、今後、高校の特色化・魅力化策として、高校と関係機関等との連携協力体制の整備は大変重要であると考えております。ご提案のありました町と天草拓心高校マリン校舎間での包括連携協定につきましては、生徒の学習活動と成長を促し、町づくりを担う人材の育成や地域振興、マリン校舎の魅力向上を図るうえで、継続的・安定的な関係を構築することができますので、マリン校舎とも協議・相談をいたしながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「入学準備資金助成の拡大について」であります。現行の制度は、町内中学校卒業生のマリン校舎への入学の奨励と、その保護者負担の軽減を趣旨としているものでございます。また、寮生など町外からの入学者は、生活の拠点は実家にあり、通学のために一時的に学校の近くに住んでいるとの解釈から、住民票は実家のままとなっておりまして、生徒やその家族が、行政手続きや公的サービスを受ける面で、住民票を移すメリット、そしてまたデメリットも考慮する必要もあるのではないかと考えているところでもあります。

入学準備資金助成の拡大については、住所要件を見直し、入学した生徒とする方法も考えられますが、マリン校舎への進学者を増加させるためには、まずは生徒や保護者から選ばれる魅力ある高校づくりが第一だと考えておりますので、現在実施しております、この魅力化推進事業をさらに進めていければと思います。併せて、今後天草拓心高校マ

リン校舎魅力化推進事業の支援メニューの拡充など、町としてマリン校舎の存続・振興、及び発展に寄与するため、継続的な行政支援の方法も併せて総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、３点目の町外入学者の受け入れ態勢の整備についてであります。マリン校舎の入学者確保に際して、一番の懸案事項が、寮生の受け入れ態勢となっております。議員ご指摘のとおり、現在拓洋寮には、男子６６名、女子４名の計７０名が入寮しており、寮を定員に戻すため、令和６年度より新１年生の女子３名は本渡地区の桜華寮（女子寮）への入寮となっております。この女子生徒３名に対しましては、本年度のマリン校舎魅力化推進事業により、通学支援としてバスの定期代の半額を補助することをしております。教育委員会事務局では、１１月１１日に来年度に向けた打ち合わせをマリン校舎担当者と既に行っておりますけれども、この通学支援の在り方を含め、意見交換を行っております。

マリン校舎側からは、本渡地区の寮から通学する往復時間や、町補助金の有効活用の観点から、「町内ホテル・旅館等を活用した女子下宿についての連携イメージ」が提案をされたとお聞きしております。内容は、町内のホテルあるいは旅館等において、空き部屋を活用して、生徒に素泊まりの宿泊場所を提供する。生徒の食事については、１日３食ともマリン校舎の拓洋寮で平日のみ提供する。町は宿泊施設へ宿泊費の差額補助や必要備品の購入補助を行うといったもので、寮の舎監に代わるセキュリティーの面からも、ホテル・旅館等が望ましいのではないかとこの学校の考え方のようにございます。このような具体的な提案をマリン校舎からいただいておりますので、関係各課に情報共有のうえ、課題等を整理し、具体的な対応策を早急に取りまとめるように、教育委員会へも指示をいたしたところでございます。

なお、昨年においてですね、一部民間の商店の２階をマリン校舎の生徒さんの寮にというお考えの事業者がおられましたけれども、残念ながらこの案についてはちょっと業者さんのご都合もあり、そこで中止・休止というような状態になっております。なおまた、別途天草拓心高校のＯＢの方から、寮の拡幅について寄附の申し出があったというようなお話が県教委よりあっておりますけれども、この件についても今のところはですね、途中でストップしている状況だということで、県教委からお聞きをしているところでございますので、なかなかこのマリン校舎の生徒さんのですね、寮確保については難しい問題もありますので、町としても何らかの形で、やはり町内に居住していただくという態勢づくりが必要ではないかというふうに考えております。

次に、２項目目の天竺山頂のつつじ公園の整備についてのご質問についてであります。

議員のご質問にありましてとおり、平成１６年度から平成２１年度までの６年間で、キシマツツジやヨドガワツツジなど、約２，４００本のツツジの植栽が「みどりの

会」により行われ、これに併せて、春の「天竺ツツジ祭り」や秋の「天竺・天の川西遊記登山」などの誘客イベントも開催をしていただき、町の交流人口の拡大に大きく貢献していただいているところでもあります。天竺山頂の維持管理状況について、現地を確認のうえ「みどりの会」の役員の方にお話をお伺いいたしましたけれども、議員ご指摘のとおり、ツツジの成長により、樹高が２メートルを超えるツツジもございまして、併せて、枝葉の繁茂で植え込み内に進入できず、下草刈りなどの維持管理作業に大変苦慮されているということをお聞きしている状況でございます。こういった中で、成長したツツジを間引くことによりまして、下草刈りや巻き付いたカズラの除去などの作業スペースの確保ができ、今までよりも容易に維持管理作業ができるのではないかとというふうに考えております。維持管理を担っていただいております「みどりの会」におかれても、財政的に厳しい状況であるというお話もお聞きしておりますので、まずはツツジを間引く作業に活用できる財源等も含めて、町の方で調査研究を行いたいと考えております。

なお、登山道や天竺山頂の下草刈りにかかる費用の面につきましては、現在町より「みどりの会」に交付をしております「みどりの会」補助金により、継続して支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○２番（山口利生君） 懇切丁寧なご回答いただきありがとうございます。それでは再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、順番変わりますけれども、天竺山頂のつつじ公園の整備についてお聞きいたします。ツツジの間伐費用に活用できる有効な財源を調査研究したいとのことでありますけれども、これは国県の補助事業を念頭に置かれているのか。また、下草刈り費用を町で補助しているとのことですが、令和６年度の補助金額をお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。まずですね、間引くための財源関係ですけれども、今のところですね、ちょっと目途が立っておりませんので、まずはですね、国とか県とか、そういった事業の方にですね、活用できる事業がないかということを調査のほうをしたいと考えております。それと下草刈り等ですね、みどりの会への補助金関係ですけれども、令和６年度の補助金のほうを申し上げます。今年度はですね、春の天竺ツツジウォークの方が中止になりましたので、天竺・天の川西遊記登山へのですね、補助金のほうを支出しております。こちらの金額のほうは１８万円で、その１８万円の中でですね、天竺への登山道であったり、山頂のですね、下草刈りの費用、これを２回分ですね、活用していただいている状況でございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今お聞きしました維持管理に関しての国県の補助、これは基本的には自治体負担というふうなのが原則じゃないかと思います。ただ、天竺のつつじ公園、現地を実際に行って調査をしていただいたということでございます。実は私もこの秋の登山の前にですね、みどりの会が下草刈りをするというふうな話を聞いてですね、私もちょっとその作業にボランティアで参加いたしました。もう本当にですね、私はまだ元気だと思って参加したんですが、もうとてもとても、カズラを引き剥がす事の難しさ、それと下草を取ろうとしてもイノシシが根っこをですね、もう穴を掘って、足を踏み入れて怪我をするような状態に今現在なっています。やっぱこれも70以上の方が大半でですね、この作業をされておられます。もうお金じゃない、本当に地域のためにということでですね、物凄い頑張りようでございます。やっぱりそういう中であってですね、やっぱりその時におっしゃったのが、もういつになったらこのみどりの会を脱会できるんだろうか、というふうな話がありました。先程80代の方が3人おられるということですけども、死ぬまで頑張らにやいかんとじゃなかろうかというような、やっぱり地域自体も高齢化になってですね、若い人がいないところでございますので、本当に大変な作業を強いられておられます。特にですね、都呂々木場のほうに一生懸命応援していただいた建設業の野田組さんが今年廃業されてですね、もうそれこそ重機もない中で、肩掛け式の草刈り機とか鎌等でですね、頑張っておられますが、もう限界に近い状態になっているというふうに思います。

やっぱりそこで国県の補助を待ってとかいうようなことじゃなくてですね、今、今年の6月から人工林の間伐や林業後継者の育成等を目的に、1世帯1,000円の森林環境税が徴収されることになっております。苓北町にも、令和6年度当初予算に森林環境譲与税として724万7,000円が予算化されております。主に、森林基幹道の苓北天草線の方の維持管理費に充当しているというふうな説明を受けたかと思います。やっぱこれらの、それとレノバさんが都呂々地区に13基の風力発電を建設されるということで、財産区のほうにも毎年1,000万近い収入が入ってきてる状況にあります。やっぱりこれからの苓北を考えるとですね、やっぱり森林っていうものがいかに脱炭素社会の実現に向けて有効なものであるかということですね、本当に考えて、これを町民ならず国民の方にもですね、それを大きく宣伝するということが必要かと思います。

そういうことも考えながらですね、美しい今つつじ公園になっていますが、私もその補助が、それで1,400本と聞きましたが、実際にはもう2,400本という物凄いツツジが植えられております。本当に色とりどりのツツジが春に咲いておりますが、もう上から見るとですね、カズラがいっぱいあって花も咲ききらない状況にあります。本当に勿体ない。大切な苓北町の宝ではないかというふうに考えます。やっぱりそういう意

味ですね、今後、本当に13基の風力発電が真下に見えて、遠くに富岡半島、真ん中に苓北火力発電所というのが一連に繋がってきます。その下にはやっぱり山村である木場の住宅が点々と見える。本当に山の風景というのが物凄い景勝地に今からなろうかと思えますのでですね、ここで今のような、18万で下草刈りをやってるから、それで勘弁してくれというようなものじゃなくてですね、これから10年20年、天竺をどのように苓北町で活かしていくのかということをごですね、本気になって考えていただいて、今、大規模な間伐をしないと、多分つつじ公園自体が枯れてしまうんじゃないかというふうな、大きな岐路に立っているかと思えますので、再度、そのような観点から、今後の考え方を町長にご質問いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今、山口議員申されましたとおり、大変町にとっても大切な公園でありますので、きちんと整備ができるように頑張っていきたいと思えますし、今、財源の在り方についても、森林環境譲与税でありますとか、レノバの風力発電に伴うその財源ということの提案もございましたので、いろいろな方面から私のほうも検討をさせていただきたいと思えますし、確実にこの公園整備がですね、再整備ができるように頑張っていきたいと思えます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） よろしく願いいたします。多分このようなことはですね、天竺に限らず、各地域で一生懸命公園づくりを頑張っておられるところもあろうかと思いますが、総合的に俯瞰しながら、やっぱり美しい地域が輝く苓北町づくりの大事な大事な宝と思えますので、ぜひそういう面からも、予算の措置あたりもお願いいたしたいというふうをお願いいたします。

続きまして、天草拓心高校との連携強化についてお聞きいたしたいと思えます。

まず先日、令和6年11月1日の熊日新聞に、苓北町出身で福岡市に本社があるパララボ社長大仁田英貴さんが紹介されていました。皆さんの方も多分見られているんじゃないかと思えますけれども、その記事によりますと、苓北町にパラリアルラボR eを開設し、これは聞いたところ、旧郷土資料館のほうに開設されたということでございますけれども、このスタジオには、8面の移動型大型モニターで360度の動画が体験できる施設を設置されたとのことでした。メタバースなどの技術を活用しながら、福岡市の本社と苓北町を繋ぎ、交流イベントやワーケーションツアーを計画し、苓北町の農産物をPRする番組配信や、キャラクター製作など、苓北町のブランド化に取り組み、町の発信・交流拠点を目指したいというふうにコメントされていました。旧郷土資料館が、いろいろな仮想空間が楽しめるメタバース館に生まれ変わって、町のシンボリック的存在になればというふうに私も大いに期待をいたしたところでございます。

本題に戻りますけれども、高校再編計画によりまして、天草地域では、私の出身であります天草西高校、また河浦高校、松島商業高校と天草東高校ですかね、有明町、が廃止されました。苓北町にある苓洋高校は、辛うじて天草拓心高校マリン校舎と名称が変わりましたが、町の一生懸命誘致といいますか、存続の運動が実って何とか存続をし、普通科総合コースと海洋科学科に特化して存続をしていただいたところでございます。大変良かったなというふうに感じているところでございますけれども、ただ、現在の普通科総合コースには募集人員40人に対して、令和6年度の入学者は6人です。また、1年生から3年生全体で11名しかいない。本当に、このままの状態が続けば、普通科総合コースの廃止が浮上してくるのではないかというふうに思っております。

そこで1つの提案でございまして、先程申し上げた、大仁田社長と連携して、令和5年度にインターネット上の仮想空間のメタバースを活用した、エイジテックサービス創出事業に町として取り組んでおられます。その際、苓北中学校において、町の高齢者の課題とメタバースを学ぶ初心者向けの講座を開設され、生徒たちは非常に貴重な経験となり、柔軟な発想から生まれるアイデアが形となるのが楽しかったと、ぜひ継続したいというふうな要望があったというふうな報告を受けたところでございます。また、天草拓心高校マリン校舎の普通科総合コースの2、3年の生徒たちが、苓北町の史跡や窯元、グルメなど、魅力が詰まった15か所をピックアップした「デジタルスタンプツアー れいほく de ウォーキング」を考案し、苓北町の魅力を発信してくれております。大変、共に素晴らしい取り組みであったというふうに評価をしているところでございます。そのような中であって、マリン校舎普通科総合コースを魅力ある学科とするため、メタバース製作等の技術をお持ちの大仁田社長の支援を仰ぎ、マリン校舎でメタバースイベント等を企画制作する課外授業が実施できないか検討されてはいかがかというふうに思います。

また、苓北中学校と連携させることで、コンピューターグラフィック等に興味を持つ生徒が、マリン校舎のほうに進学してくれるかと思っておりますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今のご要望ですけれども、現実的にですね、今先程申されたように、地元の中学校から拓心高校のマリン校舎の普通科に行く生徒が少ないというような状況もありまして、現在はそういった部分も含めてやはり中学校とマリン校舎との連携強化を図る必要があるだろうということで、色んな事業を行っております。これは小学校についても同じでございます。そういった形の中でやはり、町外の方のみならずやっぱり町内の子どもたちも、やはり地元の高校に進学して将来の自分の職業に活かしていただくというのが一番いいのかなというふうに思っておりますので、当然そのような

中で、今申されました、メタバースを使った新たなそういった取り組み、これも重要なことだと思いますので、そういったことも含めて、総合的にマリン校舎、それから町内の小中学校、それから九州大学の臨海実験所もございますので、こういった形で連携を深めながら、町全体でですね、そういった教育力のアップといたしますか、子どもたちの将来の人材育成に繋げていければというふうに思っております。

ご意見ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。次に、入学準備資金助成の拡大についてでございます。

マリン校舎には県内外からたくさんの生徒が進学しており、最低3年間は苓北町で暮らすことになります。親元を離れ、苓北町に住んで勉強しようとする生徒の皆さんに、町長から入学準備資金を手渡し、心から歓迎する意思を表すことはとても重要な取り組みではないかと考えたところでございます。苓北町の移住生活をもたらす経済効果は大変大きなものがあるかと思えます。毎年70人生活してますから、これに生活費等がかかる経済効果というのは計算すれば分かるかと思えますけれども、本当に企業誘致と同じぐらいの大きな効果でないかと思えます。また、町長が申し上げられましたように、町のイベントや地域の祭り等への参加により、地域も活性化をしております。特に今回、住民票を移すということを条件にといった中には、今選挙権が18歳に引下げられました。ただ、親元を離れて苓北町にいる限りはなかなか選挙権の行使はできないというふうに思ったところもあります。苓北町に住民票を移せば、当然、国、県、苓北町の選挙に際しては、この苓北町で投票ができますので、やっぱり18の時から、やっぱりそういう政治参加がしやすくなるんじゃないかというようなこともあってですね、補助の条件に、苓北町に住民票を移すというものを申し上げたところでございます。

住民の人からの、助成を出すとなったら「何で町外の人間に出すのか」というようなこともあろうかとも思ったもんですから、そういうのを条件にすれば、町民の人ももっと理解しやすいのではないかというふうに思ったところでございます。

熊日の新聞報道にはですね、山都町では矢部高校の新入生に4万円を助成というように、なことも載っておりましたので、そういう面でもですね、お金でですね、釣るなんていうのはとても、良いことではないかと思えますけれども、やっぱり来ていただく子どもたちに、よう来てくださったということの感謝でですね、その1万円でも2万円でも苓北町からのお祝いというようなことがしていただければ、非常にやっぱ3年間の苓北町の生活がより充実するんじゃないかろうかというふうに思っております。やっぱり今志岐神社の神輿の担ぎとか、富岡の蛇踊りとか、やっぱりここもみんな、先程のみどりの会じゃありませんけれども、もう年取ってしまってますね、担ぎ手とかがない状態に

なっております。

せんだっての文化祭にマッちょ軍団が腕相撲大会をしましたけれども、あの方たちが祭りにですね、参加していただければ、さぞかした祭りも活気付くんじゃないかなというふうなことも思ったもんですから、そのような誘い水ということも考えてですね、前向きに検討していただければと思います。これについてはもう答弁は要りません。

次に先程町長もおっしゃられた、町外入学者の受け入れ態勢の整備です。

やっぱり下宿がないと、先程マリン校舎側からは、町内のホテル・旅館等を活用した女子下宿についての連携イメージが提案されたというふうにご説明いただきました。その中で生徒の食事は1日3食、マリン校舎で提供をできると。ただ土日は、土日もマリン校舎の寮にいる人たちがどうしてるのかなと思ったところでございますけれども、やっぱりこれは1つの前進じゃないかというふうに思います。ただ、苓北町の観光振興を図る上ですね、宿泊施設が少ないということがですね、大きなネックとなっています。

また、町内の旅館・ホテルには、苓北火力発電所の定期修理等で来町される方の長期宿泊場所にも使われておりますので、なかなか、女子生徒の下宿生活となれば1年間通じての宿泊というふうになりますので、またさらに困難を極めるのではなかろうかなというふうに思います。ただ、最近人手不足等ですね、食事等が提供できないということで、民宿も廃業されるところも出てきております。そういう方にですね、下宿に改装するというふうな、にも費用がかかりますけれども、これにかかる費用をですね、町が特別に補助を出すと。先程OBの方がこの下宿の関係で寄附金を出すというような話もされたかと思いますが、逆に町がそのような費用を出すというふうになれば、県が町にその事業費の半額なりをそれを財源に出してもらおうというようなことも提案すればいいんじゃないかと。なかなか熊本県もですね、財政が厳しい厳しいということで、下宿を作るというのには、財政課がうんと言わないというふうに思いますけれども、ただ苓北町の将来を考えればですね、やっぱり受け入れ態勢ができると。特に、女子生徒と男子が同じ中ですね、生活をするというのは、やっぱ親御さんにとっても少しく、懸念されるようなこともあろうかと思っておりますので、できれば女子生徒だけでもですね、下宿ができるような宿泊施設をですね、管理ができればというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） いろいろお考えをお聞かせいただきましてありがとうございます。

先程も回答いたしましたように、一応、町内の旅館とかホテルのイメージを今学校の方はお持ちなんですけども、町のほうで今の事業承継の中で、今休止となっているやっぱり旅館とか、そういったところもありますので、そういったところは多分空き部屋が

ですね、そのまま残っておりますので、これはうまく活用できるのではないかと考えております。そういったところも含めて、できる限りやはり町内にですね居住しながら学校に通っていただく態勢が一番いいと考えておりますので、何とかできるようにですね、取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。本当に天草拓心高校マリン校舎の存続は、苓北町にとって非常に大きな問題かと思っておりますので、ぜひいろんな面から支援を引き続き行っていただきたいというふうに思っているところでございます。マリン校舎の先生たちもですね、山崎町長の熱い熱意を強く感じられておられると感じております。苓北町と一緒に、地域に必要とされる学校づくりを目指されています。そのために、役場職員と学校職員との連絡会議をですね、さらに密にさせていただきながら、一番重要なのは、生徒さんたちの考えを、やっぱり自分たちが勉強する中で、このようなことをやったら町が良くなるんじゃないかとかいうような考えも多分お持ちかと思っておりますので、生徒の皆さんの考えを聞くということも重要なことかと思っております。そのようなことも考えながら、さらに魅力あるマリン校舎の学校づくりにぜひ頑張ってくださいと思います。どうもこれで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（野崎幸洋君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

通告8番、田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 通告8番、6番議員、田崎です。

私は通告いたしました2点について、町長の見解をお聞きしたいと思います。

まず第1点目の高速船の維持、充実と、フェリーの復活についてお聞きいたします。苓北町の振興計画の中で、交通網の充実として、天草と長崎を繋ぐ生活、医療航路としての維持に努めるとともに、経営改善に向けて、観光業の交流人口の拡大を図り、関係機関と連絡しながら、利用促進に努めます。また、広域観光や福岡圏域への物流促進、そして、本島地域における災害時の海上輸送航路として、天草—長崎航路（富岡港—茂木港）のフェリー復活について、長崎市や関係機関と検討を行っていきます、とありますが、フェリー復活について山崎町長にお尋ねいたします。

第1点に、今までも運行されて、航路がなくなって、現在があるのですが、その原因

と思われるものは何だったのでしょうか。2番目に、この航路を復活した場合、町として、どのように活かしていこうと考えておられるのか。

先日、偶然にも天草市議会の議会の傍聴に行ったところ、ちょうど天草市の令和6年度の第4回議会定例会が行われておりました。その一般質問の中において、天草市の主力産業の観光業についての1つの提案で、観光動線として、長崎港に出入りする外国船の観光客、また福岡県内の人口をターゲットとした長崎―福岡間のフェリー航路について、検討する考えはないかというような質問に対し、執行部としては、長崎市、苓北町の取り組みに協力をしていきたいという答弁がなされております。その後、苓北町は天草市等に対して何かお話をされたのでしょうか。また、長崎市を含め、他関係機関との協議の状況は、今どうなっているのか。山崎町長にお尋ねいたします。

2点目の、県道の整備についてお尋ねいたします。

苓北町と天草市を結ぶ県の路線は、それぞれ年次計画において、計画を立てられ、整備を進められております。その中で、県道本渡五和線の整備状況についてお尋ねをいたします。

以前から、五和町二江側の整備については、国・県に対して非常に先輩方も、町も、あわせて要望をしてこられましたが、まだまだ近年において、私たちが思うような整備が進んでいないように感じますが、どうでしょうか。隣接市の区域のことですが、私たちにとって本渡へ行く道路としては重要な路線の1つであります。現在、どのような状況になっているのか、町長にお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わりますが、答弁にお聞きして、再質問を自席で一問一答式で行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、高速船の維持、充実とフェリーの復活についての、1点目の、フェリー運航休止の原因と思われるものについてであります。富岡・茂木航路におけるフェリー運航のこれまでの経緯を含め、まず申し上げますと、本航路は昭和32年に運行が開始をされ、九州商船、長崎天草フェリー株式会社と引き継がれ、昭和62年からは安田産業汽船株式会社にて、フェリーと高速船の2隻体制での運航がなされておりましたが、経営状況の厳しさから、平成16年7月に同社から航路運航休止の通知があり、平成16年11月をもってフェリーの運航を、そして、平成17年1月をもって、高速船の運航を休止をされたという経緯でございます。しかし本航路につきましては、生活航路として欠かせないものという、苓北町民の皆様も含めて強い要望もありまして、町において「長崎・天草航路存続検討委員会」を設置をしまして、航路運営について検討を重ね、平成17年12月、長崎県の大島村、現在の平戸市でありますけれども、ここか

ら中古のフェリーを購入して、改装工事を施し、町有フェリー「きずな」として、平成18年4月から安田産業汽船株式会社が指定管理者となり、運航を再開したところでありました。しかしながら、その後も長引く景気の低迷、利用者の減少、燃油価格の高騰等により、町の財政負担も年々嵩んでいったこともございまして、平成23年9月末をもってフェリー運航の休止に至ったところでございます。その後は町内の苓北観光汽船で株式会社を設置し、現在の高速船の運航という形になっております。

次に、2点目のフェリー運航を復活した場合、町としてどのように活かしていこうと考えておられるのか、についてでありますけれども、フェリー復活に向けては、令和6年3月議会定例会での倉田議員からの一般質問、並びに、9月議会定例会での浜口議員からの一般質問にお答えした内容と重複するところもございしますが、改めて申し上げたいと思います。フェリー復活につきましては、長崎市長をはじめ、一部の長崎市議会議員の皆様方とも意見交換をさせていただき、今後さらに長崎市と苓北町を含む天草地域全域で取り組む広域的な観光の推進と、本年元旦に発生をしました能登半島地震を教訓として、防災や物流、海上輸送に関する対応の面からも、必要であることを確認させていただいたところでございます。

また、ご質問にありました天草市議会定例会一般質問の件につきましては、改めて天草市に確認させていただいたところ「観光動線の課題について」の質問への答弁の中で「フェリーの復活は、観光を始めとした本市経済の活性化に大きく寄与するものと考えられますので、本市も、長崎市及び苓北町の取り組みに協力してまいりたいと考えている」旨の答弁がなされたとのことでございます。現在の長崎市と苓北町との連携強化の方向性につきましては、私も常々、天草市の馬場市長ともお話をしておりまして、馬場市長のほうからも賛同の言葉をですね、いただいております。

なお、本航路の運行につきましては現在、長崎市、天草市をはじめ、九州運輸局、長崎県、熊本県等が参画した中で、「天草～長崎航路対策協議会」を設置し、情報共有・意見交換を行っているところでございます。引き続き、現在の航路の利用状況からも、両市町間の交流をさらに活性化していくことで利用者の増加に繋げ、ひいてはフェリー復活に向けての気運を高めてまいることが必要であると思っております。そういった中で、来年度予算においても、この長崎市と苓北町の交流拡大に向けた、施策予算を盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、2項目目の県道の整備状況についてでございますが、県道本渡五和線につきましては、天草市本町下河内、県道44号本渡苓北線交点を起点とし、天草市五和町二江、国道324号交点を終点とする主要地方道でありまして、苓北町から天草市内中心部へ往来するのに、利便性の高い路線であります。五和町二江地区において、一部未改良部分がございまして、幅員が狭く、車両の離合が困難な箇所がございます。

町といたしましては、天草地域の市町長、議長及び建設関係常任委員会の長をもって組織する「天草地域国県道路整備促進期成会」を通じて、毎年、熊本県知事及び熊本県議会に対し、本件も含めて要望活動を実施をしております、本年も11月1日に要望を行ったところであります。

なお、この件につきましては、建設関係の常任委員長であります倉田議員の方から度々ですね、要望の声を上げていただいているところであります。この件につきまして、改めて熊本県に確認しましたところ、現道の拡幅案、バイパス案など検討を行ってきたが、いずれも相当の費用と期間を要することから、まずは早急に効果を発揮できるよう、離合箇所を設ける計画としているということでございました。そして、今年7月末に設計業務を発注し、設計を進めているところであり、設計が完了次第、用地取得に入っていく予定である、とのことでございました。

いずれにしてもなかなかですね、遅々としてこの改良の姿が見えてこないという状況でありますので、今後も熊本県に対し、本県道未改良部分の整備につきましては、苓北町からも声を上げながら、更なる検討及び進捗が図られるように、引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、田崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 答弁ありがとうございます。町長のフェリー復活に対する気持ちは、復活に向けて頑張っていこうということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然、今後のやはり苓北町の継続的な将来の発展のためには必要不可欠であると考えておりますので、ぜひ頑張って進めてまいりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 私はフェリーの2回ですね、運航中止は、高速船の1回の休止ですね、停止になったのは、やはり答弁されたように、やはり経営状況の悪化によるものと考えます。それぞれの時代のそれぞれの背景はあったと思いますが、財源の裏付けがない運航や経営継続は非常に難しいものがあると思います。現在も高速船の利用拡大に向け、努力はされておりますが、本当に厳しいものがあると思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 確かに経営の面から見ますとこれだけ人口が減少する中で、やはりその乗船者数というのも減ってまいりたいと思います。ただそういった流れの中でも今インバウンドのですね、拡大が進んでおりますので、こういった場合にはやはり、長崎

市、そして苓北町・天草市・上天草市というようなことで考えるのではなくて、やはり全域を含めた広域観光という面で考える必要があるのではないかというふうに思っております。特に、天草地域においては現在、下田の区間のトンネルが開通しまして、あと橋架けますと西海岸のルートが随分道路的にもよくなります。こういったことから考えると、福岡、長崎方面から天草を通して鹿児島、あるいは、天草を通して熊本、こういった路線が広がってまいりますので、特にインバウンドの方については、短期の旅行ではなくて長期の旅行というのもあり得ますので、こういった形の中で、この観光業を通じた、この航路の利用、そういったものをですね、進めていくことは可能ではないかというふうに考えておりますので、やはりそのための努力、施策をどうして作っていくかということは重要になろうかと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 私はこの航路の復活に対してはですね、我が町はもちろんですけども、先程言われましたように、天草市、上天草市を含んだ、やっぱ天草が本当に1つになってですね、取り組まなければいけないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましては、先程申しましたように、本航路の運航につきましては現在も、長崎市、それから天草市、苓北町を含め、当然九州運輸局、長崎県、熊本県も関わっておりますので、全域的な、広域的な観光ルートということも考えた中でですね、取り組みを進めていければと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 先程馬場市長ともですね、話をしていると言われましたけれども、馬場市長の気持ちもやはり山崎町長に負けないぐらいの熱意があると感じられますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 直接ですね、熱意はどうですかと聞いているわけじゃないんですけど、とにかくですね、やはりこの天草全体が人口減少が進む中で、やはり天草全体としてどのように取り組んでいくんだということを考えるっていうのは、上天草市も含めて、それぞれの首長共同理解の中で進めておりますので、その点についてはご理解いただいているものと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） やはり私はそれをですね一番心配するわけです。やはり天草は1つになって、この問題は取り組んでいかなければならないと思います。町長の感じられたところで、そういった気持ちが十分にあるということで理解していいんですね。やはりその協力体制がですね、できていかなないとなかなか難しいと思います。私が一番こ

う心配するのは、運行した後のですね、経営、運営をどうするかということが、大きな課題だと思っております。今回は先程言われましたように、長崎市、天草市を始めとしてですね、九州の運輸局、長崎県、熊本県等が参画していらっしゃいますので、長崎航路対策協議会として設置されているということですので、今までのように、我が町に大きな負担がかからないようなですね、熊本県、長崎県がですね、主体となって運行できるような体制にですね、頑張ってくださいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点についてはですね、九州運輸局も現在の協議会に入っておりますが、今の長崎市長は、一番最後は九州運輸局の局長さんでありましたので、そういったご理解は十分におありです。それから、せんだって私、全国の港づくりの協議会に出たんですけども、その中で九州地区の港のですね、考え方についての意見交換がありました。と言いますのは、やっぱりこのルートというのは、海上の国道なんです。ですから国道としてはやはり、道はないんですけども海の中を通ってる国道だという意識もありますので、この国道という面からもですね、進めていけるのではないかとこのように思っております。ここは牛深～蔵之元も同じ国道ですので、それと長崎～茂木ルート、当然、国道としてのやはりその命の道っていう形からいくとですね、当然、これは国としても県としても、やはりお支えをいただく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 確かに国道ということでですね、なっておりますけど、今までがそういう、やはり今までも国道だったんでしょ。そういったことで心配するわけですよ。今度はその辺をですね、やはり十分にですね、加味しながらですね、頑張ってくださいと思っております。そうしないとなかなか町民の理解もですね、得られないと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

続きまして、県道の五和二江線の件について、お尋ねいたします。今までこの件につきましては、町長が言われましたように、いろんな先輩方がですね、一生懸命頑張ってください、いろいろな提案がなされたと聞いております。先程ありましたけども、いろんなルートの計画もですね、提案されて検討されたようですが、なかなかですね、思うようにいかないということでございます。現在、二江のあの線はですね、天草市と県の方はもう現道を使って改良するというような約束ちゅうか、そういった取り決めができると聞いたんですけど、その辺は情報入っておりますか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点はですね、承知をしておりますが、ただですねやはり、どうしてもあそこは天草市の道路なんですけども、いろんな国県道路の、先程言いまし

た天草地域の国県道路整備の促進期成会の中の要望の中でも、先程申しましたように、倉田議員や野崎議長からはですね、路線の改良ということで大きな声を出していただけるんですけども、なかなか肝心の天草市の議員の皆様からの声が、私は少ないなというふうに思っておりますので、これまでのいきさつがどうだったのかちょっとはつきり分かりませんが、やはりこれは天草市共々ですね、やはりそういう改良工事を早くやっていくんだというようなことですね、取り組みを進めていかなければ、先程申しましたように、遅々として進まないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） やはり今言われたようにですね、天草市の中ですね県道ですので、他町がどうこう言ってもやはり通じないのかなあと思うんですけど、その辺はどうですか町長。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 当然これは天草市の市長さんも含めてですね、やっぱ考え方をですね、改めて聞く必要があるんだろうと思います。ただ先程から言いますように、やはり天草の広域観光等も考えた場合に、あそこは二江にイルカセンターもありますし、御領には天草空港もあるわけですから、やっぱそういうことを考えると当然、あの道路の改良の必要性はですね、あるんだろうと思いますので、その点は、天草市の市長さんをはじめ、議員の皆様ともいろんな場でですね、お話をさせていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ぜひですね、そういった要望をしていただきたいと思います。やはり天草市が動かないとこの問題は解決しないんじゃないかと思いますが、国の方から、この前金子代議員の方が、2車線でもなくて1.5車線というようなこともできるんですよって言われますけど、やはり市のやっぱ考え方が変わらないとできないんじゃないかと思うんですけど、その点は、町長が言われるように、天草市の考え方をですよ、やはり、一生懸命熱意を持って説いて、変えてもらわないと、この問題はもう進んでいかないんじゃないかと私は思います。そういったことで、やはり天草市の考え方をですね、少し変えていただいて、そして県と国に交渉していただくような形をですね、今後とっていただければと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まずはですね、天草市の担当部署もあろうかと思うので、関係の部署とまず、どういう状況なのか、どういう考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） よろしく願いしときます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで田崎稔君の一般質問を終わります。

続いて通告9番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） こんにちは。通告9番、5番議員、浜口雅英です。

安心して住めるまちづくりについてお尋ねをします。

人口減少と町民生活の保全。

令和6年3月の議会で申し上げましたが、厚生労働省、国立社会保障・人口問題研究所は、2020年、令和2年の国勢調査の資料を基に、2050年の将来推計人口を公表されました。これによる熊本県全体の人口は、令和2年173万8,301人から135万5,339人に減少するとされており、その減少率は22%のようであるということでした。県内の各自治体の状況も示されており、熊本市を初めとする各市の14団体、そして町村の31団体が個別に示されており、県下45市町村のうち、実に41市町村で人口が減少する結果になっておりました。20年7月の集中豪雨で多大な被害を受けた球磨村は、2,433人の人口が実に650人になってしまうという推計が示され、経済活動の中心となる15歳から64歳までの生産年齢人口は、1,097人から207人への減少を予測し、実に18.9%になってしまうとのことです。働き手をなくした自治体運営はどうなるのでしょうか。他にも45市町村のうち、天草の市レベルでは上天草市が2万4,564人から1万1,669人、天草市も7万5,763人から3万9,327人へ、半数近い48.1%、3万6,436人の人口減少が予測されております。このような中で、私たちの苓北町はどう推計されていたのでしょうか。2020年、令和2年の国勢調査で登録されている人口7,114人に対して3,537人が推計されており、その減少数は、3,577人とほぼ半減するようです。加えて、国立社会保障・人口問題研究所の令和6年11月12日発表によれば、都道府県別世帯数の将来推計は、26年後の2050年には、65歳以上の高齢者が1人で暮らす割合は、32道府県で20%を上回り、1世帯の平均人数は未婚の人が増え、少子高齢化と重なり、2人未満と推計されています。既に少子高齢化が進み、産業の担い手不足という現状に悩む本町にとって、この推計値は何を意味するのでしょうか。今、苓北町では、収穫年度は定かではありませんが、野菜のうちレタスは年間で約3,000トンが生産出荷されており、今の時期、植栽が農地一面で行われております。従事者の方は基本的には家族単位のようなのですが、作業しておられる人数は、夫婦と思われる取り組みや、10人近い人数で取り組んでおられる家族等、多様な形態が見られます。このような農作業の中で、これも先の議会で提起しましたが、仮に自治体運営の中核となる15歳から64歳までの生産年齢人口が、人口に合わせて半減した場合、現在も大きな課題である地域の一次産業の人材不足に直面し、特に山間地域住民の生活保持や、高齢者の見守り等の自治体運営は停止せざるを得ない状況が伺えます。このような中で、一次産業に限らず、全て

の産業の後継者の確保を重点施策として対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

（２）防災対策。

先の議会で山間部が大部分を占めている本町で、防災対策の一環としてこの山間部の水路の現況をお尋ねしましたが、把握していないということでした。これだけ広い山間部の沢や水路の状況を掴むということは至難の業でしょう。しかし、他所で発生している災害の状況が報道されていますが、山間部の山の一部が大きく崩れ、家を押し潰している現象が映し出されています。このような映像画像を目の当たりにすれば、あそこの家の裏は大丈夫だろうかと、町内の様々な景色が頭に浮かびます。思い起こせば、都呂々地区の蔭平では、水路、沢の水が町道や県道の土砂を洗堀し、そして道路の崩壊に繋がりました。災害は起こりやすい条件を備えた箇所から発生するのではないのでしょうか。このようなことから、普段から万全の対応が求められます。

（３）白木尾台地の現状と今後。

令和３年１２月苓北町議会全員協議会が開催されました。会議には、白木尾、内田、年柄の区長と、関係者１名から町長宛に提出された、通称白木尾台地の法面崩壊防止事業実施要望書の写しが会議資料として提示され、これに対する当該地のこの件に対する町の標準工法が示されていました。会議の資料、理由書の中では、法面崩壊の一因に、陸から海に流れ出す地下水、伏流水にあるとのことでした。このことへの対応として、町の考えは、硬質塩化ビニール管で排水し、海側法面材として、型枠用の壁面材を、そして埋め上げるために現地盤の表面には、補強材としてＡＣⅡを埋め立てるとした工事標準断面図が記されておりました。しかし、別の地元住民や、生業関係者からもこの事業への要望書が出されており、この中にはＡＣⅡの使用禁止が記されておりました。このような中で、町はどのような取り組みを考えておられるのかお尋ねします。

（４）河川の管理。

町土木管理課の資料によれば、町内には多数の河川が存在しています。１，０００メートル以上の河川は、坂瀬川地区に折山川、松原川など。志岐地区に上津深江川、志岐川。都呂々地区には、町内最長の都呂々川、そして小松川などがあり、名前の付いた川が２３本で、町内の総延長は９万９，５１０メートルに達するようです。高地が少なく、小規模の山地に囲まれている苓北町の地形から、河川の延長も比較的短く、いわゆる大河と言われるものはありませんが、潮の満ち引きの差が大きいという海洋現象から、上流から流れてきた土砂と海岸の波に打ち寄せられた砂小石により、河口付近には恒常的にこれらの土砂が堆積し、大雨の時、大潮の時、この河口沿岸の区域には農地への冠水、民家への浸水が見られ、区域住民の不安を募っています。このような状況が度々見られる各河口区域の水流の状況を検証し、もし不都合な点があればこれを解消し、関係住民の生命財産を守る改善策を施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(5) 道路の管理。

町政年報によれば、令和4年4月1日現在の町道は387本、実延長は26万2,793キロメートルで、この他にも、国道が324号と389号の2線、さらに県道6本が、私たち町民の生活基盤の向上のため、重要な役割を担っているということは、これまでの議会の中でも述べてきました。町道の現状の中で、地域の主要道路が崩壊した時、回り道、迂回路として住民の生活に寄与した事実があります。この道路は民地のままのようですが、現状を教えてください。年柄地区の字図には、現況が民地らしくても、字図上の所有権は苓北町になっている箇所があります。この箇所には土砂崩れの跡もありますが、どのようになっているのでしょうか。最近供用開始がなされた志岐漁港管理道路は、設置された位置付けからして利用者はかなりの数に上り、この利便性に多くの町民が感謝しておられます。しかしこの道路の欠点は、追加工事が多いのではないのでしょうか。町道への取り付け時には補正予算で対処されました。最近まで道路の路肩部分の草地にコンクリート布設の工事もされていました。首を傾げざるを得ません。このような中で、志岐漁港への入り口付近は、町道との交差点ということ、そして見通しの悪い緩いカーブと広い幅員が重なり、通行車両はもちろん、付近の住民にも危険な状況です。ぜひ現地を調査され、安全安心な道路管理に努めてください。山間部では、町道県道に限らず、樹木が茂り緑のトンネルと化しています。文字上は何か観光施設のようなイメージが湧きますが、実情は木の枝か蔦葛かわからないように、電話線、電灯線が張り巡らされています。デジタルシステムに力を入れておられるようですが、この電話線、電灯線が一番使い慣れた手段だろうと思いますので、これらの通信線の通信網の保全に努めるべきです。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） 時間前ですが、皆さんお揃いですので、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。まず、安心して住めるまちづくりの、1項目目の人口減少と町民生活の保全についてでございますが、将来的な人口減少問題については、浜口議員のご質問にありますように、2020年、国立社会保障・人口問題研究所から公表された2050年の将来推計人口に示さ

れているとおり、大変厳しい推計が出されております。このような中で、国勢調査に基づく政府統計の窓口イースタット（e - s t a t）データによる苓北町の平成22年度の人口は、8,314人で、そのうち15歳から64歳人口は4,502人、人口に対する割合は54.1%となっております。また、同統計の令和2年度の人口は7,114人、そのうち15歳から64歳の人口は3,297人、人口に対する割合は46.3%となっております。この間の10年間を比較しますと、人口で1,200人、15歳から64歳人口で、人口に対する割合で、7.8ポイント、それぞれ減少している状況でございます。またそのうち、第一次産業では、平成22年度の就業者数590人で、15歳から64歳人口、4,502人に対する割合は13.1%、10年後の令和2年度では、483人で、15歳から64歳人口3,297人に対する割合は、14.6%となっており、15歳から64歳の人口に対する第一次産業の就業割合は、就業者の高齢化もあり、1.5ポイント増加しているものの、就業人口は議員ご指摘のとおり、10年間で107人減少しており、苓北町においては、第一次産業などの労働力の不足に直面している状況でございます。このような後継者、労働力不足は今後も加速していくことが予想されていく中で、苓北町といたしましては、町が抱える「人口減少と少子高齢化」に伴う最重要課題に全庁的に取り組むため、庁内の関係部署の横断的な組織である「まちづくり戦略室」を今年度4月に設置し、課題解決に向けた施策の企画立案と取り組みを行っているところでございます。その具体的な課題の1つとして、産業における担い手の確保と雇用の場の創出の取り組みを進めるため、農林水産業を主体として「特定地域づくり事業協同組合制度」の導入について、現在、研究や協議、勉強会を行っている状況です。

「特定地域づくり事業協同組合制度」は、地域人口の急減に直面している地域において、事業者単位で見ると年間を通じた仕事がないことや、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できないなどの人口流出の課題の要因や、U・I・Jターンの障害となる原因を解消するため、事業協同組合で職員を雇用し、事業者に派遣する制度であります。メリットとして、農林漁業者をはじめ、中小事業者においては、事業協同組合の会員になることで、収穫などの多忙な時期に事業協同組合からの派遣職員に従事者として任用することで、人材不足の解消や、労働に関する事務の縮減、安定的な雇用の確保を図ることができます。また、事業協同組合の運営については、事業経費の2分の1ずつを組合会員の利用料と国助成を含む市町村補助金から支援することができる制度となっております。このため、組合から派遣される労働者は、直接雇用される給与分である利用料に補助金による支援金が加算されることによって、一定の給与水準を確保することができ、さらに地域の仕事を事業協同組合で組み合わせた雇用となるため、年間を通じた安定的な雇用環境の中で、労務に当たることができる制度となっております。また、苓北町においても、雇用労働者がいろいろな町内産業の職種を経験することによって、自分の趣味

や生活スタイルに合った職種を選定することができるため、将来、町内において農林水産業をはじめ、全産業における担い手の確保と定住人口の増加に繋がっていくことを目指し、来年度の事業協同組合設立準備に向けて、プロジェクトチームにより取り組みを進めているところでございます。次に、商工業における後継者の確保につきましては、事業の家族内承継だけではなく、第三者への事業承継の推進を行うために、町と商工会、農協、漁協、金融機関など8団体で、「事業承継連携支援に関する協定」を令和6年3月22日に締結し、商工業のみではなく、農業、漁業など、各業種の事業承継を支援し、産業の担い手確保に繋がるよう、協定締結団体と連携した上で、支援施策を実施しているところでございます。また、新たな創業者を掘り起こすために、今年度より、「経済産業省九州経済産業局」より計画認定をいただき、創業支援等事業の取り組みを開始したところであります。今年度は、11月7日、8日の両日に「創業個別相談会」を開催し、また11月14日、15日の両日に「個別創業塾・創業セミナー」を開催し、新たに創業をお考えの方、又は創業準備中の方にご参加をいただき、創業希望者が抱える課題の解決や、創業に関する知識の習得に支援を行ったところでございます。今後も、各関係団体と連携をし、業種を超えた支援策を講じながら、産業の担い手不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目目の防災対策についてでございますが、山間部の土砂災害につきましては、その被災原因の1つとして、豪雨による雨水の影響が考えられます。議員ご指摘のとおり、都呂々蔭平地区においては、令和3年8月豪雨の際、崩壊した土砂が迫水と一緒に道路へ流れ出し、土砂により道路側溝や集水桝が閉塞し、結果、大量の雨水が路面や路肩を流れる状況となり、農道や町道の崩壊及び県道への土砂流出等の災害が発生をしております。このような災害をできる限り未然に防止するためには、道路の状況及び道路周辺の地形などを常に把握し、道路における排水構造物等の適切な維持管理を図らなければならないと考えております。今後も、日常的なパトロールに加えて、区長様をはじめ、地域住民の皆様方々との連携も取りながら、ご協力をいただきながら、より一層道路施設の適正管理に努め、災害の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

次に、3項目目の白木尾台地の現状と今後についてであります。町はどのような取り組みを考えておられるのかというご質問でございました。白木尾台地法面崩壊防止工事は、令和3年12月議会定例会の補正予算審議において、原案否決となり、再議に附した臨時会でも否決されたことを受けまして、苓北町といたしましては、事業主体を熊本県において法面崩壊防止対策を行っていただくよう、その後、令和4年7月と令和5年3月の二度、要望書を提出し協議を行っております。一部を除き、全てを熊本県土木部所管の県営事業で実施していただくことは、今のところ大変厳しい状況でございます。

また今年4月からは、再度熊本県天草地域振興局農地整備課と協議を行いまして、熊本県農林水産部所管の県営事業で法面崩壊対策を実施できないか、実施できない場合は、高率な町事業主体による補助事業はないか、調査いただいたところでございますが、農地の集積や、費用対効果等の要件を考慮する必要がございます、緊急自然災害防止対策事業債を活用した事業以外の採択は、今のところ難しいとの助言をいただいている状況でございます。今後の白木尾台地法面崩壊防止工事の方向性といたしましては、本工事計画地は個人の所有地であり、地権者に対しましては、測量立ち入り許可や事業用地の使用、さらには、土地の寄附の承諾書を一旦返却している経緯もございますので、まずは計画箇所内の地権者の方々に再度個別に訪問を行いながら、自己所有地の今後の活用のお考えや、白木尾台地の保全に対して、土地の提供をどうしていただくのか、そのような意向も持っておられるのか、聞き取り調査を実施したいと考えております。その上で今後の白木尾台地の保全の在り方について、引き続き、慎重に検討をまいります。

次に、4項目目の河川の管理についてでございますが、河川河口部の管理につきましては、河川により、町もしくは県で管理を行っておりまして、それぞれ管理者において財源の確保を図りながら、堆積土砂の撤去など、必要な管理を行っているところでございます。議員ご指摘のとおり、河川の河口部につきましては、河川上流からの川の流れによる影響と、海岸から打ち寄せる波浪による影響を両方を受ける箇所であるため、土砂の堆積が発生しやすい状況であると同時に、梅雨時期の大雨や台風等の暴風による波浪の影響などによりまして、その時々堆積状況が変化する状況でもございます。また、河川によってその形状や流量、沿岸の家屋の状況など、それぞれ異なった環境にもございます。町といたしましては、町が管理するそれぞれの河川河口部における現状を常時把握しながら、必要に応じ堆積土砂の撤去などの対応が行えるよう、財源の確保に努めるとともに、土砂の堆積を軽減できる改善策の検討も含め、引き続き適切な維持管理を図ってまいりたいと考えております。

次に、5項目目の道路の管理についてでございます。まず、過去に災害時の迂回路となった経緯のある「町道八ツ手線」についてであります。八ツ手線は、町道木場大岳線の八ツ手橋付近を起点とし、坂瀬川の本場集落へと向かう町道で、延長527メートルとなっております。現状の道路自体は町道古栖鶴木場線に繋がっておりますが、議員ご指摘のとおり、町道となっているのは途中まででございます。その先の約530メートルについては、民地となっている状況です。この件に関しましては、平成9年、民地部分について、町道編入申請がなされておりますが、関係する筆の中に相続ができていないもの及び抵当権が設定されているものなどがございまして、町道認定ができなかったという経緯がございます。その後、平成19年に再調査を行っておりますが、その

際も同じ問題で町道認定ができず現在に至っておりまして、現在もなお未相続等の筆が残っている状況であることを確認いたしております。なお、民地となっている区間におきましては、地元である坂瀬川木場区からの申請により、町のやまびこ事業でコンクリート舗装を進めております。現在、全530メートルのうち約380メートルが舗装済みであり、今後残りの約150メートルにつきましても、同じくやまびこ事業を活用し、舗装を行っていく予定となっております。次に、年柄地区、町道十の久保鶴尾線終点部付近の民家裏の町有地につきましては、地目上は公衆用道路となっておりますが、現状は町道敷ではなく、道路としての利用はされていない土地となっております。また、現在、本町有地と民地法面の境界付近に延長約20メートルに渡り大型土嚢を設置しておりますが、これは軽微な崩れにより町有地内に土砂が入ってくるのを防ぐための措置でございます。現地を確認させましたところ、一部土嚢の劣化が見受けられますので、今後、コンクリートブロックなどの恒久的な土砂止めの設置を検討をしております。

次に、志岐漁港道路の緩やかなカーブと広い幅員が重なった志岐漁港の入り口付近の危険な車道箇所につきましては、11月22日に議員にご案内をいただき、近隣住民3名の皆様からの事情説明により、現場の状況を農林水産課長が把握したところでございます。現場は、道路敷と車道を区分する車道外側線が薄くなっておりまして、さらに本箇所は道路敷が広いと、外側線を富岡方面に利用する一部の乗用車等のドライバーが2車線道路の中央線と誤認識され、運転、通行されているとのことでございました。議員ご指摘のとおり、一部ドライバーにおかれてはスピードを緩めず、志岐漁港入り口付近の富岡側カーブ付近は道路が急に狭くなったような状況となっているため、対向車両はもちろん、付近の住民も危険を感じておられるようでございます。対策として応急的なセーフティーコーン等の設置や、恒久的には道路敷に「はみ出し通行禁止の導流帯（ゼブラゾーン）」等の設置について、常時の通行指導とあわせて、天草警察署と協議しながら、安全で安心して利用できる志岐漁港道路の管理を進めてまいります。次に通信網の保全についてであります。山間部に限らず、電線や電話線などに木の枝や倒木、かざらなどが接触しており、保安上問題があると思われる場合には、町からそれぞれ当該電線等の管理会社に連絡を取り、伐採処理を依頼をしているところであります。今後も、町内における通信網保全の観点から、伐採等が必要と思われる事案につきましては、その都度対応を行ってまいりたいと考えております。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず1番目の、人口減少と自治体住民の生活の保全。この件は、1自治体の首長山崎町長というよりも、石破総理にお尋ねすべき事項なのかもしれません。しかし、今の町の取り組みをお答えいただきました。いろいろですね、申していた

だきまして、大いに期待したいと思います。ただし、この人口減少は町長の答弁の中にもありますように、休むことは知らない、今後ますます加速するだろうということです。状況で踏まえ、この取り組みをですね、早急に実施してもらおうということで、期待します。それから、一次産業に限らず、全ての産業の振興ということでですね、天草で天草大陶磁器展が天草市本渡で行われるわけですが、これに苓北町の窯元は内田皿山焼だけですね。それは、他の5つか6つある窯元は参加されていないようなんですが、どういう状況なのでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（稲尾浩二君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。議員のご質問にありました天草大陶磁器展でございますけれども、今年度はですね、11月の1日から5日までのですね、5日間、天草市民センターにおいて開催がなされております。議員からありましたようにですね、苓北町からは内田皿山焼さんの方がご参加なされております。苓北町全部で5つの窯元がございますけれども、そちらの方はですね、開催期間が5日間という長期間になることであつたりとかですね、あと、各窯元お1人で窯元の方を運営なされておられますので、人員的な面であつたりとか、販売する商品の運搬の面であつたりとかですね、そういった課題によりまして参加の方をですね、見合わされている状況でございます。先程ですね、町長の答弁にもありましたように、特定地域づくり事業協同組合の設立などによりましてですね、このような短期間のですね、労働力の確保などを行うことによりまして、先程申し上げました課題のですね、解決などに繋がっていくのではないかと考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 今、天草陶磁器は全国何とかかんとかって特産品じゃなかった、何ですか、工芸品の名称をいただいたそうですね。本渡で行われるこの陶磁器展は、これも確か全国の窯元がおられるんじゃないかと思います。やっぱ、せっかくそういうイベントがあるわけですので、そういうものには積極的に参加できるように、公費負担、公費で加勢をして、苓北町の窯元さんたちに加勢して、何とかそういうイベントに参加できる状況を作ってほしいというふうに思います。それから次行きます。

安心して住めるまちづくりの中での防災対策ですが、この中には排水路をあげとったわけですが、具体的にですね、坂瀬川では家のそばをですね、水走りの下を水がもう挟ってしまうというふうな状況もあります。そこら辺のところは、多分役場も確認しておられますので、具体的に、早急にその取り組みをしてほしいと思いますが、今お答えできますかね。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 西川内のですね、地籍が水路となっている箇所、今

おっしゃられたような状況がある部分につきましては、町のほうでも現地を確認いたしまして、その家の方ともお話をさせていただいたんですけれども、地籍が水路となっております関係で、土木管理課で担当しておりますやまびこ事業で対応ができるだろうということで、区長さんの方にその現場を見た後にですね、お話をして、そういう危険な状態があるので、ぜひ区としてやまびこ事業を活用して、修繕を行っていただくように、ちょっと要請といたしますか、お話をしたところであります。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 今、町長、やまびこ事業という、非常にですね、取り組みやすいと言いますか、ちょっと語弊が、言い方が悪いわけですが、区、地域の皆さんが連名で、区長さんを中心に連名でその事業を申し上げれば、ただし、公用とかそういうものについては、やまびこ事業で金額は上限30万ですかね、でやっていただけるんですけども、これやっぱ緊急を要する場合はこのやまびこ事業でない何か別の事業を設置してもらおうということとはできないんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） やまびこ事業につきまして、松本議員の質問にもありましたけれども、やまびこ事業は応急的に早くですね、対策をするということでございますので、ただ、やまびこ事業につきましても今は2年間分を一緒にということで、限度額も60万にしておりますので、急ぐ場合はやまびこ事業でした方が一番早く対応はできるのではないかというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私は若干、緊急、災害的な事業にですね、やまびこではちょっと手ぬるいのではないかというふうな気がしましたので、新たな事業の設立を提案したわけです。よろしくご検討をお願いしたいと思います。

それから次、白木尾台地の現状と課題についてですが、これ、ここは本箇所は県の海岸保全区域ですね。一帯が、全部がですね。これこの前の議会から提案されたときにもそういうふうで、県が施工する部分と、町が施工する部分が別の工種で提案されました。これで県の海岸保全区域で、いろんな考えをお持ちの地元住民、それから、これらの方々への対応ですね、あるいは工事の対応など、多くの検討課題がありますけれども、最終的には白木尾住民の皆さんほか内田住民の皆さんの生命と財産を守ることがありますので、ぜひ具体的な取り組みをできるのかどうかお尋ねしますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 白木尾台地の工事の関係につきましては、当時、私、副町長時代にですね、白木尾・内田地区の説明会といたしますか、そういったものを数回開催しま

して私も、そのたびに参加をさせていただきました。今、浜口議員おっしゃるとおり、いろいろ課題はございますけれども、このままにしておきますと、どんどん崩落が進む状況でございますので、何とかしてですね、この崩落箇所の改善を図っていく必要があるかと思っておりますので、先程答弁いたしましたように、地区の方々とももう一度詳しくですね、協議を重ねながら進展ができるように頑張ってみりたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） それから、ここの原因が海水というよりも湧き水という話ですね、この前の議会に出されたときに、説明があったというふうに思いますが、そのときは何か志岐山からの湧水が、水脈のことなんでしょうけども、あるんだという話も出ておりましたが、それは事実なんでしょう。分かれば教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程の水脈の件でございますけども、白木尾地域はですね、盛り上がった地形になっている上に、井戸が各家庭にございまして、その井戸の水位がですね、結構高いところでされてるので、そういった水脈があるということで推定をしております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） もう一度答弁願えますか。

農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 白木尾台地の地形上はですね、志岐の平野の水面をゼロとすると、台地上が約10メートルほどぐらい上がっております。その下の方がですね、井戸の水位がですね、10メートルから約1メートル2メートルぐらいの・・・のところにありますので、そういった水がずっとその白木尾台地のほうに、ゼロよりも高い位置にですね、水があるということで、現在のところは理解しております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） そういう課長の説明であれば今崩れているところに手を打っても同じということになっとやなかですか。私はですね、もし志岐山あるいは中尾に源流があるのならば、そこに柵を作るとかですね、何かそういう対処をすべきではないかということを提案しようと思ったんですけども、関係なくということであるならばですね、そういうことで。はい、そういうことで、次は河川の管理について再質問します。名前のついた河川23本のうちの1つで、志岐川があるわけですが、この志岐川の河口、護岸にはですね、浜之町、それから馬場、天神木の集落があります。これらの行政区の中の複数の家屋の玄関に土嚢が置いてあります。ほって理由は、なんで土嚢を置いとつてですかって言えば、大雨のときに道路の水が家の中に入ってくつとということですね。で、道路側溝での路面水や側溝水の処理ができないということなんですけども、たしか

この馬場地区には道路側溝の改良を何年ぐらいかな、１０年ぐらい前かな。したっじゃなかったですかね。それで今の側溝の内側にちょっと小ぶりの側溝を作って、それで路面水、側溝水は処理できますという町の話があったと思いますけども、そこら辺の状況はどうなんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今おっしゃられておりますのは志岐中央線ですかね、町道志岐中央線になるかと思えますけれども、１０年前のスリット側溝というんですかね、幅の狭い側溝が入れてあると思うんですけど、ちょっとそのときの設計であるとか、その辺りの根拠あたりもちょうと確認をさせていただきたいと思うんですけども、やはりそのときの設計を超えるようなですね、雨が降るような状況になっているのかもしれないし、もしかしたら、そのときの設計で少し足りないところがあるのかもしれないけれども、ちょっと土木管理課のほうで、そのときの資料も見ながらですね、また現地、雨の際にも、その流れを見ながらちょっと研究をさせていただければと。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○５番（浜口雅英君） そういうことでですね、馬場地区の土嚢の件は解決できるように、現地も十分行かれてですね、家主さんともよく話をされて、事情を聞いてください。ほっから志岐川河口の現状と課題ですが、町もご存じのように、志岐バス停周辺にはですね、家の周囲に水路が張りめぐらされているといいますか、大きな水路ですね。人の高さ、頭ぐらいあるような大きな水路ですが。これらの水路がもう老朽化しているようなんですね、課長もご存じかどうか分かりませんが、こん水路の三方張りの側面のコンクリートが剥がれたような状況になっている。もう、すぐ家があるわけですので、その家の方は、その流れてしまえば家も流れてしまうとじゃないか、傾いてしまうとじゃないかという、不安を持っておられます。その家が、水路にいっぱいいっぱい建てられたことはもう何も問題のなかったのか。そういう気もします。もし問題があるとなれば、その家は立ち退いてもらわなければならない。大きく言えばですね。そういうこともありますのでよく・・・ということで、現地調査をされてですね、民生の安定を図ってください。それからこれは上津深江川の河口の部分ですが、この右側にですね、いわゆるトン袋というのですかな、黒い土嚢の入った袋、それがもう長年設置したままになっていますけども、その回収、あるいはそれを取り除いて新たな護岸の建築、そういったものの予定はないのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 上津深江川の大土嚢をですね、並べてある箇所につきましては、恐らく平成２７年の大雨で越波したというところでですね、住民の方から要望があり、県のほうで一時的な嵩上げっていうんですかね、そういう形をされている

ものだというふうに思っておりますけれども、ここの、いつまでも応急の土嚢ではですね、いけないということで、一応町のほうから県にも、毎年要望を行っているんですけども、県もはっきりとした、できない要因は分かりませんが、財源でありますとか、それから今、志岐川の改修工事を行っていただいております、そちらの方との兼ね合い、そちらが終わってからされるのか、ちょっとそれを改めて伺いたいと分からないんですけど、ちょっと町から毎年要望しているんですけども、今のところ具体的な計画には県の方ではなっていない状況で。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まあ色々町への要望、あるいは国県への要望、その次にお尋ねすると、町は要望しているということの返事が出ますが、現場には全然その要望している状況が出てこないわけですね。例えばちょっと話は変わりますが、轟ミカン園に行くあの県道にも幅員が狭くて、川のほうはかなり段差があります。それで、かなり高さもあります。狭い、危ない。それでみかんはそのトラックにいっぱい積んで下ってくる。そういう危ない状況がありますよと言っても、それも県に言います、それで終わりです。上津深江川もですね、あの景色んよかところに黒か土嚢んあれば、これは苓北町は防災に対して何もしようさんとはいなく、そういう印象を与えますよ。あれは要らんならば破って捨てて、砂は畑に撒いてしまう。そういういろんな工法を考えてですね、対応すべきだろうと思います。それから次、道路ですが、こん八ツ手線の道路、公衆用道路としての役割は大きいと思います。これは先程説明がありましたように、地域の皆さんたちがやまびこ事業を使って路面の維持管理をされておられる。確かにここだけじゃなくてですね、道路全体的に維持管理が非常に良くしてあります。一般の町道とは全然違いますね。そういうことですので、ぜひ早く町有化して、本来の町道にしてもらいたいというふうに思います。もちろん登記とか何とかなどですね、非常にこう、難しいといえますか、そういう事務手続きがありますけども、これは地域の皆さんと一緒にやってもらえばいいと思います。それからこのように、言うなら登記が苓北町に移っていないのに、公衆用道路といえますか、町道に認定されていなくても、公衆用道路として、利活用されているのはどのくらいあるのか教えていただけますか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 町ですね、名義になっていない、公衆用道路になっていない土地で、実際は町道なり、公共の道路になっている、その箇所数とかですね、具体的などころはちょっと今手元にありませんで、ちょっとお答えすることができません。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 確かにかなりの数がですね、そういう形で、個人の名前のまま

で道路になっているのは先程言いましたように、今言いましたように、かなりの数あるかと思います。このことは言うならば、税の公平性からですね、もし固定資産税とかそういうものが減免、あるいは非課税措置にしてあれば話は別ですが、これがないということであればそういう税の公平性にも反しますので、幅広い面から調査すべきではないかというふうに思いますが、この点についていかがでしょう。調査すべきではないかという点についてはいかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 一応今手元にございせんってことで先程ですね、お答えをしたんですけど、一応資料としては土木管理課の方で持っておりますので、それを後日ですね、お見せすることもできると思いますけど、一応その税金の関係につきましては、町の名義に変わってはいないんですけれども、売買契約をしまして、土地の購入はさせていただいている。その際に、そのいただいた分の面積分はその筆の中からですね、非課税扱いとして、課税をしていないという状況でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 次行きます。通信網の保全ということでですね、樹木に何か蔭かずらがあつて、ほつで電話線もあると。電力線もあると。このことについては伐採処理を依頼しております、ということですが、なかなかそういう状況が現場に見えていないですね。ちょっと山道入ればもう県道、国道はなかつかな、県道はどれが木の枝か分からん、電線が木の枝や、かずらやつて。ほつで先程言いましたけれども、テレビなんかで災害のときは大きな木が地すべりとして下ってくる。当然電線も一緒に引っ張って行って、電線が切れたりとか、あるいは切れていなくても停電とか、そういう状況がいろいろ報道されますけれども、これはもう少し何か分かりやすいような形で、樹木の伐採、樹木の整理はすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 電線にこう絡んでですね、悪影響を与えておりますその木の枝でありますとか、かずら等は、町長答弁にもありましたように、道路管理者といたしますか道路の部分で、伐採したくてもですねやっぱ線を損傷させてしまうと、そういう形の危険が考えられますので、そういう部分でもお答えしましたように、その会社ですね、電線であれば九州電力とか、電話線であればNTT、そこに連絡をとって処理をしてもらうという形で今現在対応を行っております。ただ、その木の枝あたりが、道路も電線もちろん、それ以上に伸びて、通行にですね、支障が生じた場合には、もちろん道路の管理者の方で、それはもちろん電線の部分は切れませんけども、そういうところと併せて処理をしているというところもありますけど、なかなか電線の管理会社に依頼をしてもですね、なかなかその、早急に処理がしていただけない場合もありますけ

れども、やはりおっしゃいましたように、切れてしまうと停電であったり、電話が不通となったりということもありますので、パトロールで道路の状況を見る中でもですね、今言われましたその山間部は確かに、おっしゃるような状況がありますので、今と同じような対応にはなりますけども、随時、管理会社のほうに、連絡をとって処理をお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 私はこの部分はどうですか、道路の管理として質問しましたが、今申し上げた部分についてはこれはもう防災の項目になりますよね。もし何かあったときに電話線が切れた、あるいは電灯線が切れた、そうなった場合はどうするんですか。交通の便も決して苓北町は良くないと思います。この国道324号、本渡から来る324号、それから389号。これが崩壊して通行止めになったときには、頼りになるのは電話線と電灯線じゃないんですか。それも切れたとすれば、能登で1年前にあったように、あの人たちが、もう生活も何もできんと言っていることが、テレビでは言われております。そういう事態に苓北町民をなすんですか。やはりこれは保安上問題があると思われる場合には、伐採処理を依頼しておりますということじゃなくてですね、保安上問題があると思われる場合は町が直轄で処理します、そういう考え方を持つべきじゃないですか。そのことが苓北町民の住民の生命財産の保持なんです。ぜひそういうことでお願いします。それから、現在携帯電話が繋がらないというケースがあるというふうに聞いたんですけども、実際あるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今のご質問ですけれども、一応公式には苓北町内には全部繋がるということになっておりますけれども、ただ個別のお宅ですと、どうしてもその山の陰とか、樹木の生え具合とかで届かないという部分が一部あるようです。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） そういう一部あるところの方についてはどうすればいいんでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 方法はいくつかございまして、例えば携帯電話の契約をなされていらっしゃる場合は、携帯電話のほうで無料で電波を増幅する機械を設置してくれたりとかという方法がございます。実際にそういうふうになされてる方がたくさんいらっしゃるようです。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） それは役場に来ればいいんですか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） それはですね、ご契約をされている携帯電話会社のほうに連絡をしていただけると、そちらが無償で対応してくれるということになっております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） それはその契約会社に電話して、私んとは繋がらんとですよ、でよかったですか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 会社のほうに連絡をしていただきますと、一旦ですね、その電話会社の方から電波の状況を調査にまいります。その家の電波の状況を見て、例えばその増幅する装置を家の中のどこにつければいいかというところまで調査をしてくれますので、そういった対応はしていただけるというふうに聞いております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） それは、費用は先程室長は無料っておっしゃってましたが、無料ということでもいいんですね。終わります。

○議長（野崎幸洋君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時40分

令和 6 年 1 2 月 5 日（木）

（第 3 日 目）

令和6年第5回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

令和6年第5回苓北町議会定例会は、令和6年12月5日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	田嶋 健司	2 番	山口 利生
3 番	廣田 幸英	4 番	松本 良人
5 番	浜口 雅英	6 番	田崎 稔
7 番	倉田 明	8 番	錦戸 俊春
9 番	高戸 幸雄（副議長）	10 番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長	松 本 康 秀	書 記	岩 崎 えり奈
-------	---------	-----	---------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	山 崎 秀 典	副 町 長	福 田 誠 一
教 育 長	濱 崎 敏 和	総 務 課 長	錦 戸 雅 志
税務住民課長 兼会計課長	松 村 保 則	企画政策課長	宮 崎 良 成
教 育 課 長	吉 本 英 明	土木管理課長	松 井 徹 也
農林水産課長	田 尻 悟	商工観光課長	稲 尾 浩 二
水道環境課長	時 田 健 一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田 尻 康 彦
行革デジタル対策室長	山 下 晃 弘	監 査 委 員	登 本 玄 一

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 6 号 | 定期監査の結果報告について |
| 日程第 2 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 10 号 | 令和 6 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 3 | 議案第 63 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 64 号 | 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 65 号 | 苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び職員手当等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 発議第 7 号 | 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 発議第 8 号 | 苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定 |
| 日程第 8 | 議案第 66 号 | 令和 6 年度苓北町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 9 | 議案第 67 号 | 令和 6 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 10 | 議案第 68 号 | 令和 6 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 議案第 69 号 | 令和 6 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 12 | 議案第 70 号 | 令和 6 年度苓北町水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 13 | 議案第 71 号 | 令和 6 年度苓北町下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 14 | 議案第 72 号 | 苓北町温泉プールの指定管理者の指定について |
| 日程第 15 | 議案第 73 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 16 | 報告第 7 号 | 専決処分の報告について |
| | 専決第 9 号 | 損害賠償額の決定及び和解について |
| 日程第 17 | | 陳情等文書表について |
| 日程第 18 | | 閉会中の継続審査調査の件 |

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならないとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が0（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしております。

議員におかれましては、時間内での質疑に心がけてください。

日程第1の議事に入ります前に、出席を求めています登本代表監査委員にご着席いただいております。廣田監査委員も、監査委員席に着席をお願いいたします。

-----○-----

日程第1 報告第6号 定期監査の結果報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、報告第6号、定期監査の結果報告についてを議題とします。

令和6年度苓北町定期監査結果公表書の提出がありましたので、配付しております。定期監査の結果公表書について説明をお願いします。

登本玄一代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） おはようございます。苓北町代表監査委員の登本でございます。

さてこのたび、地方自治法第199条第4項の規定に基づきまして、令和6年度定期監査を、令和6年10月24日から11月1日までの間に渡りまして実施をいたしました。

定期監査の実施方法につきましては、事務監査と現地調査の両面から実施をいたしております。また、今年度も例年同様ではございますが、役場庁舎内の整理整頓がなされているかなどについても監査を行いました。

監査の結果については、何ら法令に違反するような事例は見受けられておりません。また、関係諸帳簿、帳票類などはよく整備されておりまして、計数においても誤りはなく、適正に執行されていることを認めました。

皆様のお手元に令和6年度苓北町定期監査結果公表書を差し上げておりますが、その16ページ及び17ページに地方自治法第199条第10項による監査意見、及び、各

課の検討事項や改善事項を要することについて、簡易な指摘を含めまして記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議方よろしくお願い申し上げます。私の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） おはようございます。2点だけ監査委員にお尋ねしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

監査委員の方は大変長時間にわたり、本当、監査お疲れさまでございました。

16ページですけれども、1つは共通ですね、ふるさとづくりの寄附金について、昨年に比べて今年は大分減少しているというような状態でございますけれども、監査委員から見られてですよ、どういうふうなですね、原因でそういうふうに減少したかということを感じられたらお願いしたいと思います。

もう1つ、総務課における、令和6年度から職員自主研修費等補助金制度が創設されている。本制度の積極的な活用が図られるよう職員への周知に努められたいとありますけど、非常にうらやましい限りでございます。研修に対してですね、非常に補助金が出るということは、このような制度ができて、どのような状態かですね、分かったら教えてもらいたいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 登本監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） ありがとうございます。只今田崎議員から2項目についてご質問がございましたけれども、1項目目のふるさと寄附金の件でございますけれども、これは総務課を中心として取り組みがなされておまして、先日も町長の答弁がなされましたように、令和5年度の実績は約5,700万ほどっております。またそのほかに企業献金といたしまして200万あっておるわけですが、今までにない1億に近い数字を前回は上げていただきました。しかし、町長の答弁にもありましたように、来年度からですね、今年度の今頃されておりますが、新規の委託業者を今度は取り替えてみたいというなのは、今年度は全然、全然と言ったら失礼なんですけど、あまり数字が上がっていないというのは、町長の答弁もございましたとおりでございます、やはり天草市やら、上天草市は何億って上がっていて、なぜそのうちの町だけが数字が上がらないのか。職員の皆さんは一生懸命取り組んでおられると思いますが、やはりそういうふうな、委託業者を変えてみるのも1つの方法かと思われましますので、この選定に私は期待をしたいと考えているところです。そうするとやはりごろっとない、取扱い商品も同じなんだろうけれども、PRの仕方あたりがですね、変わってくるのじゃないかなと

思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このですね、昨年度の決算を見ても分かりますように、私どものこの苓北町の自主財源は約35%ぐらいしか、34.2%なんですけども、それしかないわけですね。そのほかは全部依存財源、7割が依存財源になるわけでありまして、やはりここ職員一丸となってですね、危機意識を持って、ふるさと寄附金に取り組んでいただきたいと、そのように思っております。

それから2つ目の職員の自主研修制度なんですけれども、役場職員のスキルアップを図るために、研修環境の整備や、働きやすい職場環境づくりを目指しましてですね、町は令和6年、今年からですね職員の皆さんの自主研究費の一部補助や研究補助金制度をですね、設けております。非常にいいことかと思ひます。これはですね、職員が自主的に研修を受講しまして、職務に必要な知識や資格の習得に係る経費の一部を補助する制度でありますので、これに向かってですね、職員の皆さん頑張っていただきたいと思ひているところですが、残念ながら今年は1件もですね、これに応募者がいないというようなことでございます。今後はですね、この本提案制度の積極的な取り組みが図られて、さらに、また執行部といたしましては、周知徹底をですね図っていただきたい。ここに管理者の課長皆さんいらっしゃいますけれども、私は機会あるごとにですね、このことを申し上げて、働きやすい、働きがいのある職場環境をつくってほしいというふうなことを機会あるごとに申し上げております。ぜひ、課長の皆さんが率先してですね、この提案制度をですね、活用して、そして部下の指導を今後当たっていただきたいと切に希望するところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 17ページの水道環境課。今年から、公営企業会計のほうに移行して、職員の方も慣れない支払等に苦慮されているかと思いますが、監査をされてですね、その辺りがスムーズに作業がされておられるのかどうかその辺りの見解を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） ありがとうございます。山口議員さんの水道環境課についてのお尋ねでございました。

水道環境課のこの水道の件ですが、私は総体的に考えましてですね、事務的なことは大体うまくいってるような感じがいたしております。ご存じのように半年間が過ぎたわ

けですけれども、この半年間の過ぎたですね、状態を経営状態というんですか、それをはっきりとした数字が見えておりませんので、この半年間に限ってでもいいから数字の見えるような見える化を図ってほしいというようなことで、今、水道環境課の方をお願いをしているところです。全般的にするとうまくいっていると私たちは考えております。しかしですね、今後人口が進めば、人口に比例して水道料金は料金の収入が減少していくわけでございますので、それとまた将来の老朽化と申しますか、そういうふうなことも今後ますます厳しい状態を迎えてくることは事実でございます。そこで将来的には、料金の改正などを視野に入れてですね、取り組んでいく必要を私たちは痛感しております。全体的にはこの半年間を見てみると、うまくいってる、よく努力されてるなというような感じを持っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 単式簿記だけをずっと長年してきてる中で急に複式簿記というふうに移行になって、実際に作業、事務をされている方、また会計の方も、単式と複式の違い等で苦慮されているかと思いますが、やっぱり決算というのは非常に重要なことですのでですね、これが間違われなように、さらに精進を重ねていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。ほかに質疑なし。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はこれまでですね、よかナビのタブレットの購入の件について、タブレットの件、タブレットの購入に関して、かなり突っ込んだ質問をしておりますけれども。

○議長（野崎幸洋君） マイクをちょっと近付けて。録音しとるけんが。

○4番（松本良人君） 監査委員さんたち、多分質問等を、聞こえっですか。

○代表監査委員（登本玄一君） 聞こえない。

○4番（松本良人君） 聞こえん？ 座ってよかですか。座ってよかですか議長。

○議長（野崎幸洋君） はい、じゃあマイクが聞き取りやすいようにじゃあ話して。

○4番（松本良人君） よかですかね座って。届かんけんが。

タブレットの購入に関して、かなり疑義があったものですから、追及するだけ追求しました。しかし私たちは書類等には目は通させられませんので、伺いますけれども、この購入する根拠なんかは、普通は土木あたりは積算する基礎があって、それに基づいてすると。例えばその購入に関しては、年々、多分タブレットあたりも、福祉関係の事業もそうだと思いますけれども、年々これだけ増えて、こっだけ亡くなっていくと。こっだけしか要らんじゃなかろうかと。そういった積算をやはりするわけですね。これが普通的前提です。昨日も、今までずっとその根拠を示してくれろということで、お願いし

とったですけれども、今日もその資料もまだいただいておりますということですね。私は、この事業に関しては、およそ850台買うとですよ。かなりの台数が残っております。無駄な金が相当な使われとるんじゃないかなろうかと。その根拠があればそういうことはなかったんじゃないかなろうか。ぶっつけに言いますけれども、こっだけ買えと。ほんならこっだけ買いますと。あるいは足らんやったけんまた50台買いますと。足らん、まあそういうことで今回説明を受けたんですけれども、これがですね、我々議会の予算の説明のときは、高齢者のタブレット、いやパソコン、スマホを持たない人々にやると。ところが現在は、高齢者でもスマホがない世帯にもタブレットば配布可能ということになつとつとですね。そこら辺の数字の行き違いがあつとるようでございます。

それで、なぜそうなったかそこら辺はいろいろと多分、何ですかね、お調べをなつたと思いますけれども、あまりにも台数が、購入台数と今の残台数、あるいは配布のときの、実際は、そこまで配布はするような予定じゃないところまで、我々までも配布してあるわけですから、かなりの余裕で、こういった余裕がある買い方は普通は、個人にしても企業にしても行政にしてもせんとかつですけれども、なぜこういうことになったのか。もし何か資料とかなんかでご確認しておらすとならば、その説明をお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） ありがとうございます。只今松本議員さんの端末の件でございますけれども、この件についてはですね、令和5年度の定期監査の指摘事項として私どもも上げさせていただいております。10月に実施しました定期監査の時期におきましてですね、令和6年9月現在の数字ではございますが、タブレット端末は800台中583台。73%というふうな報告を受けておりまして、また先般、松本議員とそれから室長とのやりとりございましたけれども、その室長の答弁があつておりましたが、当時の算定人口に基づいて算定された台数であると。これは松本議員もお聞きになったとおりでございます。だからそういうふうなことで誤差というか、ある程度の数字の違い、台数の違いはですね、出てこようかと思います、私は。

そこでですね、松本議員がおっしゃいますように、台数が多いのはこれは事実ですね。200台近く余ってるわけですからですね。そこでですね、この解決策といたしましては、来年3月末で告知端末が終了するわけですので、この今おっしゃいましたようにスマホ所有者には渡さないというふうなことがあつたのかもしれませんが、基本的にはやはり住民の各家庭に配備するのが私は平等じゃないかなと思っております。そのようなことで、多少の算定の誤差はあつたとしてもですね、今度は希望される各家庭や、それからまた病院や入院されておられる皆さん方が希望されるならばですね、その人たちに早く配布していただいております、必要な台数だけ、必要な台数と申しますか、役場に必要とする台数だけ除いていただいております、町民に平等になるように配布を、私たち監

査委員としては希望をするところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あのですね、すいません聞こえんとですね。私は思いますに、そこら辺も考慮して、予算のときにそういった説明の上で購入されてるとなれば、全くそのとおりと思うとですよね。そうじゃなくて、いやこれは、そんならスマホ持つのもんなどうするのかってそこ、それは、高齢者にはそうじゃなくて、持たないところに配布するんだというところで、我々の目の前で言明をされました。これ、そういうところでですね、虚偽の、我々に予算のときと今の実施、確かに監査委員さんおっしゃるとおりです。地域の方々を見れば私もそう思います。本来ならば850台じゃなくて、全世帯に配布するのが私は基本だと思います。それは私も全く同じです。しかし購入する過程において、あるいは予算をとる自体において虚偽の説明をして買って、そしておまけに余っとると。そして、それから、監査委員さんさっきは800台とおっしゃられましたけれども、その後補正予算、50台もまた追加して買っておられます。それを含めると相当な量です。それから私もうちも家内も持って、私も持っておりますけれども、私にも来ておりました。当然私は当初からもうその来んもんだろうということで思っておりましたけれども、そういったことでございますので、今後ですね、そこら辺のですね、説明と、あるいは実施と、やっぱり食い違うのはどう思われるのか、あるいはその購入過程において、先程申しましたとおり、多分監査委員さんたち目を通されておりますけれども、当時、4年ですかね、4年の積算時点において、世帯が何世帯あって、そのうち病院でもう寝たきりの方が、全く使用されない方が何人おると。あるいはスマホの2台持っておられる方が何人おるのでこれだけ買いました、買いますと、あるいは買いましたというような、確たるやっぱり積算の基礎、それがなくてそれに合わせてするのが行政の務めと思うとですよね。私はそう思います。全て土木あるいは農林、水道、事業課あたり全てそうです。総務課あたりも多分そうだと思います。なぜこの事業に関しては、そういっためくらめっぽう泥棒捕まえて縄投ぐるようなことをするか、あるいは全くその根拠のない数字をめくらで掴むような形をするのかというふうに、私は不安があったのでお尋ねします。もしその帳簿辺りを確認されて、当初私たちに説明されたことが守れておれば、私はそれでいいと思います。監査委員さんがおっしゃったとおり。ただ、監査委員さんは、私が全く、私と思うとおりに、町内に、全域の、なるだけ配ったほうがいいだろうということでおっしゃられましたので、それはそのとおりだと思いますが、それは追加して買ってもよかと思いますからね。そういうことで、そこら辺の誤差が、帳簿との誤差がどがんたつとつかなというのをお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） ありがとうございます。私どもといたしましてはです

ね、諸々の算定基準がどうなっているかというところまではですね、示された数字をそのまま基礎として考えるわけでございまして、松本議員さんがおっしゃるように確かに200台余ってるっちゃうことはちょっと多い感じはいたします。しかし、それを今解消するわけにはいきませんのでですね、3月までで終わりというようなことでございますので、私のうちにも私ども夫婦持っておりますけれども、やはりあると非常に便利です。いろいろ過去に遡って携帯でも見れますけれども、あることに越したことはないのでありまして、先程申しましたように平等性を考える意味からしてもですね、余っている台数を早急に各家庭に配備していただくのが一番いいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁を終わります。

○4番（松本良人君） ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第6号、定期監査の結果報告についてを終わります。

監査委員には、長時間の定期監査大変ご苦労さまでした。ご退席いただいて結構でございます。本当にありがとうございました。

—————○—————

日程第2 承認第8号 専決処分の承認について

専決第10号 令和6年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、承認第8号、専決処分の承認について。専決第10号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 改めておはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

承認第8号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度苓北町一般会計補正予算を令和6年10月3日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、令和6年10月15日公示、10月27日投開票の第50回衆議院議員総選挙及び、第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する費用を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 専決第10号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ839万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ56億7,910万8,000円とするものです。

6ページをお願いします。

歳入です。

款15県支出金、項3、目1総務費県委託金は、選挙事務に係る衆議院議員選挙事務委託金、最高裁判所裁判官国民審査事務委託金、合わせて839万8,000円の増額です。

7ページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、項4、目3衆議院議員選挙費は、選挙事務に係る節1報酬の投票立会人報酬から、次のページの節13使用料及び賃借料の投票所借上料まで合わせて836万8,000円の増額です。目4最高裁判所裁判官国民審査費は、消耗品費3万円の増額です。

以上で、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって承認第8号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第63号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、議案第63号、刑法等の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第63号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。

令和6年12月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和7年6月1日から施行され、現在の懲役及び禁錮刑というのが新たに自由刑である拘禁刑として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）。

今回、刑法等の一部を改正する法律が、先程申し上げましたとおり、令和7年6月1日から施行されるにあたりまして、関係する条例を条立てにして一括して改正するものです。法律の改正点は、自由刑のうち、懲役及び禁錮が廃止されまして、拘禁刑ということで新たに新設されます。今回、懲役及び禁錮を、拘禁刑に一本化することになります。なお、罰則の定めのある条例の一部改正にあたっては、先般熊本地方検察庁と事前協議が必要でありますので、先般一部改正する条例案について、熊本地方検察庁等送りまして事前協議を行った結果、令和6年10月10日付けで、熊本地方検察庁から本条例の制定について問題ないとの回答を得ましたので、このたび、関連する6件の関係条例の一部改正を行うものです。

それでは、各条例の改正内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の次のページをお開き願います。

左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正部分となっております。第1条は、苓北町職員の給与に関する条例の一部改正です。第19条の2第3号及び第4号、並びに第19条の3第1項第1号及び、第3項第1号中、禁錮とあるのを拘禁刑に改めるものです。

次のページ、2ページをお開き願います。

第2条は、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正です。第5条1項中、禁錮とあるのを拘禁刑に改めるものです。第3条は、苓北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正です。第4条第1号中、禁錮を拘禁刑に改めるものです。

次のページ、3ページをお開き願います。

第4条は、苓北町行政不服審査会条例の一部改正です。第7条中、懲役を拘禁刑に改めるものです。第5条は、苓北町個人情報保護法施行条例の一部改正です。附則の経過措置、第3条第3項から第5項までの規定中、懲役とあるのを拘禁刑に改めるものです。

次のページ、第4ページをお開き願います。

第6条は、苓北町個人情報保護審査会条例の一部改正です。第12条中、懲役というのを拘禁刑に改めるものです。

恐れ入りますが、条例案の2ページに戻っていただきまして、お開き願います。

附則として、附則第1項、施行期日、この条例は令和7年6月1日から施行する。次に第2項、罰則の適用等に関する経過措置でございますが、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。次に第3項です。他の条例に規定がある場合の罰則の適用等に関する経過措置としまして、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）また（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。次に第4項です。人の資格に関する経過措置としまして、拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は、刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。次に第5項でございます。職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置としまして、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の苓北町職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。として、適用区分を明記いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） すみません、こっでよかですかね。聞こえっですか。これでよかですか。

○議長（野崎幸洋君） できれば立って、皆さん立ってますので。

○4番（松本良人君） あの、簡単な、私に教えてください。禁錮と懲役いうて、どがん違うとですか。ここまで国がですね、そうにや・・・あると思うとですよ。全市町村、全自治体を、そこら辺を変えるまでの意味があつとかなと。なぜ今まで懲役であつとつて、今さら禁錮って変えんばんとかなと。これは国保の関係だと思いますけれど・・・あたりもですね、そういうとこっです、無駄な自治体の職員の労力をかなり費やしよると。それから今、現在、CO₂の問題とかなんかがいろいろありますけれども、これに対するこの紙の焼却から差し替えから、条例の趣旨から相当な分じゃなかろうかと思うとですね。そこら辺なぜその懲役と禁錮とどがん違うかと。法律が制定されてからもう何十年もなつとに今さら変えんばんとかというようなことを私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 2点お尋ねをいただきました。禁錮というのはいわゆる牢屋にですね、ずっともう閉じ込められたままということで、懲役はそこに役務をですね、その中で行うということでの定義でいいかと思います。あと、法律が今までこう懲役とか禁錮とあるのがなんで今回改正されるのかということでございますけれども、冒頭にもご説明しましたとおり、法令の趣旨としましてはですね、再犯防止の観点から、その整備、実施が推進されるべき制度の1つとして、自由刑の単一化というのがずっと掲げられておられまして、懲役、禁錮、新たな自由刑として拘禁刑として単一化することによって、各受刑者のですね、特性に応じ、その改善・更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能とするというふうなところで、国のほうで審議がなされて、今回の法律の改正に至っておるということでの情報ということでございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これは町にですね、とやかく言うとじゃなかですけれども、私、禁錮と懲役でどのように違うかと。これは弁護士とか、そういったなんじゃろ、何かの団体あたりから申し出がありよつとでしようけれども、やはりここまですつとならばですね、再度全部見直していっぺんにもう法律を変ゆつと、ちびちびちびちび、刑法ばかりじゃなくて、自治法から、あるいは民法からというようなそういった形をとっていただくようにぜひですね、国の方に働きかけるとか。自治体も大変ですよ。それからこれに費やす、先程言ったように労力と特にCO₂の問題、温暖化の問題が取り上げられ

ておりますので、大変ですので、そこら辺ですね、何かの折があったらですね、こういったことも出とったということで、情報機関に伝えていただくようお願いいたします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第63号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第64号 苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、議案第64号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第64号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年12月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて職員の給与等を改定することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。改正概要としましては、今回国の人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、令和6年度の職員給料表の改定を行うとともに、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるものです。なお、令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定並びに令和6年度に支給する給与の表の改定につきましては、1ページの条例案の改正本文第1条で改正するものです。また、令和7年度以降に改正を予定されている扶養手当、地域手当、管理職

員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、及び職員給料表の改定につきましては、7ページから8ページの改正本文、条立ての第2条で改正するものでございます。

令和6年の給与改定は、国の人事院勧告においては、公務と民間の令和6年4月分の月例給与の較差1万1,183円、2.76%。熊本県人事委員会勧告においては、熊本県内の民間企業の給与と職員給与の令和6年4月分の月例給与の較差9,567円、2.66%解消するため改定勧告がなされたもので、これらの勧告に準じて給与表の水準を引上げ改定するものでございますとともに、期末手当及び勤勉手当についても、国、県の勧告同様それぞれ0.05月分引き上げ、期末手当と勤勉手当の6月と12月を合わせた支給総月数では、改定前の4.50月を0.10引き上げ、改定後の支給総月数は4.60月となるものです。

それでは改正内容の詳細についてご説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。ページ数が多いので、要点についてご説明をさせていただきます。

まず、条立ての第1条は、令和6年度から適用する内容になります。第19条の期末手当のうち、第2項の期末手当について、支給月数を改正前100分の122.5から、改正後100分の127.5に0.05月引き上げるもので、期末手当の支給総月数、現在の2.45月から0.05月上乗せした0.50月への引き上げとなります。失礼しました、2.50月となります。

次に、第19条第3項の定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当については、100分の68.75から、改正後100分の71.25に0.025月引き上げるもので、支給総月数は1.375月から1.40月への引き上げとなります。

次に第20条の勤勉手当については、支給月数を改正前100分の102.5から改正後100分の107.5に0.05月引き上げるもので、勤勉手当の支給総月数は2.05月から2.10月への引き上げとなります。

次に第20条第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、支給月数を改正前100分の48.75から、改正後100分の51.25に、0.025月引き上げるもので、支給総月数は、現在の0.975月から1.0月への引上げとなります。

次のページ新旧対照表の2ページをお開きください。

別表第1（第3条関係）の給料表の改定についてですが、このページから新旧対照表の9ページ上段まで、右側が現行の改正前の給料で、左側が令和6年4月1日に遡及適用する改正後の給料表になります。今回の改定は、採用面での民間との競争力を向上し、初任給や若年層が在職する号俸に重点を置いた給料表の引き上げ改定となっております。表の左側、職員区分欄の、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、いわゆる一般職員

の給料月額になりますが、１級１号月額では、右側の改正前、１６万２,１００円から、左側の改正後は１８万３,５００円となっており、月額で２万１,４００円の引上げとなります。

８ページ一番下の、定年前再任用短時間勤務職員の給料表の改定については、右側の改正前の給料月額から左側の改正後給料月額に、職務の級に応じた改定となっております。

９ページをお開きください。

次に、令和７年４月１日から施行する条立て第２条の改正内容についてご説明を申し上げます。

まず、第９条の扶養手当の改正では、右側の改正前の第９条第２項第１号の配偶者が今回の扶養手当の支給対象から削除され、第１号が削除されたことにより、第２号から第６号までがそれぞれ１号ずつ繰り上がります。次に、第９条第３項で、右側の改正前、満２２歳までの扶養親族たる子に関する扶養手当の月額を、改正前１万円を、改正後１万３,０００円に改正するものです。ただし後ほど、最後のほうに附則のところでもご説明いたしますが、扶養手当の改定については、令和７年度と令和８年度の２年間で段階的に実施されるよう附則で規定し、配偶者については現行６,５００円が令和７年度で３,０００円に、令和８年度で廃止されます。また、扶養親族たる子については、令和７年度が１万１,５００円に、令和８年度から本則どおり１万３,０００円に増額されることとなります。次に第１０条は、第９条第２項第１号が削除されたことに伴う条ずれによる各号の改正となります。

次のページ、１０ページをお開き願います。

第１０条の２第２項の地域手当の改正は、現在、市町村単位で７段階の支給割合が規定されておりますが、地域手当の大きくくり化ということで、改正後は都道府県単位を基本とした５段階の級地区分に広域化され、それぞれの級地区分に応じて各号に定める、記載している乗率をかけることとなります。この地域手当の改正は、人事院規則で定められた民間賃金の高い地域に勤務する職員について、その給地ごとに給料表に乗じる割合で支給されますが、本町は該当者はありません。次に、第１７条の２、管理職員特別勤務手当の改正ですが、同条第２項は、台風等による災害対応などで管理職等が職務に従事する場合の手当が主になりますが、支給基準の時間について、改正前は午前零時から午前５時までとなっている規定を、改正後は午後１０時から翌日の午前５時までと日を跨いで２時間延長する改正となります。また、第１７条の２第３項第１号は、管理職が週休日や休日等に勤務する場合に適用します。また第２号は平日の夜間に勤務する場合にそれぞれ規則で定める額の取扱いに関する規定となっております。改正前は第１号の規則で定める額にのみ、１００分の１５０を乗じることとなっておりますが、改

正後は、第1号及び第2号とも規則で定める額に100分の150を乗じることができるよう改正されることから、第17条の2第2項第3号の本文としてその取扱いを規定する改正となります。

次のページ、11ページをお開きください。

第19条の期末手当のうち、第2項の期末手当について、支給月数を改正前100分の127.5から、改正後100分の125に改定するもので、期末手当の支給総月数の2.50月を、6月と12月に支給する2回で均等に除した月数への改定となります。

次に第19条第3項の定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当につきましても、100分の71.25から改正後100分の70に改正するもので、支給総月数の1.40月を、2回で除した月数への改定となります。次に第20条の勤勉手当については、支給月数を改正前100分の107.5から改正後100分の105に改定するもので、勤勉手当の支給総月数の2.10月を、2回で除した月数への改定となります。次に第20条第3項の定年前再任用短時間勤務職員につきましても、支給月数を改正前100分の51.25から改正後100分の50に改定するもので、支給総月数の1.0月を、2回で除した月数への改定となります。

次に別表第1（第3条関係）の行政職給料表の改定についてですが、このページから新旧対照表の最後の18ページまで、右側の改正前の給料表が先程、条立て第1条でご説明しました、令和6年4月1日に遡及適用する改正表等でありまして、左側の改正後の給料表は、令和7年4月1日から施行する給料表となります。

今回の令和7年4月1日から施行する給料表の改定は、給与制度のアップデートとして人材の確保への対応、パフォーマンスの向上や、民間人材等の採用する場合に採用等の給与改善をするため、現行の給料表の3級から6級の初号近辺の号俸をカットし、各級の初号額の引き上げるなどの改定となっております。

それでは、条例本文案15ページに戻っていただきまして、附則としまして、（施行期日等）附則第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附則第2条は、第1条の規定による改正後の荅北町職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用するものです。令和6年の給与改定について、給料は令和6年4月1日に遡及して適用し、期末手当と勤勉手当については、12月支給分から適用させるものです。（給与の内払）としまして、附則第3条は給与の内払に関する規定でございます。（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）ですが、附則第4条として、先程新旧対照表の扶養手当に関する部分でご説明しましたとおり、扶養手当のうち配偶者への手当の廃止に伴う経過措置としまして、令和7年度は月額3,000円を支給し、令和

8年度から廃止するものです。

また、附則第4条第2項については、扶養手当のうち、満22歳までの扶養親族たる子に関する経過措置としまして、令和7年度が1万1,500円、令和8年度から1万3,000円に段階的に支給する規定となっております。

次に（号給の切替え）でございます。附則第5条として、条立て第1条でご説明しました、令和6年4月に遡及適用する給料表から、条立て第2条で説明しました、令和7年4月1日から施行する給料表への給料の切替えに伴う、令和7年4月1日の1回限りの切替えに関する規定で、次のページの16ページから19ページまでが別表として、その号給の切替え表となります。

以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、苓北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第65号 苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び職員手当等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、議案第65号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び職員手当等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第65号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び職員手当等に関する条例の一部を改正する条例について。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び職員手当等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和6年12月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を改定することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び職員手当等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び職員手当等に関する条例（令和元年苓北町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正概要としましては、今回国の人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き上げ、期末手当と勤勉手当を合わせた年支給月数で、0.05月の引き上げとなっております。

それぞれの手当別の内訳としまして、期末手当は改正前の100分の68.75の6月支給と12月支給の年2回でありまして、年支給総月数1.375月に0.025月を引上げた改正後の年支給総月数は、1.40月となります。

同じように勤勉手当については、改正前の100分の48.75と、6月支給と12月支給の年2回の年支給総月数0.975月に0.025月引き上げた改正後の年支給総月数は、1.0月となります。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明いたしますので、次のページをお開き願います。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。

まず期末手当の支給率についてですが、改正前、本条例第11条第4項中100分の68.75を改正後、給与条例第19条第3項の規定により適用する割合に改め、同じく勤勉手当の支給率についても、改正前、本条例第12条第4項中100分の48.75を給与条例第20条第3項の規定により適用する割合に改めるものです。

補足説明をさせていただきます。会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当の支給率については、先程議案第64号で可決いただきました、定年前提任用短時間勤務職員の支給率を準用して同じ支給月数となっておりますので、定年前提任用短時間勤務職員の支給率と同じ支給率となっております。給与条例第19条第3項に、定年前提任用短時間勤務職員の期末手当の支給率が、また、第20条第3項には、定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率がそれぞれ規定されております。

今回の改正で、今後人事院勧告等に基づいて定年前提任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当について給与条例の一部改正がなされる場合、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当についても、定年前提任用短時間勤務職員の支給率と同様に適用できるよう、本条例の一部を改正するものです。

それでは、前のページ条例（案）の本文に戻っていただきまして、附則としまして、

この条例は、公布の日から施行すると規定するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、苓北町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び職員手当等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 発議第7号 苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第6、発議第7号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第7号、令和6年12月4日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

（提出理由）私達を取り巻く社会の生活は、輸入穀物や資材の高騰等により依然として厳しい生活を余儀なくされています。

町は、日頃から農業、林業、漁業の一次産業を町の基幹産業として捉え、これの振興に力を入れると常々口にされ、私たち議員もこの事に賛同しており、このような社会環境の中で、町民生活の安寧に少しでもお手伝いをすべきです。口先だけでなく、身をもって町民の生活の安寧に力を注ぐべきです。

令和6年度の議員期末手当はこれを全額カットすべきです。そして、カットした議員

期末手当の金は、町の全体予算の中では少額かもしれませんが、僅かであってもこれを、人口減少、高齢化対策、学校給食費などの子育て環境の整備の一部に活用すべきです。

世界的な紛争等の続出に起因した生活必需品の物価高騰等を考慮し、住民生活の安定化に寄与するため、令和6年度の苓北町議会議員の期末手当は削減すべきです。

次のページをお開きください。

発議第7号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例（案）。

（趣旨）第1条、この条例は、苓北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第48号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

（期末手当）第2条、条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和6年度に限り、12月1日を基準とする期末手当は支給しないものとする。

附則。この条例は公布の日から施行し令和6年12月1日から適用する。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 主旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

発議第7号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第7号、苓北町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第7 発議第8号 苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定

○議長（野崎幸洋君） 日程第7、発議第8号、苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 発議第8号、令和6年12月4日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。

世界的な紛争の続出に起因した原油価格や生活必需品の物価高騰が進む中で、学校給食費を負担する児童や生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進します。加えて、私たちの苓北町議会は、乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育料・利用料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求め、衆参両院議長、内閣総理大臣他へ提出する意見書を原案可決しています。このようなことから、苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定を提案します。

次のページをお開きください。

発議第8号、苓北町学校給食費の無償化に関する条例（案）。

（目的）第1条、この条例は、苓北町立各小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）の学校給食費（学校給食法「昭和29年法律第160号」第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）を全額助成することにより、児童又は生徒の保護者（学校教育法「昭和22年法律第26号」第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

（助成の対象）第2条、助成金の交付を受ける事が出来る者は、町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

（助成金の額）第3条、助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合には、助成金からの当該給付額を除くものとする。

（委任）第4条、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は令和7年1月1日から施行する。

以上です。

○議長（野崎幸洋君） 主旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論がありますので、討論にあつては、必ず冒頭に賛否を明ら

かにしてから行ってください。

まず、本件に反対者の発言を許します。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私は反対者の立場として発言いたします。

まず、先般の私の一般質問で述べたとおり、私は3人の子どもを持つ親です。自分の子どもを食べさせるのは親の務めだと思っています。給食費の無償化については無理に行えば財政を圧迫し、そのツケを将来の子どもたちが払わなければいけなくなる可能性があり、それならば自分たちの給食費を自分たちで払うことになるので、親の義務を擦り付ける形になってしまいます。

県内では14の市町村が今年度給食費の無償化を行っていますが、いくつかの市町村は、政府が無償化をしなければ継続していけないと聞いています。政府を当てにせず、町独自でも持続可能な予算、財源を確保するために、町執行部と慎重に検討すべきだと考え、反対いたします。

○議長（野崎幸洋君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

次に、本件に反対者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに討論ありませんので、これで討論を終わります。

発議第8号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第8号、苓北町学校給食費の無償化に関する条例の制定については否決されました。

—————○—————

日程第8 議案第66号 令和6年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第8、議案第66号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第66号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第5号）

(案) についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく関係条例の改正等に伴う人件費のほか、本年8月の台風10号にて被災した、林道萱の木線の災害復旧に要する費用等の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第66号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,784万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億695万6,000円とするものです。

5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為の補正です。苓北町温泉プール管理運営業務について、令和7年度から令和9年度までの6,530万7,000円と、協定書により発生した額を追加するものです。

6ページをお願いします。

第3表、地方債の補正です。

1、追加は、本年8月の台風10号にて被災した、林道萱の木線の災害復旧に係る災害復旧事業債310万円を追加するもの。

2、変更は、道路防災事業において、町道木場大岳線側溝改修の追加に係る緊急自然災害防止対策事業債50万円を増額するもの。

3、廃止は、臨時財政対策債の借入れを行えないこととして廃止するものです。

9ページをお願いします。

歳入です。

款1町税、項1、目1個人は、特定減税等による現年課税分1,200万円の減額です。目2法人は、九州電力株式会社の所得割、実績等による所得割1,200万円の増額です。

10ページをお願いします。

款9地方特例交付金、項1、目1地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金等の交付決定による、地方特例交付金2,135万9,000円の増額です。

11ページをお願いします。

款10地方交付税、項1、目1地方交付税は、交付決定による普通交付税9,716万1,000円の増額です。

12ページをお願いします。

款13 使用料及び手数料、項2、目1 総務手数料は、コンビニ交付の増加見込みによる住民基本台帳手数料、諸証明手数料を合わせて6万8,000円の増額です。

13ページをお願いします。

款14 国庫支出金、項1、目1 民生費国庫負担金は、対象者の増加による障害者自立支援給付費国庫負担金、1,500万円の増額です。

14ページをお願いします。

項2、目1 総務費国庫補助金は、マイナンバーカード特急発行対応ソフトウェア購入に係る、マイナンバーカード交付事業事務費補助金11万円の増額です。目6 消防費国庫補助金は、実績による住宅耐震化に係る、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)40万円の減額です。

15ページをお願いします。

款15 県支出金、項1、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費負担金は、対象者の増加による障害者自立支援給付費県負担金750万円の増額。節3 保険基盤安定負担金は、事業費の確定による後期高齢者医療保険基盤安定県負担金229万7,000円の減額です。

16ページをお願いします。

項2、目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費補助金は、実績見込みによる重度心身障害医療費県補助金250万円の増額。節4 介護保険事業費補助金は、グループホーム菜の花苓北の非常用自家発電設備整備に係る、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円の増額です。目4 農林水産業費県補助金、節1 農業委員会補助金は、交付決定による農地利用最適化交付金99万2,000円の減額。節2 農業費補助金は、交付決定による県管理土地改良施設等総合マネジメント事業補助金(志岐ダム分)20万円の増額です。目6 教育費県補助金は、受験者の増加による中学校英語検定チャレンジ事業補助金2万2,000円の増額です。目7 災害復旧費県補助金は、林道萱の木線の災害復旧に係る、林道施設災害復旧費補助金403万9,000円の増額です。

17ページをお願いします。

項3、目1 総務費県委託金は、交付決定による農林業センサス委託金3,000円の増額です。

18ページをお願いします。

款17 寄附金、項1、目1 総務費寄附金は、一般寄附金10万円の増額です。

19ページをお願いします。

款18 繰入金、項2、目6 減債基金繰入金は、財源調整に伴い、減債基金とりくずし1,118万7,000円の減額です。

２０ページをお願いします。

款２０諸収入、項４、目２農林水産業費受託事業収入は、交付決定による農業者年金事務受託収入２万６,０００円の減額です。

２１ページをお願いします。

項５、目１雑入は、一般財団法人地域活性化センター助成事業の不採択による、地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金１４０万２,０００円の減額、及び学校給食公会計化に伴う、学校給食費私会計事業残金２５６万２,０００円の増額です。目２過年度収入は、令和５年度実績による障害者福祉費国庫負担金過年度収入、県負担金過年度収入を合わせて、６１９万８,０００円の増額です。

２２ページをお願いします。

款２１町債、項１町債は、６ページの地方債補正で説明したとおりで、目６土木債から目９災害復旧事業債まで合わせて、２,０４０万円の減額です。

２３ページをお願いします。

歳出です。

款１議会費、項１、目１議会費は、職員の人事異動及び人事院勧告に基づく関係条例の改正に伴う人件費、１６万３,０００円の減額です。なお、以降の説明におきまして、人事院勧告に基づく関係条例の改正に伴う、会計年度任用職員を含む職員の人件費に係る補正については、一括して人件費として説明をさせていただきます。

２４ページをお願いします。

款２総務費、項１、目１一般管理費は、節４共済費まで、人件費６５６万４,０００円の減額。節１０需用費は、不足する用紙代（コピー・印刷用）１５万円の増額、及び公用車のバッテリー取り替えに係る修繕料１４万円の増額。節１８負担金補助及び交付金は、職員の追加募集に係る職員採用共同試験負担金２８万３,０００円の増額。目４会計管理費は、次のページの節４共済費まで、人件費３６８万３,０００円の増額。節１１役務費は、郵便料金改定により不足する後納郵便代８,０００円の増額です。目５財産管理費は、節４共済費まで、人件費３５万３,０００円の増額。節１０需用費は、町有施設の電気料、水道料、下水道料を合わせて９万円の増額、及び都呂々沖の田地内の苓北風力合同会社事務所建設地に隣接する町有地の舗装等に係る修繕料２７１万８,０００円の増額。次のページの節１１役務費は、３出張所分の電話料５万８,０００円の増額。節１２委託料は、原爆慰霊碑建立町有地に隣接する民家に影響を及ぼしている樹木伐採に係る、支障木伐採業務委託料７２万９,０００円の増額です。目６企画費は、節４共済費まで、人件費４８５万円の減額。節８旅費は、移住フェア等参加のために不足する普通旅費７,０００円の増額。節１０需用費は、土地利用規制等対策費交付金活用のため、消耗品費２,０００円の増額。節１８負担金補助及び交付金は、申請件数の

増加見込みによる住宅リフォーム等支援事業補助金 50 万円の増額です。

27 ページをお願いします。

目 12 庁舎管理費は、庁舎玄関設置掲示板取り替えに係る消耗品費 20 万円の増額、及び電気料高騰により不足する電気料 140 万円の増額、並びに庁舎玄関前アプローチの舗装改修のほか、議場エアコン修理等に係る修繕料 516 万 3,000 円の増額です。目 13 電算システム管理費は、コンビニ交付の増加見込みによるコンビニ交付手数料 2 万 7,000 円の増額です。目 14 情報化推進費は、人件費 110 万円の増額です。目 15 企業誘致対策費は、人件費 120 万円の減額です。

28 ページをお願いします。

項 2、目 1 税務総務費は、節 4 共済費まで、人件費 70 万円の減額。節 10 需用費は、標準化システム対応納付書作成に係る印刷製本費 53 万 9,000 円の増額です。目 2 賦課徴収費、節 11 役務費は、郵便料金改定により不足する郵便切手代 5 万円の増額。節 12 委託料は、当初予算計上時の事業者撤退に伴い、再見積り徴取にて不足する給与支払報告書等電算入力委託料 8 万 7,000 円の増額です。

29 ページをお願いします。

項 3、目 1 戸籍住民基本台帳費は、節 4 共済費まで、人件費 200 万円の減額。節 10 需用費は、マイナンバーカード特急発行対応ソフトウェア購入に係る消耗品費 11 万円の増額です。

30 ページをお願いします。

項 5、目 2 指定統計費は、農業センサスほか統計調査に係る委託金活用のため、予算の組み替えです。

31 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1、目 1 社会福祉総務費は人件費 180 万円の増額です。目 2 老人福祉費は、実績による町敬老祝い金 78 万円の減額です。目 4 介護保険事業費は、節 3 職員手当等まで人件費 50 万円の増額。節 18 負担金補助及び交付金は、グループホーム菜の花苓北の非常用自家発電設備整備に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 773 万円の増額。節 27 繰出金は、人件費等に係る介護保険特別会計繰出金（事務費分）50 万 1,000 円の増額です。

32 ページをお願いします。

目 5 後期高齢者医療費は、節 4 共済費まで、人件費 387 万 7,000 円の増額。節 18 負担金補助及び交付金は、令和 5 年度分精算に伴う、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金（特別会計・療養給付費分）を合わせて、1,353 万 5,000 円の増額。節 27 繰出金は、システム標準化に係る事務費分、事業費分の確定に伴う保険基盤安定分を合わせて、後期高齢者医療特別会計繰出金 299 万 3,000 円の減額です。

３３ページをお願いします。

目６障害福祉費、節１１役務費は、実績見込みによる診療報酬事務手数料６３万５、０００円の減額。節１９扶助費は、対象者の増加による障害者自立支援介護給付費、重度心身障害者医療費助成を合わせて３、５００万円の増額。節２２償還金利子及び割引料は、令和５年度事業費の確定に伴う障害児入所給付費等国庫負担金返還金ほか４件を合わせて２７万２、０００円の増額です。

３４ページをお願いします。

項２、目１児童福祉総務費は、節４共済費まで、人件費２５万７、０００円の増額。節１１役務費は、実績見込みによる審査支払手数料１６万２、０００円の増額。節２２償還金利子及び割引料は、令和５年度事業費の確定に伴う、保育対策総合支援事業国庫補助金返還金ほか１件を合わせて４１万円の増額です。

３５ページをお願いします。

項４、目１国民年金事務取扱費は人件費９０万円の減額です。

３６ページをお願いします。

款４衛生費、項１、目１保健衛生総務費は、節４共済費まで、人件費３６０万円の減額。節２２償還金利子及び割引料は、令和５年度事業費の確定に伴う母子保健衛生費国庫補助金返還金６７万６、０００円の増額です。目３環境衛生費、節８旅費は、地球温暖化対策実行計画策定等に係る先進地視察のための普通旅費５万９、０００円の増額。節２７繰出金は、下水道ストックマネジメント計画策定業務にかかる建設費分、財政融資資金借入れの償還予定額積算誤りによる公債費分、人件費に係る事務費分を合わせ、水道、下水道事業会計繰出金２、２３８万９、０００円の増額です。

３７ページをお願いします。

項２、目１清掃総務費は人件費６４０万円の増額です。目２塵芥処理費は、ごみ袋の不足見込みによるごみ袋代２２万４、０００円の増額です。

３８ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１、目１農業委員会費、節１報酬は実績見込みによる農業委員報酬（交付金事業分）、農地利用最適化推進委員報酬（交付金事業分）を合わせて１９万８、０００円の減額。事務補助員報酬及び、節２給料から節４共済費までを合わせ、人件費１２１万５、０００円の増額。節１０需用費は、農地利用最適化交付金の減額による印刷製本費１０万円の減額です。目２農業総務費は、次のページの節４共済費まで人件費５１０万円の増額です。目３農業振興費、節８旅費及び節１０需用費は、地域計画策定推進緊急対策事業県補助金活用のための予算の組み替え、節１２委託料及び節１３使用料及び賃借料は、地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金の不採択に伴う、短期就労及び観光型移住体験業務委託料及び、使用料及び賃借料合わせて１９０万６、

000円の減額。節18負担金補助及び交付金は、事業実施に係る人件費の増に伴う経営所得安定対策推進事業費補助金38万円の増額です。目5農地費は、次のページの節8旅費まで、人件費25万9千500円の減額。節18負担金補助及び交付金は、都呂々木場地区内農地1件の農地等小災害復旧事業補助金5万円の増額、及び県補助金の交付決定による、志岐ダム管理事業補助金20万円の増額です。目7堆肥センター管理費、節8旅費及び節13使用料及び賃借料は、堆肥センター施設について、保守点検受託事業者との協議のための出張に係る普通旅費、車借上料を合わせて35万円の増額。節10需用費は、実績見込みによる電気料7万1千200円の増額。節15原材料費は、バーク使用料の実績見込みによる原材料費22万円の増額です。

41ページをお願いします。

項2、目2林道費は人件費240万円の減額です。

42ページをお願いします。

項3、目1水産業振興費は人件費50万円の増額です。目2漁港管理費は人件費4万2,000円の増額です。目3漁港建設費は人件費90万円の増額です。

43ページをお願いします。

款6商工費、項1、目1商工総務費は人件費600万円の減額です。目2商工業振興費は、苓北町物産館（その1）施設の消防設備修理に係る修繕料14万5,000円の増額です。目3観光費は、節4共済費まで人件費88万5,000円の増額。節10需用費は、実績見込みによる合併処理浄化槽使用料5,000円の増額。次のページの節11役務費は、実績見込みによるし尿汲取料1万6,000円の増額。法定検査手数料の改定に伴う富岡海水浴場トイレ分の浄化槽法定検査料4,000円の増額。不足する広告宣伝料7万5,000円の増額。節18負担金補助及び交付金は、福岡市での菊池市との合同物産展開催に係るあまくさ苓北観光協会補助金36万5,000円の増額です。目5富岡城公園管理費は、節3職員手当等まで人件費93万5,000円の増額。節10需用費は、維持管理のために不足する燃料費1万8,000円の増額。実績見込みによる電気料9万3,000円の増額です。

45ページをお願いします。

款7土木費、項1、目1土木総務費は人件費460万円の増額です。

46ページをお願いします。

項2、目1道路橋梁総務費は人件費500万円の増額です。目2道路維持費は、節3職員手当等まで、人件費57万6,000円の増額。節13使用料及び賃借料は、椎葉1号線ほか、町道の維持管理のために不足する重機等借上料50万円の増額です。目3道路新設改良費、節10需用費は、町道宮橋線終点部の道路嵩上げに係る修繕料130万円の増額。節12委託料は、町道木場大岳線側溝改修に係る測量設計委託料60万円

の増額です。

４７ページをお願いします。

項３、目１河川総務費は、都呂々大場地区地すべり対策事業に係る臨時会費分の県治水砂防協会負担金４万３,０００円の増額です。

４８ページをお願いします。

項４、目１港湾管理費、節１０需用費は、上津深江港堤防標識灯修理に係る修繕料３０万円の増額。節１８負担金補助及び交付金は、釜海岸保全事業費の増額に伴う単県海岸保全事業負担金３００万円の増額です。

４９ページをお願いします。

款８消防費、項１、目２非常備消防費は、操法大会出場等により不足する時間外勤務手当１２万円の増額です。目４災害対策費は、実績による民間建築物耐震改修補助金８０万円の減額です。

５０ページをお願いします。

款９教育費、項１、目２事務局費は、節４共済費まで、人件費７０８万１,０００円の増額。節１１役務費は、不足する電話料７,０００円の増額です。

５１ページをお願いします。

項２小学校費、目１学校管理費は、人件費３２１万４,０００円の増額です。

５２ページをお願いします。

項３中学校費、目１学校管理費は、節４共済費まで、人件費６１万５,０００円の増額。節１１役務費は、郵便料金改定により不足する郵便切手代５,０００円の増額。節１８負担金補助及び交付金は、受験者の増加による中学校英語検定チャレンジ事業補助金４万７,０００円の増額です。

５３ページをお願いします。

項４、目１社会教育総務費は、節３職員手当等まで、人件費１７５万円の増額。節７報償費は小学校時代の恩師等の追加招待に伴う写真代に係る、二十歳のつどい報償費１万６,０００円の増額です。目２公民館費は、節４共済費まで、人件費６４万５,０００円の増額。節１２委託料は、富岡公民館空調設備更新に係る設計業務委託料３３万円の増額です。

５４ページをお願いします。

目３社会教育施設費は、坂瀬川地区総合グラウンドの防球ネット取り替えに係る修繕料３１万９,０００円の増額です。目５志岐集会所管理費は人件費２１万６,０００円の増額です。

５５ページをお願いします。

項５、目２学校給食費は、節４共済費まで、人件費１５６万７,０００円の増額。節

10 需用費は、大型温水器等修理に係る修繕料40万円の増額。節17 備品購入費は、老朽化した調理器具の更新に係る備品購入費（コンビオーブン）306万8,000円の増額です。

56 ページをお願いします。

款10 災害復旧費、項1、目2 林道施設災害復旧費は、林道萱の木線の災害復旧に係る工事請負費（補助）751万4,000円の増額です。

57 ページをお願いします。

款11 公債費、項1、目1 元金は、減債基金とりくずしの減額に伴う財源内訳の変更です。

以上で、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第5号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりましたが、ここで11時20分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは、時間前ですが全員お揃いですので、本会議を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 55ページの教育費の中でですね、備品購入費が300万ありますけども、これは機械が老朽化したというふうな説明でしたが、調理場自体が15年ぐらい経つととじゃかですか。これやっぱり全体的に見直して、今度は食洗器が調子ん悪かとか、炊飯器が調子ん悪かとかいうことを、その都度替えるんじゃないくて、全体的に老朽化の頻度っちゅうですか、はないのかそこら辺調べてから、財政計画を立てられたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 調理場につきましてはですね、平成12年建築ということで、24年が今経過をしている状況でございます。今回ご提案をしておりますコンビオーブンにつきましてもですね、建築当初からあったものということで、24年経過している状況でございます、この機器以外にも、建築当初からのものを修繕とかですね、しながら使用してる部分もございます。議員ご指摘のようにですね、計画的な入れ替えをしながらですね、行っているところでもございますので、改めてそういったご意見を

踏まえまして、検討をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○5番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 14ページですね。すいません、勉強不足で大変申し訳なかですけれども、災害復旧対策事業補助のですね。社会資本。

○議長（野崎幸洋君） マイクを近づけてください。

○4番（松本良人君） 14ページ、社会資本総合整備交付金の内容をちょっと教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員、マイクを近づけて。

○4番（松本良人君） 入らんとかなあ。入っですかね。入っですかね、入るかな。28ページですね。またもう1回言い直し？

○議長（野崎幸洋君） 内容がちょっと聞こえづらいので、マイクを近づけて。

○4番（松本良人君） 腰ん痛かけんな、曲がられんちゃん。それではもう1回言い直します。14ページですね、消防費の国庫補助金ですけれども、すいません私勉強不足でありますので、ちょっと内容を教えてください。

それから28ページ。賦課徴収費の中で委託料がですね、8万7,000円。これは給与の支払報告書なんか全部委託して打ち込みよっとですか。役場で打ち込むっちゃうことはできんとですか。全て委託ですか。いろんなもんで。これ大変だと思いますね。こういったことは、ソフトを作つとは当たり前ですけれども、自分でこう委託ぐらいはされんのかなと思いますけれども。

それから46ページ。道路新設改良費の中で、測量設計委託が60万ありますね。これ側溝・・・聞いてあつとですが、どのくらいの程度の、そのやはり業者に出さんならん設計費ですか。私はこの前単独でですね、やった分を見せてもらいました。決算の時、立派にしてあったですよ。私今回ですね、議案、一般質問でもやろうと思ったですけれども、ようやりよつとになんで委託料出さんばんかってですね。やはりこういったことをやっぱ、多分国費とか県費なんかなかごたるけんが、単費だろうと思うとですけれども、こういったことからですね、ぜひですね、ちつとずつし慣れんば、とてもじゃなかばってん苓北町は今後はやっていかれんとじゃなかですか。それから、管理監督も出来んごつたるけん、そこら辺どうお考えですか。

それから公民館のですね、これも何か空調関係の委託料ということで、公民館費のですね、委託料ですけれども。

○議長（野崎幸洋君） ページは。何ページですか。

○4番（松本良人君） 53ページです。すいません。33万の設計業務委託。空調関

係の備品を取り替えるだけでも、その設計がいるわけですか。どのくらいの空調の機械かも分かりませんが、これ設計しても本来出来んとやかですかね。やっぱりそこで、ここで選任して、あるいは機種選定なんかして、業者からプロポーザル方式とかなんかでですね、あるいは見積入札あたりしてした方が無難じゃなかかなと思うんですけど。設計者にやたら委託せろばですね、設計者はですね、業者と精通するところがあるかもしれません。私も設計してきた方ですので、今資格持つとるばってんせんですけども、私ならそうすっですよ。この・・・ば付けろって。そしてそうになってしまうとですね、設計委託、機具まで、そういうことですので、そこら辺はいかなものかと思います。

3点伺います。4点か。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 14ページです。

まず1点目の、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）の内容についてということでお尋ねがございました。熊本地震の発生にてですね、住宅の耐震化ですね、民間の住宅のですね、が高まっているところから、そういった方々に補助を出してですね、その耐震化を図っていくということで、全体の事業費の5分の2を国が、5分の2が町で、残り5分の1を個人が負担していただいている事業でございます。

○議長（野崎幸洋君） 28ページ。

税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 28ページです。

給与支払報告書等の電算入力の特約料の増額の件です。申告時、受付時の税務資料としまして、各事業所から提出をされます給与支払報告書等の資料につきまして、あらかじめこれをデータ化したしまして、申告業務の正確性と円滑化を図る目的で外部委託をしております。実際の申告業務がパソコン画面での入力受付となっているためでございます。

補正の要因につきましては、これまで業務を依頼しておりました事業所から参考見積をいただきまして、令和6年度の現年度予算を確保しておりましたが、本年度に入りまして当該事業所から本事業から撤退するというご連絡を受けまして、同等の業務を依頼できる他の事業所からの参考見積を徴しましたところ、単価の増によりまして、委託予定額が増額となったためでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 46ページ。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 46ページの道路新設改良費の測量設計委託料についてでありますけれども、こちらの方は町道木場大岳線のほうが、今年度に入りまして一度陥没をいたしまして、それを掘って確認をいたしましたところ、鉄管、使われとった

暗渠の管がですね、鉄管でありまして、それがもう原型を留めないぐらいにぼろぼろになっておりましたので、修繕の必要があるということなんですけど、それだったら測量設計もですね、私たちも必要なくできると思うんですが、その鉄管の入った暗渠排水が上流から下流に流れてくるところから川に向かって少し鋭角的といいますか、逆流するような排水ルートになっておりまして、それも鉄管であることが、さびでですね、腐食して修繕が必要な状態になった、陥没を引き起こした原因ではあるんですが、その排水ルートにもちょっと大きな問題があるということで、その排水のルートを見直すことをちょっと検討が必要だという判断になりまして、そうなりますと、改めての流量計算あたりも出てきますので、今回この業者委託にてですね、測量設計を行う計画としているんですが、松本議員が日頃からおっしゃいますように、私たちもできる限り職員自らが測量設計が行えるように、少しずつではありますけれども研修を行っているところなんですけれども、なかなかその他の業務をやりながら、それから定期的な人事異動もある中でちょっとそこまで今現時点では至っていないところが現状でありまして、今後も単町工事はじめですね、職員自らの測量設計でできるような職員の技術力をですね、高める研修を続けていきたいと思いますが、今回につきましてはこの測量設計を緊急自然災害防止対策事業債を活用して、なおかつ業務委託にて対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君） ５３ページ。

教育課長。

○教育課長（吉本英明君） ５３ページの公民館費、委託料３３万円、設計業務委託料になりますが、こちらはですね、富岡公民館の大会議室の空調更新を令和７年度に予定をしておりますので、そちらの設計業務になります。

設計に至る経緯としましては、適切な空調設備を導入するためには、空調設備に関する幅広い基礎知識が必要でございます。特に空調方式や空調負荷を踏まえた適切な馬力を持つ機種、用途や環境によって必要となる機能など、複雑な条件下で最適な空調設備を選定するには専門知識を要します。我々職員では難易度が高く対応できませんので、今回業者に委託することとしたところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○４番（松本良人君） この電算関係の入力関係ですね。これはやっぱり業者に委託せんばんとですかね。やはりここまで、やっぱり入力まで、やっぱり担当あたりがやっぱりせにや、税金の内容とか、あるいはこの人がどのくらいぐらいもろととどとかいうことは把握もしきらん。そういったことが全くホワイトカラーなってしまうとうも何も分からん、町内のことは何も分からん。まず一番、私は在職しておりましたけれども、

やはり町民の方々のどのくらいぐらいのやはり懐具合があるのかとかいうのをやっぱ確認した行政をやっていかなば、すばらしい行政はできんと思うとですよ。全て、何もかもですね委託、ましてその成果品を入力するぐらいまでせんばんとかな。そこら辺町長のお考えをお聞きます。

それから側溝の改修。分からんから、あるいは排水管の通つとるからじゃなくて、今課長がおっしゃったとおりのじっすいが分かればすぐ積算でくっとじゃなかですか。かねに流せばよかったですから。全くそのとおりだと私は思いますよ。それはまた、ただそん前にしたからってみて、なかっですよ。なかこつは常にやっぱり設計していかんやいかん。やはり自分なりに調べたり、あるいはそれなりの技術者あたりに聞いたりして、私はそう思います。分からんから、今までしたことはなかから、しきらんから、そうじゃなくて、今まで、今、課長が十分説明してくれらった人が分かれば積算、それをその部分を金に変えるだけとか、金額を出すだけが設計、積算ですので、そこら辺やっぱ再度、やっぱ今後はですね、そういったことを基本にさせていただかんば分からんとじゃなかりょうかなと。でけんとじゃなかりょうかなと。私はそう思います。あまり安易かですよ。

私はこの前ですね、ちょっと長くなりますけど、この前都呂々の河川に湧水してきたところを担当、ここの担当課、水道から土地改良から見てもらえば、土地改良の職員さん・・・加勢にきてしよらすとですよ。仕事をしよらつとですよ。治水まで、大きな考え方から、そこら辺はですね、土地改良区の職員の方はやはりやる気があるもので、そこまで・・・と思うとですよ。そこら辺ぜひですね、頑張っていたきたい、そう思います。これも町長の意見があればですね、ご意見があればですね、お尋ねします。

それから、公民館関係の空調関係もですね、どこまでが設計屋さんがようっと知つとるか分かりませんが、プロポーザルなんかせろばですね、その機種について分かるわけですので。やっぱちゃんと見積ば・・・しますよということであれば、職員がちゃんと知ってればその説明をしてですね、その契約する業者にいろいろ質問して、業者が積算してきたとをやっぱり機種選定委員会あたりで協議して、そして購入せろばよかったです。全部そうですね。設計屋さん、設計屋なんかでも・・・知つとるもんなおらんとですけん。仮に私に空調ばせろって言って、私も建築士持つとるばってん、せろば、全部それば、そっちのほうから資料ば取って、それば書き直してくるだけですよ。そこら辺ありますので、それはテクニックと思いますが、そこら辺もですね、やっぱりわきまえた上で、やっぱり再度入札の仕方、設計の仕方、工法の仕方ですね、ぜひ、今までちゃんとしてきとつとじゃなかですか。そういったことで、今設計屋に任すっちゃう言わしたばってん。例のよかナビなんかもそういう方式でしょう。募集してから、積算もうしてけと。銭な出すけんでしょう。ここに問題があつとでしょう。それを要するに選定委員会とかなんかでびつと管理せろば、立派なとが出来つと思いますので、今後

のですね、今後これでいいか悪いかは、来年の予算ですのね、来年度のする予算ですので、まあせんならせんでよかったですから、そういうことで頑張っていたきたいと思いますけど。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 28ページの給与支払報告等電算入力委託料をはじめですね、それぞれ今3つぐらい、また再質問がございましたけども、それぞれできる部分につきましてはですね、職員の方で資料作成も含めてやっております。ただどうしてもできない部分がありますので、今回委託を提案しているということでございまして、改めて各課長のほうから委託に至った経緯について説明をさせます。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 28ページの委託料の件でございします。

現在、税務住民課の税務班の職員につきましては、会計年度任用職員を含めまして、5名で業務を行っております。平日それぞれ割り当てられた業務がある中で、その業務を行いながら、申告の準備でありますとか、期間中の受付、受付後の整理を行っております。人的、時間的にも、本資料の整理を行うことが困難であると思われるため、外部委託を行わせていただいているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 46ページの町道の排水の分ですけれども、先程のご説明と繰り返しになるかも分かりませんが、修繕、今の現状を修繕するだけではなくて、排水ルートの変更の検討が必要であったために、ちょっと今回業務委託とさせていただきます。

今後も松本議員がおっしゃいますように、職員が対応できる、測量設計ができる範囲を拡大、どんどん拡大していけるようにですね、引き続き研修に研鑽していきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 先程の申し上げましたことの繰り返しになるかもしれませんが、選定に至る経緯としましては、まず適切な空調設備を導入するためには空調設備に関する幅広い基礎知識が必要であること。特に空調方式や、空調負荷を踏まえた適切な馬力を持つ機種、用途や環境によって必要となる機能など、複雑な条件下で最適な空調設備を選定するためには、やはりどうしても専門知識が必要となります。残念ながら職員ではですね、難易度が高く対応できないというふうな判断のもと、今回業者の委託をご提案をさせていただいております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 今ですね、土木管理課、あるいは税務関係、仕事はいっぱいしとるけんしきらんとかいうような、そういった発言も・・・ですけども、自分が請け負うとる仕事ですので、せんばんでしょうもん。仕事んあいけんせれて、そんなら災害できたけん、災害復旧ん仕事んしよっけん、ばってん雨ん降ってから道路・・・したけんそらでけんばいちゅうことで・・・、行政のですね、職を受け持つとる以上はですね、せんばいかん。

私はよくテレビあたりで「ああ5時になったから帰ります」って言うて、はあって手どん上げて帰ると、それは力があるけんでしょう。請け負うたしこするけん、ドクターXあたりでもですね、出るですばってん。私はそこんにきは間違ごうとっとじゃなかろうか。今の税務住民課長の答弁では一生懸命しよる、5人じゃろ6人じゃろしよると。5人じゃろ6人じゃろしよれば5人じゃろ6人で一生懸命するような計画あたりも作ってですばい、それでできんときは、町長に言うて人員ば回してもらえばよかじゃなかですか。私はそう思うとですよ。これを、今ん仕事か、土木管理課長から出たですよ。今は我が手で持つとるからできん、この前小松の、電話で1本かけたときすぐ来ればよかばってん、あんたたちがこん2回目来たときはもう3人で来たでしようが。課長も含めて。そういったことは要するに、何でかなあ。そがんせんばんですかねえ。私はもう大概、大概待ってくれろって、・・・あれば税金払いきらんぞというような、言うごたつですよ。私が電話かけてから1か月、たったふとんカゴば移動させるだけに。そして、すぐやる課の担当で聞いたつですけれども、そういったことでできんやったって、すぐやる課はすぐせんばんならんとやかっかって言うたばってんがですね。そんなときに、重機があるけんか重機を持って行って、こう並べ替えればよかやっかっても言うたつですよ。それで出来んときは業者ばすぐ呼べばよかでしょう。1か月余ですよ、電話してから。

そういったことがありますのでね、仮に人間が足らんときはちゃんと副町長、町長あたりに言うて、あれしてもらって、そして、自分たちですることは責任持つてするようになければ、今からの町政・・・。終わります。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 職員に関するご意見が出ましたので、私なりに申し上げておきたいと思います。職員は精一杯荅北町の行政運営のために頑張っております。それなりの努力はしておりますので、それはご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） まず企画政策課のほうで、11ページの地方交付税。今回9、

700万、1億近い数字が上がっております。交付決定ということですが、国の方の税収が相当伸びております。それに関連して、臨時財政対策債についてはもう現生に変えるという方針が国のほうで出た関係でも増えたのかなと思いますけれども、これから先、もう少しこれに上乗せが来るような感じがあるのか、ちょっと町税自体も少し、監査報告では伸びたようなことでもありますので、その辺りでまだ余裕がある中での予算措置があつていいのか、その辺り。分かなければ結構です。

それと、21ページです。雑入で、学校給食費私会計事業残金256万2,000円が計上されております。給食費自体は保護者負担金で、一部財政が厳しいところは支援をして、それが給食費に当たってるとしても、それは保護者負担金だろうというふうに考えますが、そういう面で町の収入に受け入れるとしたときに、そういう保護者の皆さんとの同意等はもう取れた上で入れるのかどうかをお聞きします。

それと24ページにですね、一般管理費で負担金補助で職員採用共同試験負担金。これが追加採用のために負担金が増えたというような説明がございました。非常に苓北町の募集人員に対して、合格者がいない。また合格しても苓北町には辞退するというか、申し込まないという方が多いという現状は聞いております。そういう中であつて、技術職については面接という採用方法を今入っておりますが、事務職はそこまでいかないと。学校の先生たちは3年間臨時講師で勤めたら、校長先生がこの人は優秀というふうに認めたら一次試験免除というようなことを、やっぱり教職員も職員がなかなかいないということで苦肉の策を導入されましたが、一般の公務員にも教職員みたいな形で、やっぱり特にこのような熊本市から遠い町村にあつてはですね、なかなか希望者が集まらないということです。これはいろいろと皆さんのほうからも出てましたが、新たな採用方法ということですね、町長、会計年度任用職員、それが3年でいいのかではありますけれども、その実績を見た上で、やっぱりこの子は優秀だというふうなことを認めたら、採用を面接でもっていくような方向性がですね、できれば何とかなるのかと。今後、退職者が苓北町でもどんどんどんどん増加してくるんじゃないかというふうに思います。その方が65まで再任用もしくは定年退職までですね、努めていただければいいけれども、なかなかそれも厳しいのかなとも思いますし、新陳代謝のためにいろんな案をですね、ぜひ出していただいて、なんさま試験に受からないというのが一番の問題だというふうなことを聞いておりますので、その1割ぐらいまで達してる人たちはですね、救えるようになればというふうに思います。

それと、39ページです。農業振興費の短期就労及び観光型移住体験業務委託料、これは不採択になったということで減額になっております。これについては今、農業の従事者が減っていつてるといふ状況にあつてですね。町の提案してるやり方がやっぱり国、県が考えてるやり方と何かミスマッチ等が起きたところでの不採択になったものなのか

どうか。予算も当然あるかと思いますが、何件かのうちに1件だけ不採択というのであれば、町としても一生懸命やっておりますけれども、1件しか上げてないのに不採択というふうになると、せっかく今頑張ろうとしている農業の方もですね、ちょっとがっかりするんじゃないかと思いますので、その理由が分かれば教えていただきたいと。

それと、47ページにですね、県の治水砂防協会負担金が4万3,000円増加になっておりますが、先程の説明では都呂々木場地区六本松で地すべり工事、地すべりの調査をここ3年ぐらい継続してやっておられたかと思いますが、せんだって上ったら、調査しているやぐら等もう撤去されておりましたので、何らかの結果が出たのかなというふうなことを思ったんですが、それを受けたところで、県の地すべり対策のほうに採択されるということで、この負担金が増になったものなのかどうか。その辺りの状況を教えていただければと思います。以上です。よろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先に24ページの職員採用の部分でですね、町長の考え方ということでございましたので、お伝えをしておきたいと思います。

山口議員おっしゃるとおり、苓北町に限らず熊本県内の自治体、これ市あたりも含めてですけども、やはり公務員離れが進んでおります。特に若い職員の中途退職というのが目立っておりまして、これは私ども人口減少が著しい町のほかにもですね、例えば今TSMCの関係でいろいろ課題、いろいろ今後はですね、町としては発展するだろう菊陽町、大津町でも同じように職員の中途退職が進んでいるということをそれぞれの首長さんからもお聞きしておりまして、やはり公務員離れというのは全国的に進んでいる状況でございます。

そういった中で、現在の苓北町の採用の在り方としましては、やはりこれは全国の統一試験の中で、ある程度全国の試験者の中でどのぐらいの、個人のですね、資質があるのかと見極めるために偏差値みたいなものが出ますので、それに準じてですね、それに基づいて一次の合格者を出しているという状況でございます。ただやはり現実的には一次を合格する数がほかの市町村も含めてやっぱ減ってきているという状況でございます。これはどういう理由があるのか分かりませんが、そういう状況の中で、やはり採用が難しいということでございます。こういった中でどうするかということで、やっぱり考えてるんですけども、その点については先程山口議員もおっしゃいましたけども、やはりその地元の雇用を増やすという考えもございます。そういった中ではある程度その標準の偏差値の部分も含めてですね、これはある程度地元の方について、いくらかでも優遇できた中で、その一次の合格者を認めるのかどうか、こういった部分も含めて、今から検討していかなければならないなというふうには思っております。

とにかく職員が減る中で業務量はなかなか減らない。逆に、地方創生の部分も含めていろんな業務が増えているという実態がございますので、これにつきましてやはり職員を確保した中で、今後の行政運営ができるように努力をする必要があるのだろうというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 11ページの普通交付税でございます。

今回、9,700万程度の額を増額させていただきましたけども、これは当初予算に比較して約5%程度でございます。当初予算計上の折と比較してですね、基準財政需要額、収入額とも、ほぼ見込みどおりではあったかなと思っております。当初予算計上においてはある程度厳し目にですね、ちょっと計上させていただきますので、大方見込みどおりの額が交付されたと考えております。

それから、今後の追加の交付の予定でございますけれども、国のほうでは11月の末にですね、補正予算第1号について閣議決定されておりますけれども、その中で令和6年度に限り、基準財政需要額の費目に臨時経済対策費、それから給与改定費っていうのをですね、新たに設けるというようなことがですね、閣議の方で決まっておりますので、額のほうは分かりませんが、それが今後交付されると考えております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 21ページの学校給食費私会計事業残金の256万2,000円の件で、保護者関係の同意があったかどうかというふうなお尋ねでございました。

まず、この決算に至る状況をまずご説明をさせていただきたいと思います。令和5年度ですね、収入としましては、もう小中学校の合計額で申し上げます。前年度の繰越金が174万901円、1740901。それと保護者からいただいております給食費、こちらが2,702万4,667円、27024667。それと先程議員おっしゃられましたように補助金ですね、コロナの交付金ということで、食材高騰価格分の補助をさせていただいております。こちらの金額が437万5,320円、4375320。これら3つの合計がですね、3,314万888円、33140888となっております。

実際の支出ですね、もうほぼ食材費になるんですが、こちらの支出分が3,057万6,983円、30576983になります。この差し引きが256万3,905円。2563905円ということで、今回256万2,000円を補正をさせていただいたところでございます。

この余剰金の取扱いなんですけども、学校給食共同調理場の運営協議会という組織がございます。繰越金が年々入ってるんですけども、繰越金ですね、代々積み重なってきて、個々の判定はなかなか難しいということで、私会計で出た残金についてはどうし

ましようかということで、その運営委員会の中で、町のほうに残額全てを継承するというようなご承認をいただいた中で、今回町のほうに決算残余金全てを繰り入れをさせていただいたところでございます。基本的にはですね、お返しするとか、あるいは給食費の施設充当費に充てるのが適当だろうとは思われます。今回またコンビオープンということで備品の入替えも計画をさせていただいておりますので、この残金につきましてはですね、そういった施設の機器の部分に充当させていただきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 39ページ目の委託料の短期就労及び観光型移住体験業務委託料の不採択の理由につきましてでございますけれども、こちらが考えている理由につきましては、この事業につきましては3年間、昨年まで実施をしております、事業自体が一定の効果があったというところの中で不採択になったのではないかとということで考えております。また、ほかの申請の採択の状況につきましては揃っておりませんので、後ほどもし分かりましたらご報告をしたいと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 47ページ。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 47ページの県治水砂防協会負担金の増の分ですけれども、この負担金は均等割と事業費割がありまして、事業費割分にかかる増ということになります。都呂々の大場地区の地すべりの関係で、県のほうで対策工事に向けまして、今調査をしていただいております。

県にお尋ねをいたしましたところ、今現在は対策工の検討に必要な現地測量を行っているということでありまして、これが工期としては令和7年の1月末までと聞いております。今後はさらに年度末にですね、観測業務、ボーリング等を行って観測業務を発注して、対策工をさらに検討していくということで聞いております。だから、まだ具体的な工事の内容というのは見えてないんですけど、今調査とか測量とかですね、観測を県のほうで行っていただいております、それに係る事業費の分が増えたということになります。

○議長（野崎幸洋君） 質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。交付税、さらにまた追加に向けて、特に特別交付税をもらえるような事業をですね、どんどんどんどん県のほうにもやっぱり要望して、さらなる財源確保に向けて頑張っていただきたいと思います。

また、職員採用の件、町長のおっしゃるとおりだと思います。特にこないだ新聞には、県庁の職員も若手がどんどん退職して行って、その新しい職員採用をどうするか。1

回辞めた方を再度引き戻すために、面接と、多分試験なしの面接で、多分採用という形を新たに設けるというような動きも出ておりました。一旦苓北町でも、病気等で退職された方でまた働く意欲が出てこられてるといような方にあってはですね、そういうふうなことも検討されて、やっぱり退職者が多いと、残ってる職員の皆さんに相当業務が加わって、またそれが悪循環をもって退職につながるというようなことも考えられると思いますので、できるだけ国はですね、そんなに試験を受かった人間でしか駄目よとか言うんでしょけれど、それなりの人材がやっぱり外に流出してしまってるというのが町村のどこの実情かとも思いますので、そこは柔軟な、こちら議員のほうからもそういう話がいつも出ておりますけれども、ぜひ県ともですね、相談しながら、交付税を減額されないようなやり方を、ぜひうまい具合に考えをしていただければと思います。

それと地すべり対策についてですけれども、県のほうでまたさらに現地調査、それと観測調査を実施していただく方向になってるといふようなことを聞きました。やっぱりそういうこともですね、地元の区長さんの方にもぜひ情報提供していただいて、何もなくなっただってん終わったんじゃないだろうとかいようなこともちょっと申されておられましたので、今のもう地すべりが無いというような結果が出れば一番いいんですけども、若干また動いてるような感じではありますので、ぜひその辺りを密にですね、県のほうとも密にしながら、早急な方向を出していただければと思いますので、地すべりは相当な金額がかかってですね、大変だとは思いますが、よろしく願いいたしたいと思います。はい、ありがとうございます。以上で結構です。

○議長（野崎幸洋君） 質疑の途中ですが、ここで昼食のため１時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 ０時 ０１分

再開 午後 １時 ００分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ではありますが、皆さんお揃いですので、本会議を再開いたします。

それでは苓北町一般会計補正予算の質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○９番（高戸幸雄君） ２つだけお伺いしたいと思います。

１つは要望になりますけれども、ページ数で４８ページ。土木の港湾費の中の、港湾管理費の負担金補助でございますけれども、３００万円。単県海岸保全事業として釜海岸ということを求められましたけれども、この負担金の率はたしか１５から２０から２５、それ程度だと思うんですけども、総事業費とですね、それからどの程度の規模なの

か。で、今年度から何か年かの計画が計画されているか、それについてまずお伺いして、お願いします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） ４８ページの単県海岸保全事業負担金３００万円についてですけども、これは釜海岸の護岸の補修工事の分でありまして、当初の予算としても、１５０万ですね。これは事業費が３，０００万円、その５％っていうことで、１５０万が当初予算で、この分は釜海岸のうちの、志岐漁港海岸と接しとるところ付近を続きをやっていただいていたんですけども、この追加分、今回の追加分につきましては、その先、少し離れてまして旧ケアホーム托生、今何かその施設が使われてる、その下に、ほかの部分は波返しのついたこのコンクリートの構造物があるんですけど、そこだけが古い石積みの部分が約５０メートルぐらいありまして、そこを追加でできるようになったということで、その分が６，０００万円の事業費に５％で３００万円、合わせると９，０００万円で、掛ける５％の４５０万がこの釜海岸の護岸改修工事の分になります。で、一応もうそれで一通りですね、釜海岸の点検結果に基づいた補修なんですけど、終わりなんですけど、開いてところがですね、志岐漁港臨港道路と接してる付近、あそこを重機の下ろしたり上がったりがあって、あれは最後に、来年度そこを塞いで完了だというふうに聞いております。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○９番（高戸幸雄君） ありがとうございます。釜海岸についてはいろんな問題が今までありましたけれども、今回このような計画がされ、施工がされることは大変喜ばしいことだろうと思います。

それから要望なんですけれども、進出企業関連でですね、財産管理と道路新設改良、それぞれ修繕費が少しずつ組まれております。今後本格的な工事が始まると、いろんな要望等が住民の方からも出てくるだろうと思いますけれども、行政ができる範囲ですね、適切な対応をお願いしたいと思います。もちろん適切な予算要求があった場合には、それぞれ議会に予算として計上されても結構でございますけれども、企業ができれば企業にお願いして、行政がしなくちゃいけないところは行政というふうにして、計画的に事業を進めていただきたいと思います。これは要望でございますので、回答は別に必要ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

倉田明君。

○７番（倉田 明君） １点お尋ねいたします。歳入の１４ページ、いわゆる災害対策の耐震化関係で４０万減額されております。そして歳出の４９ページで民間建物の耐震補助金８０万円減額されております。年度途中で減額ということでございますが、この

80万円は当初予算の80万だったと思うんですけども、その利用状況とか、今回に至った経緯、この辺はどうなのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 先程の松本議員さんからもお尋ねありましたこの件についてです。予算については当初予算でもともと計上しておりました。率については、負担率ですね。松本議員のときにもお答えしました、国が5分の2、町が5分の2、40万40万、個人が5分の1で20万ということで、町からは40万と40万合わせた80万を歳出で組んでおります。

今回、計上を落とすようになった経緯ですけれども、これは予算計上しておりましたけれども、申請がですね、ありませんでした。で、県のほうから、国の予算措置でございますので、今後申請がないところを一旦整理をしたいということで、国の方が補助金がこちらに充てたままになっておりますので、翌年度の繰り越しの措置とか翌債措置とかですね、そのところで、現在の時点での執行状況をお知らせいただきたいということで、今のところ申し込みがないなら落としてくださいということでございましたので、そのような形で今回減額させていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 国の方で都合上、申し込みがないならば一応整理してということのようなんですけども、非常にこの今、地震については、南海トラフ等地震等が30年のうちに70%ぐらいと、あくまでもそういった話の中のあれなんですけども、申し込みが少ないと。町の広報紙等でもPRしてありますよね、いろんな形で。やっぱりですね、国もそうなんでしょうけど、年度途中で、これがね、3月ぐらいのな、時期だったらよっぽど理解はできるんですけども、今の時期で減額と。まあそれは国の方針でしょうけども、やっぱりもう少しね、国もですけども、この促進。利用促進。もったいないですよ。5分の1受益者が。で、県・国がそれぞれ5分の2だったかな。そういう説明でありましたが、もう少しやっぱりですね、今ほら、能登半島地震も今年1月に発生したばかりで、やっぱり住民も関心持ってもらわんといかんと思いますけども、途中で返還するのは私はいかなもんかと思いましたと同時に、どういった状況で、利用状況あるかということをお尋ねしたかただけなんですけども、やはり今後ですね、やはり大事な案件ですから、PR等も含んでですね、そういうことで活動いただければと思います。分かりました。終わります。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第66号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和6年度苓北町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第67号 令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第9、議案第67号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第67号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億3,784万3,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

歳出でございますが、款1総務費、項4医療費適正化対策事業費、目1、節1報酬から節4共済費まで、合わせて30万2,000円の増額は、給与改定に伴う医療費適正化のためのレセプト点検員1名の人件費に係るものでございます。

次に5ページをお開きください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目3審査支払手数料、節11役務費は、実績見込みによりまして、不足する審査支払手数料18万5,000円を増額するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1、節1報酬から節4共済費まで、合わせて26万円の増額は、給与改定に伴う特定健康診査保健指導のための訪問指導員1名の人件費に係るものでございます。

次に7ページをお開きください。

款8予備費、項1、目1予備費74万7,000円の減額は、財源調整により予備費を減額するものでございます。

以上が、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 6ページですね。保健事業の中で、これもし。

○議長（野崎幸洋君） マイクを上げてください。

○4番（松本良人君） 6ページですね。6ページの保健事業の中でちょっとあのこう、ちょっと事業はあつとですけども、もし許してきていただければちょっとお尋ねしたいんですけども。いやあの、というのが、多分これ保健事業なつとかな。集団検診で、大腸検診で、潜血で引っかかったもんじゃか人をこの前検査ばさったですね。そしてその潜血がなくて、ファイバーば入れてした何人ぐらいのあったかなという。この前。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 11月んとでしよ。

○議長（野崎幸洋君） 健康増進室長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） すいません、先月に地域検診をですね、今年度2回目の検診だと思いますが、すいませんその集計の資料をすいません。今日は、今は持ってきておりませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第68号 令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第10、議案第68号、令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第68号、令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,513万円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3、節1事務費繰入金50万1,000円の増額は、給与改定に伴う介護保険認定調査のための訪問調査員2名の人件費等の事務費に係るものでございます。

次に7ページをお開きください。

款9諸収入、項2雑入、目3返納金、節1介護保険料返納金2,000円の増額は、前年度における被保険者死亡に伴う日本年金機構からの返納金通知によりまして、特別徴収の保険料について、日本年金機構へ全額返還を行うとともに、改めて本来徴収すべき保険料を算出し、不足する介護保険料をご遺族から納入してもらうためのものでございます。

次に歳出でございます。

8ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬から節4共済費まで、合わせて46万7,000円の増額は、給与改定に伴う介護保険認定調査のための訪問調査員2名の人件費に係るものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款1総務費、項2、目1賦課徴収費、節10需用費3万4,000円の増額は、システム標準化対応に係る新納付書の印刷に伴うものでございます。

次に、10ページをお開きください。

款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2任意事業費、節19扶助費24万円の増額は、家族介護慰労金申請によりまして、不足する受給資格者1家族分の24万円を増額。目3在宅医療・介護連携推進事業費、節12委託料の24万円は、実績により、在宅医療・介護連携推進事業委託料を減額するものでございます。

次に、11ページをお開きください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金、節22償還金利子及び割引料の2,000円の増額は、前年度における被保険者死亡に伴う介護保険料を日本年金機構へ納入するためのものでございます。

以上が、令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、令和6年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第69号 令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第11、議案第69号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第69号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ299万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,654万3,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金、節1事務費繰入金7万円の増額は、システム標準化に伴う新納付書印刷の事務費を繰り入れ、節2保険基盤安定繰入金306万3,000円の減額は、繰入金の額の確定によるものでございます。

次に歳出でございます。

7ページをお開き願います。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費、節10需用費7万円の増額は、システム標準化対応に係る新納付書の印刷代でございます。

8ページをお開きください。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1、目1、節18負担金補助及び交付金306万3,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

以上が、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第70号 令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第12、議案第70号、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第70号、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出につきまして、増額補正を行うものです。

第2条、収益的収入及び支出について。

収入。科目、第1款水道事業収益の既決予定額1億9,476万8,000円に、補正予定額99万1,000円を増額し、1億9,575万9,000円とするものです。

続きまして、支出。科目、第1款水道事業費用の既決予定額2億8,695万円に、補正予定額285万6,000円を増額し、2億8,980万6,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、給与改定に伴う職員給与費201万2,000円を増額するものです。

第4条、他会計からの補助金として、今回の補正に伴い一般会計から補助を受ける金額40万円を増額するものです。

4ページをお願いいたします。

補正予算実施計画書です。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

5ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、5ページの一番下段の資金期末残高を7,465万4,204円と予定したところでございます。

6ページから9ページは給与費明細書であります。詳細は記載のとおりでありますので、ご参照をお願いします。

10ページから12ページは、令和6年度末の予定貸借対照表でございます。年度末の水道事業会計の財政状況を見込んだもので、年度末における資産合計及び負債資本合計は12億8,774万1,014円となるものでございます。

13ページをお願いします。

事項別明細書です。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項2営業外収益、目5他会計補助金は、水道事業繰入金（事務費分）40万円の確定によるものです。項3特別利益、目3その他臨時収益は、令和5年度分確定申告による消費税還付金59万1,000円の増額によるものです。

続きまして、支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費は、漏水修理資材等購入に伴う備消耗品費74万5,000円の増額です。目3総係費、節1報酬から節5法定福利費まで、人件費201万2,000円の増額。節15通信運搬費は、郵便料改定により不足する後納郵便代9万9,000円の増額によるものです。

以上で、令和6年度苓北町水道事業会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 今年から公営会計が始まったんですけど、当初ですね、住民の方々からちょっとクレームっていうか、料金の方が上がっていろいろ苦勞されたと思いますが、その後どうになりました。経過的にですね、どうになりましたか知りたいんで、ちょっと質問しました。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 田嶋議員のご質問に回答いたします。

これは合併処理浄化槽が下水道料金のほうに移ったということで理解してます。その件につきましてはですね、今のところですね、また広報誌を通じて、お知らせ版で周知を図ったところでございまして、今のところはですね、一般の利用者の方々からは何もお尋ね等はあっていない状況でございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第71号 令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第13、議案第71号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第71号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出につきましては、増額補正を行い、資本的収入及び支出につきましては、減額補正を行うものです。

第2条、収益的収入及び支出について。

収入。科目、第1款下水道事業収益の既決予定額2億9,000万9,000円に、補正予定額158万6,000円を増額し、2億9,159万5,000円とするものです。

続きまして、支出。科目、第1款下水道事業費用の既決予定額5億1,259万1,000円に、補正予定額89万8,000円を増額し、5億1,348万9,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出について。収入。科目、第1款下水道事業資本的収入の既決予定額3億3,714万7,000円から、補正予定額4,481万1,000円を減額し、2億9,233万6,000円とするものです。

続きまして、支出。科目、第1款下水道事業資本的支出の既決予定額3億3,291万8,000円から、補正予定額4,449万8,000円を減額し、2億8,842万円とするものです。

2ページをお願いします。

第4条、地方債の補正です。特定環境保全公共下水道事業におきまして、当初予定しておりました借入れができなかったことにより、3,810万円を減額するものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、給与改定に伴う職員給与費70万円を増額するものです。

第6条、他会計からの補助金として、今回の補正に伴い、一般会計から補助を受ける金額2,198万9,000円を増額するものです。

5ページから6ページは補正予算実施計画書です。詳細につきましては、後ほどご説明します。

7ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、7ページの一番下段の資金期末残高を814万2,933円と予定したところです。

8ページから11ページは給与費明細書であります。詳細は記載のとおりでありますので、ご参照をお願いします。

12ページから14ページは令和6年度末の予定貸借対照表です。年度末の下水道事業会計の財政状況を見込んだもので、年度末における資産合計及び負債資本合計は42億141万6,592円となるものでございます。

15ページをお願いします。

補正予算事項別明細書であります。詳細につきまして説明します。収益的収入及び支出の、収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目5他会計補助金は、下水道事業補助金事務費70万円の確定によるものです。項3特別利益、目3その他臨時収益は、令和5年度分確定申告による消費税還付金88万6,000円の増額です。

続きまして、支出になります。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目3浄化槽費は、浄化槽ブロワの修繕料19万8,000円を増額するものです。目5総係費、節2給料から節5法定福利費まで、人件費70万円の増額。節10備消耗品費から1万円を減額し、節17手数料の汚泥汲取料に組み替えるものです。項2営業外費用、目2消費税及び地方消費税、項3特別損失、目4その他臨時損失は、確定申告に伴い、443万円の予算の組み替えを行うものです。

16ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債は、財政融資資金借入れの償還予定積算誤りによる5,000万円の減額と、新たに志岐第4、第7マンホール更新工事1,190万円の借入れ分を合わせまして、合計3,810万円を減額するものです。項3他会計補助金、目1他会計補助金、下水道事業繰入金（建設費分）1,610万円は、先程説明しましたポンプの損耗状態が激しい志岐第4、第7マンホールポンプ更新工事を令和8年度予定から前倒しして行うも

のです。公債費分518万9,000円につきましては、令和2年度借り入れ分、起債の積算誤りによるものでございます。項5補助金、目1国庫補助金2,800万円の減額は、先程説明しました財政融資資金借り入れの償還予定積算誤りによるものでございます。

続きまして支出になります。

款1下水道事業資本的支出、項1施設整備費、目1施設整備費、節16委託料7,000万円は、先程説明いたしました、下水道ストックマネジメント計画策定業務委託の一部を減額したものでございます。節19工事請負費2,000万円の増額は、先程説明いたしました、志岐第4、第7マンホールポンプの更新工事によるものです。項2固定資産購入費、目1有形固定資産購入費31万3,000円の増額は、富岡浄化センターのエアコン取付けに伴うものでございます。項3企業債償還金、目1建設企業債元金償還金518万9,000円は先程説明いたしました、償還予定額の積算誤りによるものでございます。

以上で、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 下水道会計の16ページです。

先程、よく何か積算誤りで5,000万ほど減になったと。企業債で3,800万。企業債を落として、これを見よると、一般会計からの繰入金1,610万一般財源ですよ。で、下のほうで工事費として2,000万、やると。この2,000万について、結局企業債が充てられなくなったということですか。元々。それと、収入のほうで社会資本整備総合交付金が2,000万減になっている。この関係は、次の施設整備の中の下水道ストックマネジメント計画策定業務、7,000万。物凄い大きな金額ですが、この辺りをもう少し教えていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 山口議員の質問にお答えいたします。当初予算です。ね、委託料としまして、富岡浄化センターの耐震補強設計業務委託を組んでおります。それと下水道ストックマネジメント計画策定業務委託。これは処理場とポンプ場の分です。ね。と同じく下水道ストックマネジメント計画策定の、これは管路の方を合計3つの委託料を組んでおりまして、予算額としましては1億300万計上させていただいております。今回の補正です。ね、富岡浄化センターの耐震補強設計の業務委託につきましては、当初計画しておりましたが、令和6年のですね3月末に診断結果が報告されま

して、耐震補強の必要がなくなったということでありまして、予算が不要となったものでございます。万が一ですね、令和6年3月末の耐震の診断が、結果がですね、NG判定ということになった場合はですね、耐震補強の設計業務に取りかからないと次の耐震工事の国費要望に間に合いませんでしたので、当初予算で計上させていただいたところ
です。それから下水道ストックマネジメント計画ですが、これはですね、中身を精査したところですね、前回策定した業者とですね、随意契約を結ぶことで、契約というか契約額がですね、物凄くこう落ちてくるということが判明しまして、それを、これをやらないと令和8年度以降補助が受けられないということもございまして、その分で予算額が減額したということでございます。それから。

○2番（山口利生君）　いくら減額。

○水道環境課長（時田健一君）　当初ですね、マンホールポンプ場の更新はですね、4,300万でございました。で、今、減額、今回の補正を出していただいたので、1,430万となります。

○2番（山口利生君）　その契約が？

○水道環境課長（時田健一君）　はい、予算ですね。予算ベースで。最後にですね、同じくストックマネジメント計画の管路の分なんですけど、計画策定に必要なですね、カメラ調査というものがございまして、これはですね、会計検査の指摘事項でございまして、今回は委託の中身を見直していくところですね、必要箇所がですね、ちょっと縮小したといいますか、圧送管のところは調査が必要なくて、前のですね、資料で圧送管の分の中を調査したとみなされることができるようになりましたので、その分こう事業費が縮小しまして、当初ですね、4,000万上げてたんですが、それが今回の補正で1,870万というふうに減額をさせていただいたところです。当初が1億300万でしたので、今回の補正で、委託の事業費が3,300万。そして、新たにちょっと今、損耗状態が激しいところのマンホールポンプ、第4マンホールと第7マンホールポンプ場の更新工事のほうですね、この工事を2,000万計上させていただきまして、これ差し引きますと、7,000万減額するということで提案しております。

○議長（野崎幸洋君）　よろしいですか。

山口利生君。

○2番（山口利生君）　今のは7,000万のストックマネジメント料ですよ。もう1点聞いたのが企業債を3,810万、この企業債もこのストックマネジメント料に当初充てたのかどうかもありますけれども、今回道路改良のために一般会計から繰り入れが1,610万増加しています。一般財源。これは、この分は一般会計のほうで起債を上げて、この下水道のほうに繰り出したということなのか。そこのあたりの一般会計とこっちの公営企業会計とのやりくりの中で、財源をどのように良い方向に持ってきて、

このような形でなっていたのか。公営企業に移行することで、企業債の借入れがしやすくなると、また国庫補助金も受けやすくなるというようなことから、特会から公営企業会計に移すというようなことだったと思います。

またそれと合わせて、この社会資本整備交付金が2,000万減になったのは、これも結局このストックマネジメントの7,000万の減にかかる減額ということだったのかどうか。それも含めても、結局志岐マンホールですか、この3と7。工事が2,000万だから、結局その分の財源として一般会計からの建設分の繰入金で充てるという構図なのか。その辺りの財源がどういうふうになっているのかをちょっと教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 山口議員の質問に答えさせていただきます。

先程ご説明しました3つの委託料なんですけども、これも交付金と、それから下水道事業債と一般財源というふうで、財源内訳がなっております。下水道事業債におきましてはですね、当初起債を借りれるものと考えておりましたところ、実際がですね、起債の借入れの仕組みをですね、ちょっと私たちが理解不足でですね、それが原因となりまして借りれなかったということ、5,000万ですね。

現在ではですね、熊本県の市町村課に確認をとってからですね、起債借入れが必要な事業の内容確認とかですね、含めて、確認がとれてから予算措置をすべく、予算作成の手順を見直したところです。今後ですね、こういったことが起こらないようですね、予算準備を行っていきたいと考えております。大変申し訳ございません。

それから借りれなかったことはそういうことなんですけども、ポンプ場、先程のですね、一般財源の1,610万ですが、これも下水道事業債がですね、全額5,000万借入れられなかったんですが、マンホールポンプのですね、更新工事の起債が1,190万のほうで起債借りれますので、その分に対する一般財源の持ち出し分ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

○2番（山口利生君） ご理解がよう分からんけん聞きよつとばってん。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） すいません、3回目。いやあの、単純にこの7,000万落ちたことで、当初充てとった企業債が要らなくなったと。減になったからということで、企業債の3,810万ですか。この分が財源として要らなくなったという構図だったら分かりやすかったと、だったんですが、今の下水道起債の借入れの際に、ちょっと事務的にミスったということで借入れができなかったというような説明がまたあったもんだから、頭が混乱しております。

やっぱ企業債って借入金ですから、企業債借入れの工事が適債事業であれば、当然

全体の枠の中で、申し訳なかったということで市町村課の方にきちんとその説明をして、今のどこもきつい財政の中ですね、頑張ってるわけです。特に苓北町も、今回公営企業会計に移行しているという中にあっての事柄だから、その辺りを、情状酌量を何とかしてくれていうふうをお願いしてでも企業債を持ってくるべきだというふうに考えます。だからちょっと駄目って言われたから、担当から駄目と言われたから引っ込めるというんじゃないくて、駄目なら駄目でもう1回プッシュすると。適債事業でしょというふうに、そのくらいのことを考えていかないと。これだけ苓北町も苦勞して公営企業会計に移行してるんだから、やっぱそれなりの単純なその事務的ミスということで、起債をカットするなんていうこと自体はあってはならないことだと思います。これは、そういうことをやってるならば、当然熊本県に対して異議を申し上げにやいかんだろうと。事務的なもので、やっぱり町民に大きな負担をまた強いてきますし、単純に一般会計も厳しい状況にあるんですから、その辺りはやっぱり本当に適債事業であるならば、どうにかしてその起債を、どっちみち町が借りるんですから。県が借りるんじゃないから。その辺りを厳しく、厳しくつつゆうとまた・・・かもしれん。でもそのくらいの意気込みを持って、熊本県の市町村課ですか、起債の窓口は。下水道か。共に2つあるのかもしれないけど、土木と。その辺りをやっていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

結局、工事費の2,000万には起債とこの一般会計からの繰入金2分の1同士で調整っていいですか、財源をしているということですか。分かりました。現実的に今からそれがひっくり返せないというのであるならば、十分注意をしながらやっていただきたい。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですね。ほかに質疑ありますか。

錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） この施設整備費があるですよ。7,000万。これを落とされて、これはあまりその必要がなかったから落としたっていうような説明、私が聞き損なったかないうような感じが私は受け取ったんですけども。だから、この公債費が要らんごとなったかなっていうこと、そういうふうなことじゃなかったですか。要するに整備費が要らんから、公債費は要らんということ、いわゆる収支から計算するとですね、収入が、当然経費を落とせば収入も要らんわけですので、ということではないんですか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） すいません、起債がやはり5,000万というのがですね、大きゅうございまして、これが借りれなかったというのが実際の原因でございまして。それが今回その7,000万に大きく影響しておりまして、まずはその起債が借りれなかったということが大きな原因になっています。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○12番（錦戸俊春君） そうすつとこれ7,000万のいわゆる委託費の、このいわゆる工事の関係のですよ。今後動いていく中で、あとは委託して進めんでも大丈夫ですかね。設備としては、今後のことですけども、予算的にはこれはそういうふうなことで、ほんなら借りれなかったからということですから、実際のですよ、この業務とした場合に、この工事がストップした場合に、いわゆる下水道の事業としてですね、何ら支障というのは出てこないんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 支障が出てくると認識しております。ですのでストックマネジメント計画を、先程申し上げましたように、ちょっと随契でいきますと少し、大分かなり安くなるものですから、そちらのほうでストックマネジメントの方を進めていきたいと思えます。それから事業自体も、管路の新規事業でございますけども、こちらのほうも進めていかないとはいけませんので、マンホールポンプとあわせてですね、委託、そしてそれから工事、やっていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 下水道ストックマネジメント計画の策定業務委託については、当初の予定しとった見積り額よりもですね、安価にできるというような考え方の中で下げとるわけやろ。

○水道環境課長（時田健一君） はい。

○町長（山崎秀典君） そういうことでございます。ですから、マネジメント計画を作らないということじゃなくて、総額に係るマネジメント計画の策定業務委託料がそれだけ少なくて済むということでございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、令和6年度苓北町下水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第72号 苓北町温泉プールの指定管理者の指定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第14、議案第72号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 議案第72号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年12月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

1、公の施設の名称。名称、苓北町温泉プール。

2、指定管理者となる団体。住所、熊本県天草市本渡町本渡614番地1。名称、合同会社りんせん。代表者、代表社員、金子純二。

3、指定の期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

苓北町温泉プールの指定管理者につきましては、現在の指定が令和7年3月31日までの指定期間となっております。このため、令和7年度から令和9年度までの3年間の指定期間で公募を行ったところ、合同会社りんせん1事業者の申請がございました。応募者の1事業所について、申請内容等についてのヒアリングを行い、公の施設指定管理候補者選定委員会を開催、審査した結果、合同会社りんせんが指定管理者の候補者として選定されましたので、今回ご提案するものでございます。なお、合同会社りんせんにつきましては、現在の指定管理者でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 直接関係あるかどうか分かりませんが、過去にですよ。過去に、過去にですね、その施設がシロアリ等にやられて大規模に改修した経緯があったですね、そこら辺のシロアリとかなんかの、例えば管理。建物ですね、管理とかなんかは、大体どのようになってますかね、私何か、何年か前に、大分かなり金をかけてからしなおしたと思うんですけど。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 施設の維持管理につきましては、指定管理者の方、それと

我々教育委員会のほうで情報共有をしながらですね、適切に維持管理をしていくべきものだと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 過去にそういったことがありましたので、二の舞にならないように、ちょっと管理者と連携をしながらですね、長く使えるような管理体制をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第72号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、苓北町温泉プールの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第73号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（野崎幸洋君） 日程第15、議案第73号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

なお、この議案は、関係市町村での同文議決の扱いとなります。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 議案第73号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和6年12月3日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるた

めでございます。

改正内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお開きください。

右側が改正前で左側が改正後、下線部分が改正部分となります。別表第2、第3条第10号（住民の交通災害見舞金に関することに係る事務）の項中、山鹿市、菊池市というのを、山鹿市を削除しまして、菊池市に改める改正内容となります。

なお、構成する全ての地方公共団体の同文議決が必要となります。

それでは条例本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、（施行期日）第1項、この規約は、令和7年4月1日から施行する。（経過措置）第2項、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今回の条例の一部改正の同意は特に異議はありません。多分脱退するところはもう全部で同文決議をせにやいかん。ただ、1つお聞きしたいのが、やっぱ抜けるということのですね、意味が。みんなで一緒になってやれば、ちょっと大きな被害額が出ててもその場で対応できるというふうな利点があるから、共有のような事務組合を作って全体でやろうというのがもともとの考え方じゃなかろうかなってはいいます。やっぱり合併してから、だんだん大きくなれば抜けるとかいうところが出てくるような気がしますけれども、やっぱりこの本来の目的からそのように、もし仮に苓北町も抜けたとしたときには、もう毎年の負担金をずっと貯めとくと、やっぱそっちの方がいざっちゅうときも財政的には良いというふうな考え方も側面ではあるのかどうか。私は抜けたほうがいいんじゃないかというのはないんですけれども、ちょっとその辺りが、抜ける側からしてどのような理由が、もし情報として分かれば、抜けられる側からの意味がですね、分かっていたら教えていただければ。分からなければいいです。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（錦戸雅志君） 仔細なところ分かりませんが、こちらで電話で確認したところですね、いわゆる事業の発足当時に比べて、民間の保険制度が普及、充実してきていて、個々の保険対応で図られる状態にあるということと、あとはこの市においては、こういった災害等を遭われて、保険金の請求とかをですね、請求される方が全

てじゃないというふうなところがあって、今回は山鹿市の方は抜けられるということであるようでございます。

ただし苓北町におきましては、この制度を使ってですね、年間、やはりこの、こういった交通事故等に遭われた方が申請をいただいて、見舞金という形で住民の方には、そのような形でそういった制度に則ってですね、支給をさせていただいておるというところも、件数もまた苓北町はございますので、今のところ議員おっしゃったとおり苓北町は抜けるということは考えておりません。あと負担金につきましてはおっしゃられたとおり、全体の中でプールしていくということになった場合にはですね、市町村の均等割とかいう部分は、当然事故件数が多くなって加入者数が少なくなると、当然負担というのは今後増加するというふうなところも見込まれるかなというところではございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今、町民の方が事故に遭われた時の見舞金の方もスムーズにできるというようなことです。ただ、知らない人もですね、いらっしゃって、実際に事故に遭ってもそういうのが、もうほら民間の自分で自賠責、任意保険等も入っとるもんだから、そちらで処理してしまっ、て、こういうのがあると知ってれば申請したのについてというようなこともあるんじゃないかなあとも思ったもんですから、そういう事故が発生したときには、区長さんにもこういう情報をやって、申請すれば出ますよというようなことの周知ばしてもらえればと思います。ないのが一番なんですけど、漏れがないような形をぜひお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第73号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第73号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 報告第7号 専決処分の報告について

専決第9号 損害賠償額の決定及び和解について

○議長（野崎幸洋君） 日程第16、報告第7号、専決処分の報告について。専決第9

号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

提案理由の説明、はい。

○土木管理課長（松井徹也君） 報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

専決の内容につきましてご説明をいたしますので、次の次のページをお開きください。

専決第9号、損害賠償額の決定及び和解について。

令和6年8月19日発生、会計年度任用職員による草刈作業中の車両の破損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和6年9月19日。苓北町長、山崎秀典。

事故の内容でございますが、

1、事故発生年月日。令和6年8月19日。

2、事故発生場所。苓北町白木尾20番地1地内。

3、相手方。個人の軽自動車所有者の方でございます。

4、事故の概要。概要につきましては、会計年度任用職員が町道船の尾1号線の法面の草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石又は欠けたチップが付近に駐車していた相手方の自家用車助手席側窓ガラスに当たり破損させたものでございます。

5、損害賠償額。12万6,888円。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償保険から全額補てんされることとなっております。

6、和解事項。本件のほか、両者間には一切の債権債務関係がないこととして和解をしております。

以上でございます。この度は申し訳ありませんでした。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） かなり事故が多かごたっですね。やっぱり業者さんの草刈作業を見ておりますと、ずっとなんかな、ちょっと、丈夫んか帆の、帆ぎれですね、なんていうか、ああいったとをですね、1人が持って危ないところは刈っていくというようなことを、その事故を最優先にしてからやっておられるようですね。ぜひですね、そこら辺をですね、見直してもらってから、これがですね、車とか物損だからよかったものの、

これが人災ならば大変だと思いますので、今後はですね、もう少しその安全管理に力を入れていただきたい。あまりに多かじやなかるうかなと思いますのでね。そう思います。これ要望ですね。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これで報告第7号を終わります。

-----○-----

日程第17 陳情等文書表について

○議長（野崎幸洋君） 日程第17、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました4件となります。

陳情第3号、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情。

陳情第4号、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請書。

陳情第5号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。

陳情第6号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書。

以上4件については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付とすることに決定しましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

日程第18 閉会中の継続審査調査の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第18、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第5回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員